

令和7年度  
包括外部監査結果報告書

「和歌山県公共施設等総合管理計画の実施状況及び  
県有資産の維持管理運営に関する事務の執行について」

令和8年3月

和歌山県包括外部監査人

公認会計士 谷口信介

和歌山県公共施設等総合管理計画の実施状況及び  
県有資産の維持管理運営に関する事務の執行について

目次

1. 包括外部監査の概要 .....	1
1.1 外部監査の種類 .....	1
1.2 選定した特定の事件（テーマ） .....	1
1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
1.4 包括外部監査対象期間 .....	2
1.5 外部監査の方法 .....	2
1.6 外部監査の実施時期 .....	2
1.7 外部監査人補助者の資格と名称 .....	3
1.8 利害関係 .....	3
1.9 本報告書の取り扱い .....	3
2. 監査対象の概要 .....	4
2.1 和歌山県の状況 .....	4
2.2 公共施設等総合管理計画の概要 .....	13
2.3 監査対象について .....	29
3. 監査の結果 .....	31
3.1 監査結果としての指摘・意見のまとめ .....	31
3.2 公共施設全般的事項の監査結果 .....	50
3.3 個別施設の監査結果 .....	70
4. 総括 .....	159

# 和歌山県公共施設等総合管理計画の実施状況及び 県有資産の維持管理運営に関する事務の執行について

## 1. 包括外部監査の概要

### 1.1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

### 1.2 選定した特定の事件（テーマ）

和歌山県公共施設等総合管理計画の実施状況及び県有資産の維持管理運営に関する事務の執行について

### 1.3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

地方自治体において、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるなど、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている。国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。

これを受けて和歌山県においても、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって長寿命化の取組などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減を図りながら県民が必要とする行政サービスの維持・向上や安全性の確保を図っていくため、平成 29 年 3 月に「和歌山県公共施設等総合管理計画」を定めた。同計画は平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間で計画期間とし、施設の必要性・重要性と経費負担の側面から、将来にわたる施設の在り方を検討・検証し、令和 2 年度末までに長寿命化対策等を含む個別施設計画を策定した。

同計画および新中期行財政経営プラン（令和 4 年 3 月）によると、和歌山県が所有する公共施設等（インフラ施設除く）は、令和 2 年度末において建物数で 3,314 棟、建物延床面積では約 178 万㎡と膨大な量となっており、近い将来、大規模修繕や更新による多額の財政需要が見込まれている。当初の施設建設時から取り巻く社会環境や行政ニーズの変化が想定される中、これらの施設の「あり方」を検討した上で、必要とされた施設については計画的に維持管理、大規模修繕、更新等を実施していく必要がある。

このように、「和歌山県公共施設等総合管理計画」に基づく取組が県財政に与えるインパクトは極めて大きく、計画の取組状況および県有施設の維持管理における財務事務の執行について、有効性、効率性及び経済性等の観点で監査を行うことは有意義なものであり、令和7年度の包括外部監査のテーマとして選定することが相当であると判断した。

#### 1.4 包括外部監査対象期間

令和6年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和7年度の一部についても対象とする。

#### 1.5 外部監査の方法

##### (1) 監査の視点

- 和歌山県公共施設等総合管理計画は全庁的体制で推進されているか（経済性・効率性・有効性の観点）
- 各県有施設の個別施設計画が、和歌山県公共施設等総合管理計画に基づく検討を踏まえて適切に作成されているか、また PDCA サイクルに則り見直しが行われているか（経済性・効率性・有効性の観点）
- 施設所管課は、県有施設の維持管理・運営を個別施設計画に基づき計画的に実行しているか（経済性・効率性・有効性の観点）
- 県有施設の維持管理に関する財務事務は、関係法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか（法規性の観点）

##### (2) 主な監査手続

- 和歌山県公共施設等総合管理計画及び県有資産の現況の把握
- 所管課へのヒアリング
- 県有施設所管課へのヒアリングおよび現地視察
- 各県有施設の維持管理運営にかかる関連帳票の閲覧および「和歌山県公共施設等総合管理計画」に基づく取組状況の把握

#### 1.6 外部監査の実施時期

令和7年7月31日から令和8年3月30日まで

### 1.7 外部監査人補助者の資格と名称

公認会計士	辻戸亮平
公認会計士	古賀瞳
公認会計士	川崎航季
行政官庁勤務経験者	十楚知昭
公認会計士試験合格者	横山ひかり
公認会計士試験合格者	樋口将市

### 1.8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

### 1.9 本報告書の取り扱い

本報告書は地方自治法第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づく包括外部監査の結果を記したものである。同法第 252 条の 31 第 1 項の趣旨に基づき、特定のテーマを選定し、包括外部監査人の視点から限られた時間と予算の中で調査を実施し、その結果検出した事項の範囲で結果及び意見を述べたものであり、事務執行全般について何らかの保証を与えるものではない。

## 2. 監査対象の概要

### 2.1 和歌山県の状況

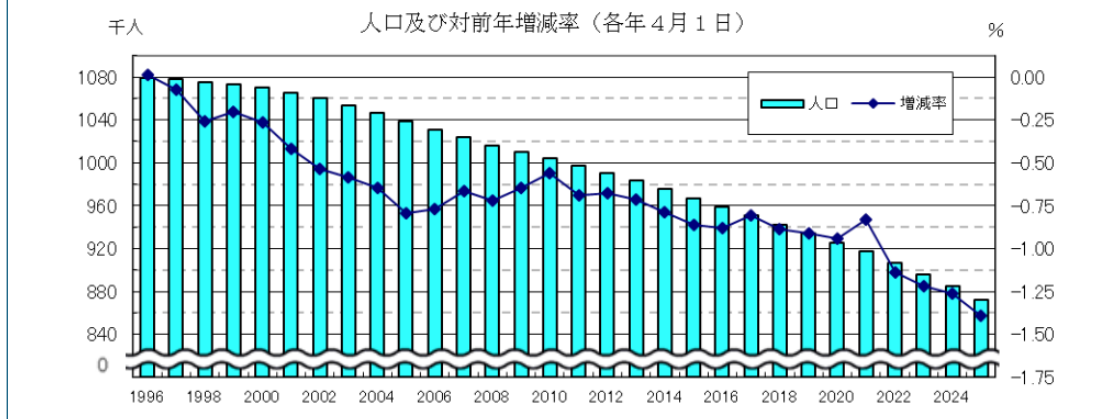
#### 2.1.1 人口動態

和歌山県の人口は、全国よりも早い流れで減少が進んでおり、1982年の約109万人をピークに減少に転じ、2025（令和7）年4月1日現在の推計人口は約87万2千人と、ピーク時の約8割まで落ち込んでいる。

【図表1 県人口の推移】

年	総人口			対前年 増減率	対前年 増減数		
	人	男 人	女 人		%	人	自然増減数 人
1996	1,078,801	512,414	566,387	0.01	141	156	▲ 15
1997	1,078,005	511,711	566,294	▲ 0.07	▲ 796	296	▲ 1,092
1998	1,075,197	509,963	565,234	▲ 0.26	▲ 2,808	▲ 50	▲ 2,758
1999	1,072,988	508,604	564,384	▲ 0.21	▲ 2,209	▲ 415	▲ 1,794
2000	1,070,147	506,959	563,188	▲ 0.26	▲ 2,841	▲ 526	▲ 2,315
2001	1,065,701	504,421	561,280	▲ 0.42	▲ 4,446	▲ 656	▲ 3,790
2002	1,060,019	501,169	558,850	▲ 0.53	▲ 5,682	▲ 977	▲ 4,705
2003	1,053,832	497,797	556,035	▲ 0.58	▲ 6,187	▲ 1,456	▲ 4,731
2004	1,047,047	494,012	553,035	▲ 0.64	▲ 6,785	▲ 1,845	▲ 4,940
2005	1,038,706	489,463	549,243	▲ 0.80	▲ 8,341	▲ 2,832	▲ 5,509
2006	1,030,736	485,434	545,302	▲ 0.77	▲ 7,970	▲ 3,544	▲ 4,426
2007	1,023,899	481,938	541,961	▲ 0.66	▲ 6,837	▲ 3,032	▲ 3,805
2008	1,016,507	478,163	538,344	▲ 0.72	▲ 7,392	▲ 3,598	▲ 3,794
2009	1,009,916	475,040	534,876	▲ 0.65	▲ 6,591	▲ 3,731	▲ 2,860
2010	1,004,240	472,353	531,887	▲ 0.56	▲ 5,676	▲ 4,288	▲ 1,388
2011	997,290	469,001	528,289	▲ 0.69	▲ 6,950	▲ 4,663	▲ 2,287
2012	990,491	465,667	524,824	▲ 0.68	▲ 6,799	▲ 4,980	▲ 1,819
2013	983,357	462,453	520,904	▲ 0.71	▲ 7,134	▲ 5,191	▲ 1,943
2014	975,553	458,921	516,632	▲ 0.79	▲ 7,804	▲ 5,719	▲ 2,085
2015	967,121	454,924	512,197	▲ 0.86	▲ 8,432	▲ 5,550	▲ 2,882
2016	958,616	450,917	507,699	▲ 0.88	▲ 8,505	▲ 5,572	▲ 2,933
2017	950,868	447,435	503,433	▲ 0.81	▲ 7,748	▲ 6,164	▲ 1,584
2018	942,454	443,694	498,760	▲ 0.88	▲ 8,414	▲ 6,558	▲ 1,856
2019	933,894	439,778	494,116	▲ 0.91	▲ 8,560	▲ 6,960	▲ 1,600
2020	925,077	435,946	489,131	▲ 0.94	▲ 8,817	▲ 6,927	▲ 1,890
2021	917,408	432,503	484,905	▲ 0.83	▲ 7,669	▲ 6,883	▲ 786
2022	906,968	427,505	479,463	▲ 1.14	▲ 10,440	▲ 8,000	▲ 2,440
2023	895,931	422,269	473,662	▲ 1.22	▲ 11,037	▲ 9,551	▲ 1,486
2024	884,627	416,899	467,728	▲ 1.26	▲ 11,304	▲ 9,532	▲ 1,772
2025	872,359	411,204	461,155	▲ 1.39	▲ 12,268	▲ 10,499	▲ 1,769

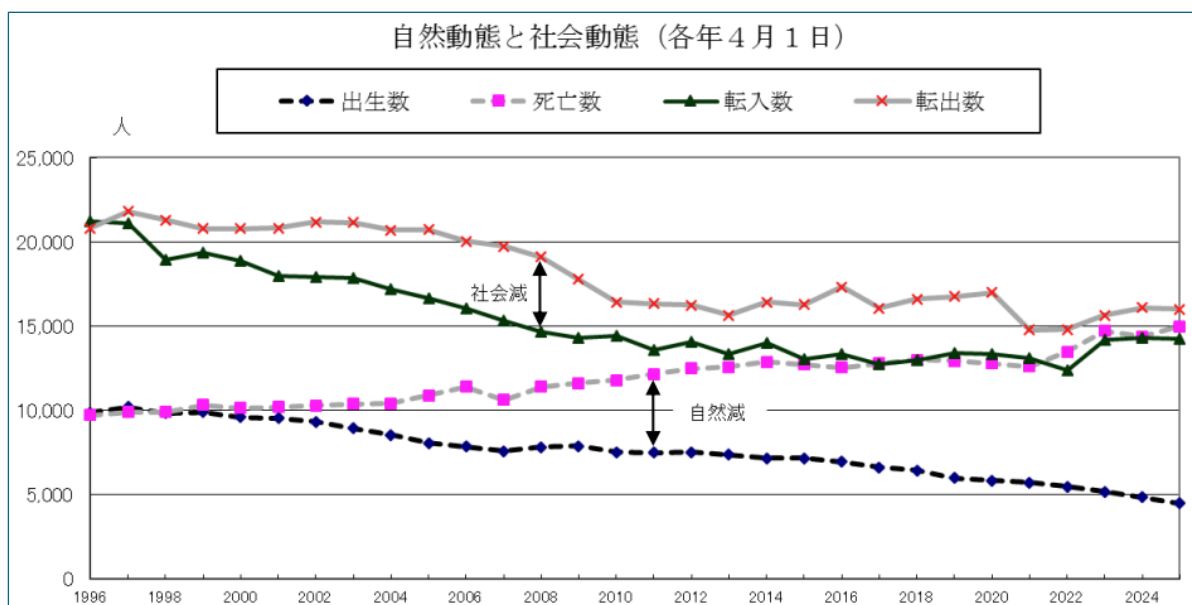
1996(平成8)年～2020(令和2)年の数値は、国勢調査確定値をもって補正している。  
2021(令和3)年以降の数値は、2020(令和2)年国勢調査確定値を基に推計している。



出典：和歌山県の推計人口（2025(令和7)年4月1日現在）

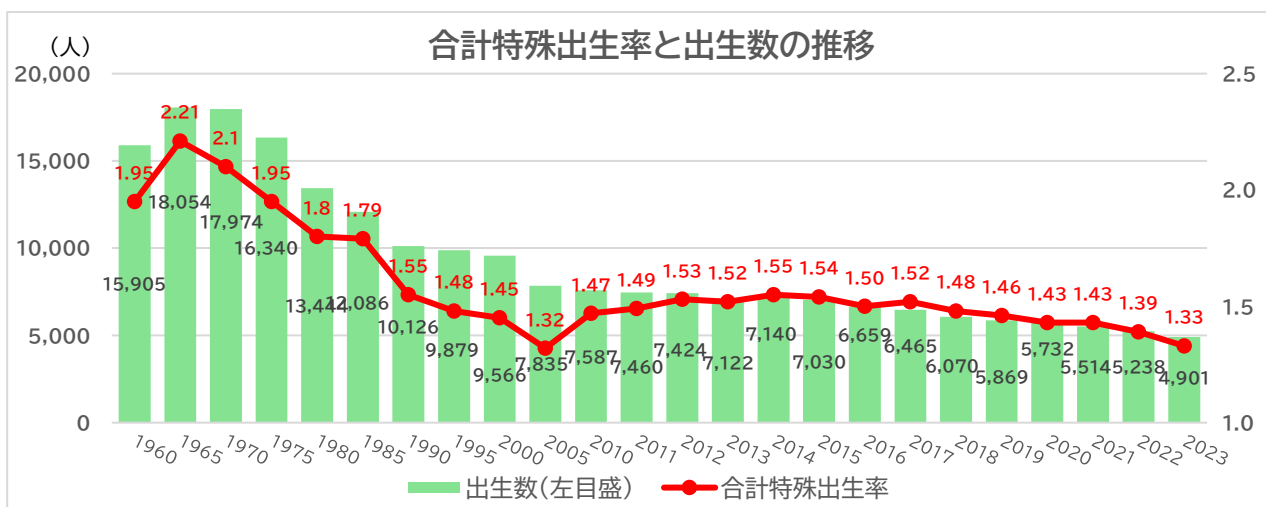
人口減少の要因として、自然減と社会減双方が長期にわたり継続していることが挙げられる。自然動態を見ると、1995年以降は死亡数が出生数を上回る状態が定着している。また、合計特殊出生率は一時的に回復傾向（2005年 1.32→2015年 1.54）にあったものの、その後は低下し続け、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準である人口置換水準（2.07）を大きく下回る水準にとどまっている。社会増減においては、進学や就職による若年層を中心とした県外流出が続いており、1996年以降転出超過が続いている。

【図表2 自然動態と社会動態】



出典：和歌山県の推計人口（2025(令和7)年4月1日現在）

【図表3 合計特殊出生率と出生数の推移】

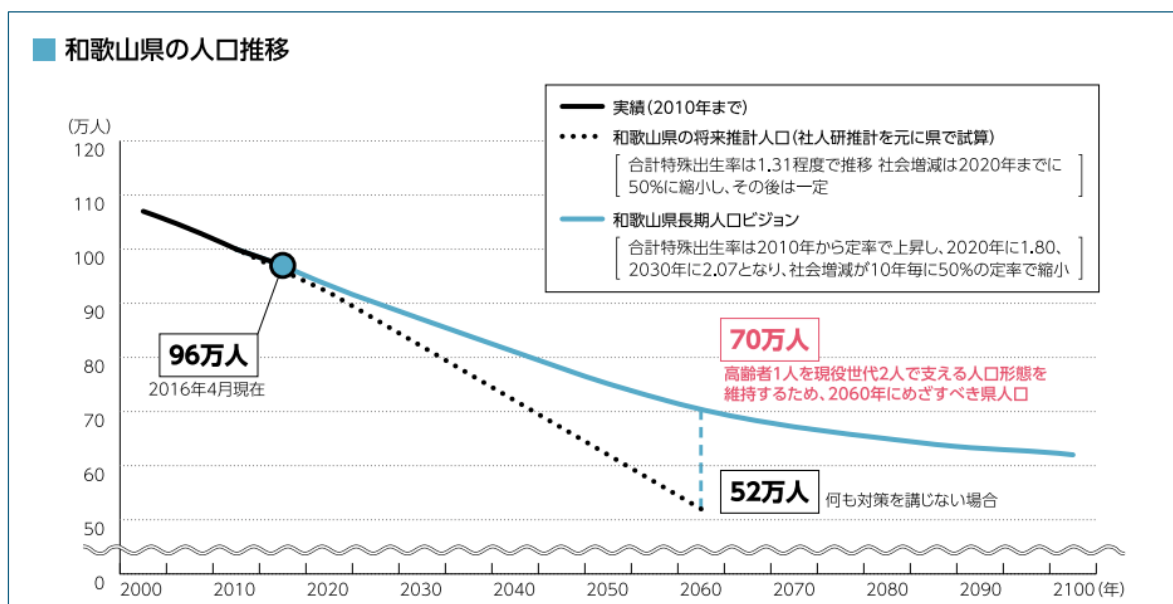


出典：厚生労働省の令和5年人口動態統計（確定数）より監査人作成

こうした若年層の減少により高齢化が急速に進展し、2020年の国勢調査では県の高齢化率は33.4%であり、今後も高齢化率の上昇が見込まれている。「和歌山県長期人口ビジョン」では、このまま有効な対策を講じない場合、2040年には県人口は約70万人、2060年には50万人程度まで激減し、その時点の高齢化率は約42%に達し、「高齢者1人を現役世代1人で支える」構造になると見込まれている。少子・高齢化を伴った人口減少は、地域経済や医療、教育など様々な分野において悪影響を及ぼし、自治体の存続まで危うくすることになると懸念されている。

こうした厳しい見通しを踏まえ、県は「長期人口ビジョン」において、あるべき将来人口像として「高齢者1人を現役世代2人で支える人口形態」を掲げ、2060年に人口70万人を確保することを目標としている。

【図表4 和歌山県の人口推移】



出典：和歌山県長期総合計画（2017年度～2026年度）

以上のように、和歌山県の人口動態は、長期にわたる自然減・社会減と急速な少子高齢化が重なり、今後数十年で人口規模・人口構造ともに大きく変容する局面にあるといえる。そのため、人口減少に伴う公共施設の需要縮小は今後不可避であり、現有ストックの適正規模や各施設のあり方の再検討は避けられない。この点は、監査を行う上で重要な前提となる。

## 2.1.2 和歌山県の財政状況

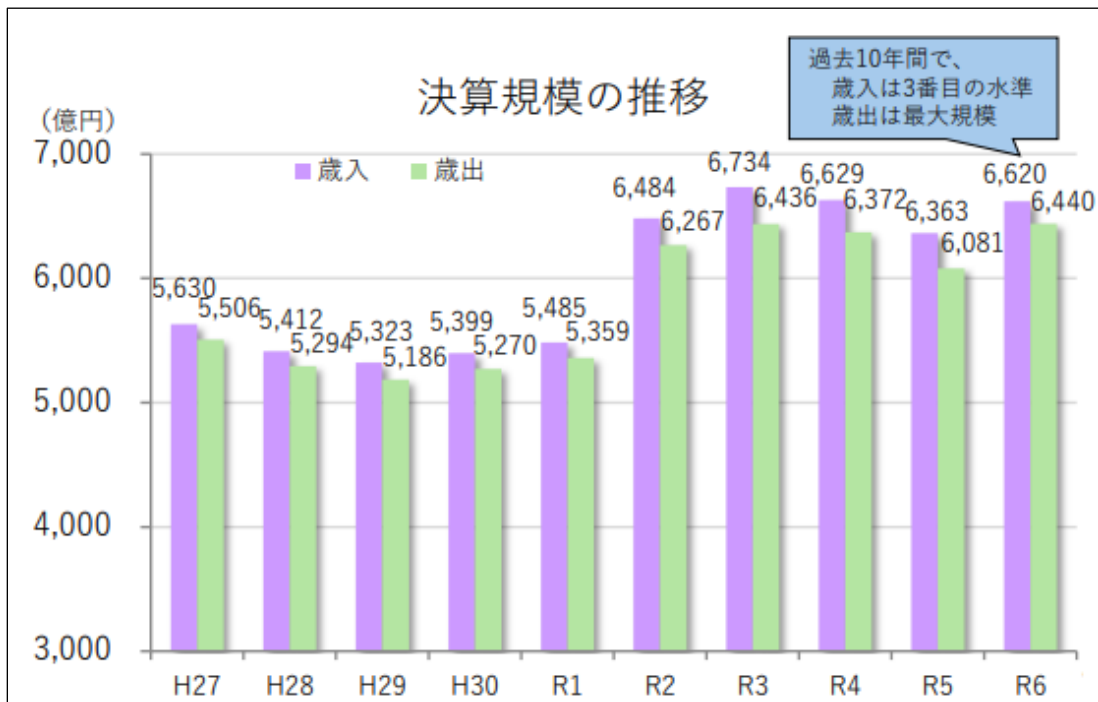
### (1) 主な財政指標等

#### <普通会計歳入・歳出額の推移>

和歌山県の普通会計決算は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策関連経費や和歌山県立医科大学薬学部設置経費の増加等により歳出が908億円増加、歳入についても国庫支出金や県債の増加等により999億円増加し、歳入・歳出額がいずれも過去最大規模となった。令和3年度は防災・減災、国土強靱化の推進に伴う投資的経費や和歌山県土地開発公社債務保証対策基金への積立金の増加等により歳入・歳出額ともにさらに増加した。

令和5年度決算においては新型コロナウイルス感染症対策関連経費の減少等により歳入・歳出額が減少したが、令和6年度決算では人事委員会勧告に伴う給与改定及び定年引上げに伴う定年退職者の増加による退職手当の増加等により歳出が大きく増加し、過去最大の歳出額となった。

【図表5 普通会計決算規模の推移】



出典：普通会計決算（見込み）の概要 和歌山県財政の状況（令和6年度）

### <実質収支の推移>

実質収支は、令和6年度までの過去10年間黒字となっている。一方、単年度収支においては平成27年度、30年度、令和3年度、6年度が赤字となっている。また実質単年度収支は、令和5年度まで黒字となっているが、令和6年度に財政調整基金からの取崩しを行ったこと等により約39億円の赤字となっている。

【図表6 歳入・歳出額および実質収支の状況】

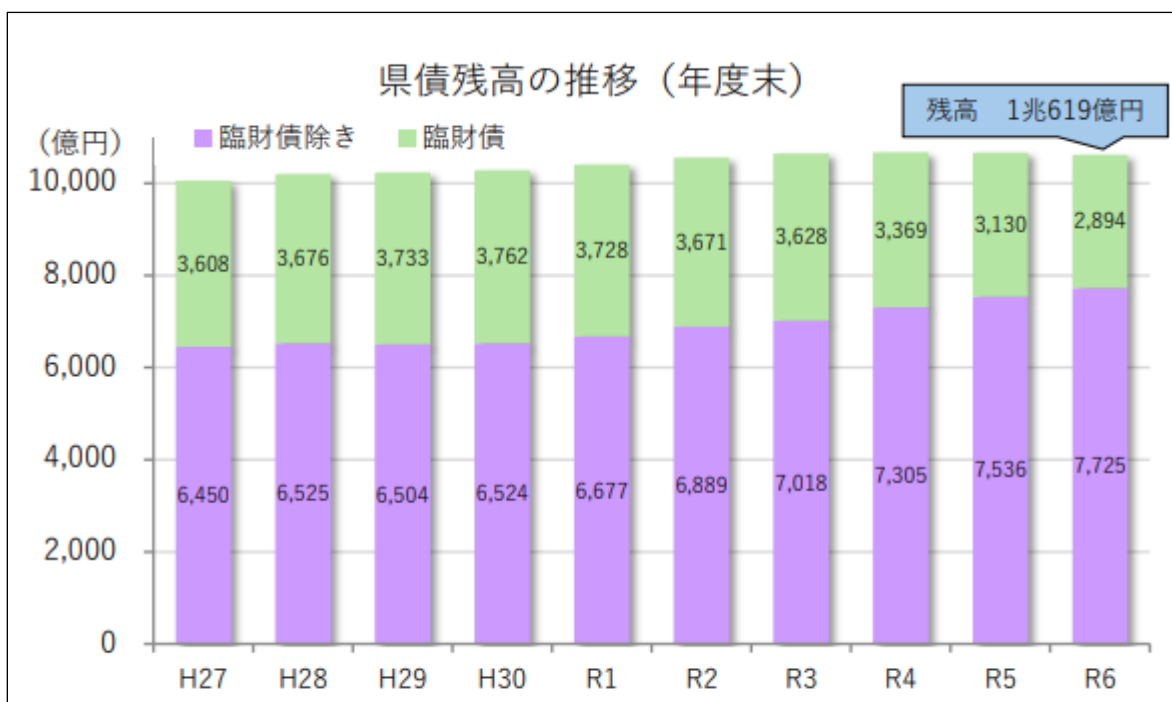
	H27決算額	H28決算額	H29決算額	H30決算額	R1決算額	R2決算額	R3決算額	R4決算額	R5決算額	R6決算額
歳入	562,969	541,232	532,338	539,895	548,495	648,362	673,365	662,895	636,274	662,036
歳出	550,610	529,380	518,622	527,014	535,861	626,676	643,554	637,232	608,066	644,048
歳入歳出差引 (A)	12,360	11,851	13,717	12,881	12,634	21,686	29,810	25,664	28,208	17,988
翌年度への繰越財源 (B)	8,703	8,169	7,843	9,430	5,914	7,831	18,420	7,538	9,692	8,274
実質収支 (A-B)	3,657	3,682	5,874	3,451	6,720	13,855	11,390	18,125	18,517	9,714
単年度収支 (C)	▲1,152	26	2,191	▲2,423	3,269	7,135	▲2,466	6,735	391	▲8,803
財調基金積立額 (D)	7	4	3	1	1	1	0	1,527	6,520	9,015
県債繰上償還額 (E)	3,402	1,807	3,194	2,953	1,725	3,048	13,219	0	0	0
財調基金取崩額 (F)	0	0	0	0	989	0	0	0	1,522	4,126
実質単年度収支 (C+D+E-F)	2,257	1,836	5,388	531	4,007	10,185	10,753	8,262	5,390	▲3,914

出典：普通会計決算（見込み）の概要 和歌山県財政の状況（平成27年～令和6年度）より監査人作成

### <県債残高の推移（普通会計）>

令和6年度末における普通会計の県債残高は1兆619億円となり、昨年度に比べ約47億円の減少となっている。このうち、臨時財政対策債の残高は発行額の減少と償還に伴い約236億円の減少となったが、臨時財政対策債を除くその他の県債残高は、防災・減災、国土強靱化の推進等に係る県債の発行により約189億円の増加となっている。

【図表7 県債残高の推移】



出典：普通会計決算（見込み）の概要 和歌山県財政の状況（令和6年度）

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末	R5年度末	R6年度末
県債残高	1,005,794	1,020,122	1,023,752	1,028,569	1,040,486	1,055,991	1,064,598	1,067,380	1,066,648	1,061,915
うち臨時財政対策債	360,765	367,627	373,321	376,168	372,756	367,074	362,751	336,886	313,042	289,443
うち臨時財政対策債除き	645,029	652,495	650,431	652,401	667,730	688,917	701,847	730,494	753,606	772,472
県民一人当たり県債残高（千円）	1,012	1,036	1,050	1,066	1,090	1,118	1,139	1,155	1,168	1,178

出典：普通会計決算（見込み）の概要 和歌山県財政の状況（平成27年～令和6年度）より監査人作成

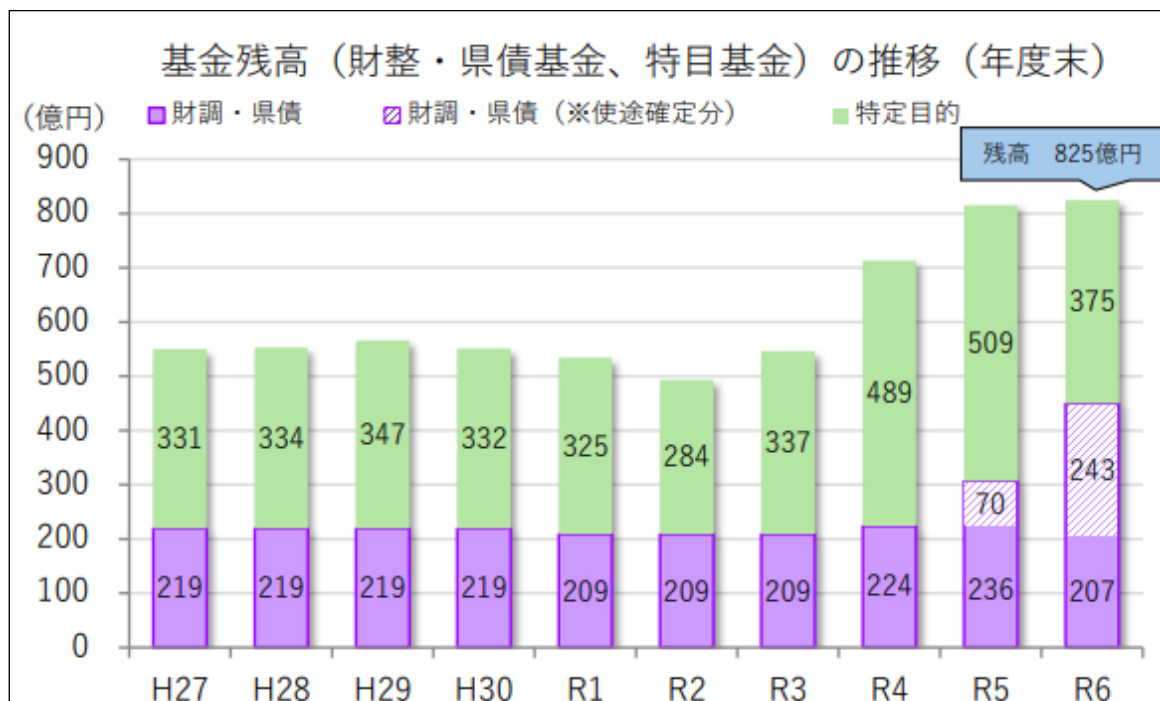
### < 基金残高の推移（普通会計） >

年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金、地方債の償還およびその適正な管理に必要な財源を確保するため設けられた県債管理基金の残高合計は約143億円の増加となった。しかし、国庫支出金の返還や普通交付税の精算等将来の使途が確定している分が約173億円増加しているものの、使途が確定していない通常分の残高は約29億円の減少となっている。

また特定目的基金については、令和6年度は土地開発公社債務保証対策基金の取り崩しや公債費の増加に対応するために公債費臨時対策基金を取り崩したこと等により約134億円の減少となっている。

なお後述する「新中期行財政経営プラン」において、財政調整基金・県債管理基金の残高を150億円程度確保することが方針として示されている。

【図表8 基金残高の推移】



出典：普通会計決算（見込み）の概要 和歌山県財政の状況（令和6年度）

＜財政指標の状況＞

令和6年度の財政力指数は、前年度から0.014ポイント上昇し、0.329となった。なお令和5年度財政力指数の都道府県平均が0.491（東京都を含まない場合0.478）となり、和歌山県（0.315）は都道府県平均を大きく下回り、全国第42位となっている。総務省が作成している都道府県財政指数表におけるグループの設定においてはDと位置付けられており、財政力が十分であるとは言い難い状況にある。

その他、健全化判断比率については早期健全化基準および財政再生基準を下回る結果となっているが、将来負担比率は全国平均を大きく上回る数値となっている。

【図表9 各種財政指標および健全化判断比率の推移】

各種財政指標および健全化判断比率の推移

	H27 決算	H28 決算	H29 決算	H30 決算	R1 決算	R2 決算	R3 決算	R4 決算	R5 決算	全国平均 (R5)	R6 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準
財政力 指数	0.320	0.327	0.330	0.328	0.333	0.338	0.323	0.318	0.315	0.491	0.329		
経常収支 比率 (%)	92.3	92.5	92.1	93.1	94.8	95.2	86.9	93.0	93.0	92.5	94.4		
実質赤字 比率※ (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.75	5.00
連結実質 赤字比率※ (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.75	15.00
実質公債費 比率 (%)	10.6	9.5	8.7	7.8	7.5	7.6	7.7	8.4	9.5	10.1	10.8	25.0	35.0
将来負担 比率 (%)	187.9	193.9	196.0	197.5	203.6	204.5	194.6	200.1	202.0	148.7	200.3	400.0	

※実質赤字額または連結実質赤字額が無い場合は「-」表示

出典：普通会計決算（見込み）の概要 和歌山県財政の状況（平成27年～令和6年度）  
および総務省 令和5年度都道府県財政指数表、地方公共団体の主要財政指標一覧 から監査人作成

【図表10 令和5年度都道府県財政指数表におけるグループの設定】

グループ	財政力指数 (令和3年度～令和5年度)	所属団体	団体数	
A	1.000以上	該当なし	—	
B	B1	0.700以上～1.000未満	愛知県、神奈川県、千葉県、大阪府、埼玉県	5
	B2	0.500以上～0.700未満	静岡県、茨城県、福岡県、栃木県、兵庫県、群馬県、宮城県、広島県、三重県、京都府、滋賀県、岐阜県、岡山県、福島県、長野県	15
C	0.400以上～0.500未満	石川県、富山県、新潟県、北海道、香川県、山口県、愛媛県、奈良県	8	
D	0.300以上～0.400未満	福井県、熊本県、山梨県、大分県、沖縄県、山形県、岩手県、宮崎県、青森県、佐賀県、鹿児島県、長崎県、和歌山県、徳島県、秋田県	15	
E	0.300未満	鳥取県、高知県、島根県	3	
F	1.10065	東京都	1	

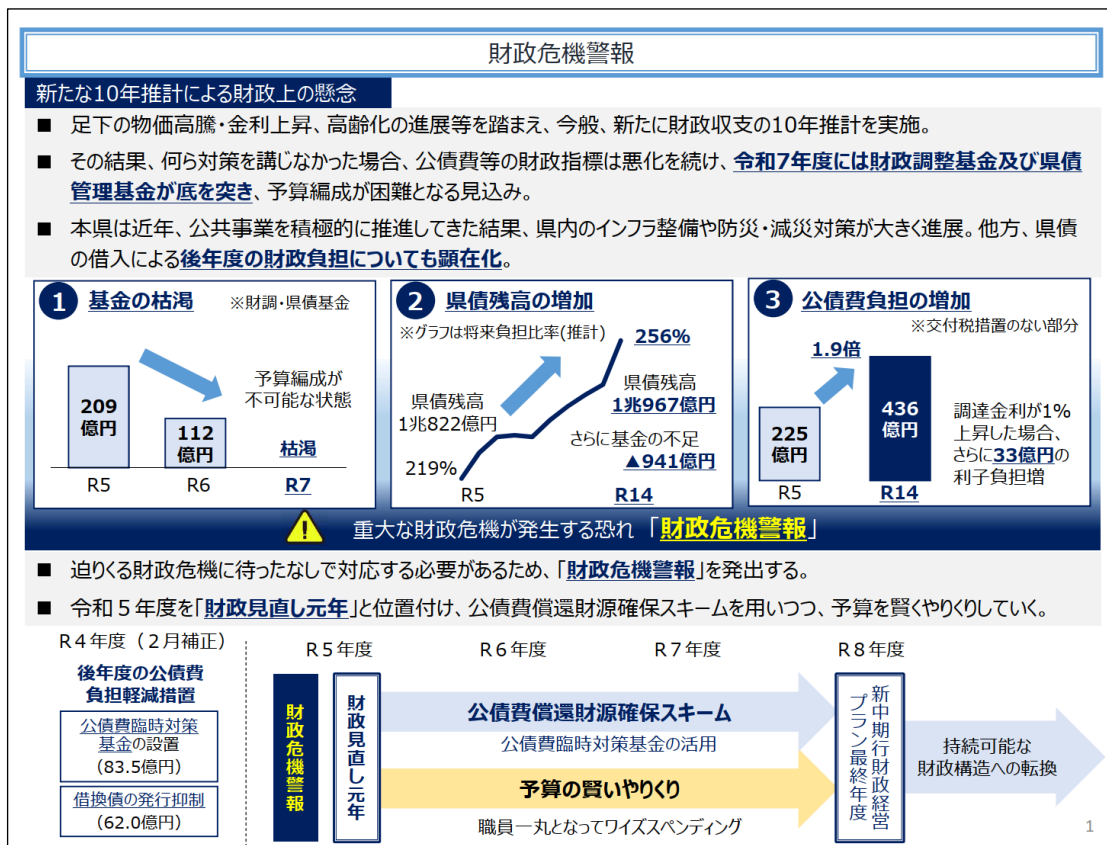
出典：総務省 令和5年度都道府県財政指数表より抜粋

(2) 「新中期行財政経営プラン」の策定および「財政危機警報」の発令

こうした状況を踏まえ、県は「新中期行財政経営プラン（令和4～8年度）」を策定し、「将来にわたる持続可能な行財政運営の確保」の取組方針を定めている。具体的な取組として、①人員体制（適正な定数管理）、②財産管理（計画的な維持管理、大規模改修、更新等を推進し、大規模改修等・更新に係る経費について単年度100億円を超えないことを目標に）、③財政運営（財政調整基金・県債管理基金の残高を150億円程度に維持）といった方針が示されている。

また令和5年2月に、足下の物価高騰・金利上昇、高齢化の進展等を踏まえ新たに財政収支の10年推計を実施したところ、何ら対策を講じなかった場合公債費等の財政指標は悪化を続け、令和7年度には財政調整基金および県債管理基金が底を突き予算編成が困難となる見込みとして、知事が「財政危機警報」を発令した。高齢化の進展に伴い増加する社会保障関係経費や、過年度に発行した県債の償還のため今後確実に増加する公債費を賄い、さらには県内の課題解決のための新たな財政需要にも機動的に対応することができるよう、速やかに財政構造を見直していく必要があるとして、公債費償還財源確保スキームにより財源捻出を行うほか、予算の賢いやりくりにより財源不足に対応していくこととされている。

【図表11 和歌山県 財政危機警報】



出典：和歌山県財政の現状と課題（令和5年2月）

なお令和7年度当初予算および令和8年度当初予算編成方針においては、「財政危機警報」等を踏まえ、重点施策および新たな財政需要に必要な予算については、事業のスクラップアンドビルドにより対応することとされている。

以上のとおり、新中期行財政経営プランおよび財政危機警報は、和歌山県の財政状況の厳しい将来見通しを踏まえて構造改革を進めるための枠組みであり、公共施設総合管理計画を監査するにあたっては、これらの財政状況と将来見通しを前提条件として捉えることが不可欠である。

## 2.2 公共施設等総合管理計画の概要

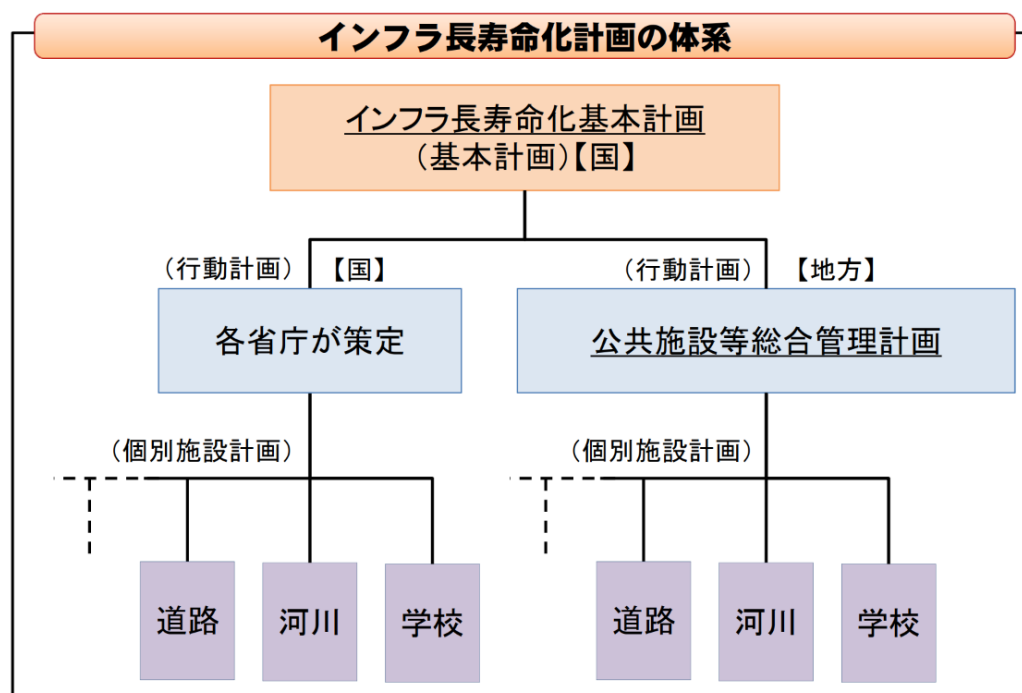
### 2.2.1 公共施設マネジメントにおける国の方針

#### (1) 「インフラ長寿命化基本計画」の策定

我が国において高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが一斉に高齢化し、またこれらのインフラの中には、建設年度や構造形式等の施設諸元や、劣化や損傷等の老朽化の進展状況など、維持管理に必要な情報が不明な施設も多く存在している。また、維持管理に係る基準やマニュアル等は管理者間でばらつきが存在するほか、国・地方を通じ職員定数の削減が進む中、地方公共団体の中には維持管理を担当する技術職員が不在、もしくは不足している団体も存在するなど、制度や体制についても、我が国全体として十分とは言えないという指摘があった。

このため、国は、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定した。本計画に基づき、国や地方公共団体レベルで行動計画等の策定を進めることとされた。

【図表12 インフラ長寿命化計画の体系】



出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の概要（平成 26 年 4 月）

(2) 地方自治体への「公共施設等総合管理計画」の策定要請

「インフラ長寿命化基本計画」の策定を受け、平成 26 年 4 月に総務省から各都道府県知事・各指定都市市長宛「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」として通知により、各地方自治体に対して以下の通り「公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）の策定が要請された。

【図表13 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」】

総財務第 74 号 平成 26 年 4 月 22 日	
各都道府県知事 } 各指定都市市長 } 殿	総務大臣 新藤 義孝
公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について	
<p>我が国においては、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっております。また、このように公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域社会の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるとともに、昨今推進されている国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）にも資するものです。</p> <p>国においては、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)における「インフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題である。」との認識のもと、平成 25 年 11 月には、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところです。</p> <p>各地方公共団体においては、こうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組まれるよう特段のご配慮をお願いします。</p> <p>また、各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知について速やかにご連絡いただき、その趣旨が徹底されますようお願いいたします。</p>	

出典：「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月）

上記要請に合わせて、総務省は「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下、「策定指針」という）を公表し、各地方公共団体が定める「総合管理計画」において記載すべき事項や、計画策定にあたっての留意事項等について示した。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める「個別施設計画」の策定を行うよう要請した。

「総合管理計画」は、令和 2 年度末時点で全地方自治体の 99.9%で策定済みとなり、また個別施設計画についてもほとんどの施設類型で 8 割以上の策定率となる見込みとなった。これまでも「策定指針」等において、「総合管理計画及び個別施

設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であるとされていたが、策定の要請から一定の期間が経過するとともに国（各省）のインフラ長寿命化計画が令和2年度中に見直される予定であることも踏まえ、令和3年度中に、総合管理計画の見直しを行うことが求められた。見直しにあたっては、その時点で策定済みの個別施設計画等を踏まえて実施することとなった。

### (3) 「総合管理計画」の記載内容

各地方公共団体が定める「総合管理計画」において記載すべき事項や、計画策定にあたっての留意事項等は「策定指針」において示されているが、その内容は「総合管理計画」の見直し実施にあたって追加・修正が実施されている。

なお、令和5年10月に改訂された指針において、「総合管理計画」に記載すべき事項および「総合管理計画」策定・改訂にあたっての留意事項については、以下の通りである。

【図表14 総合管理計画に記載すべき事項・総合管理計画策定・改訂にあたっての留意事項】

第一 総合管理計画に記載すべき事項
以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すること。
1. 公共施設等の現況及び将来の見通し
(1) 公共施設等の状況（施設保有量とその推移、老朽化の状況、有形固定資産減価償却率の推移及び利用状況）及び過去に行った対策の実績
(2) 総人口や年代別人口についての今後の見通し
(3) 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等
2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
(1) 計画策定年度、改訂年度及び計画期間
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策
(3) 現状や課題に関する基本認識
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
①点検・診断等の実施方針
②維持管理・更新等の実施方針
③安全確保の実施方針
④耐震化の実施方針
⑤長寿命化の実施方針
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針
⑦脱炭素化の推進方針
⑧統合や廃止の推進方針
⑨数値目標
⑩地方公会計（固定資産台帳等）の活用
⑪保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

⑫広域連携
⑬地方公共団体における各種計画 及び国管理施設との連携
⑭総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
(5) P D C Aサイクルの推進方針
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針
上記「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」中(3)及び(4)の各項目のうち必要な事項について、施設類型（道路、学校等）の特性を踏まえて記載することが望ましいこと。
<b>第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項</b>
総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当であること。
一 行政サービス水準等の検討
二 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・充実
三 議会や住民との情報共有等
四 PPP/PFI の活用について
五 市区町村域を超えた広域的な検討等について
六 合併団体等の取組について

(4) 地方財政措置

各地方公共団体において総合管理計画・個別施設計画に基づいて推進する公共施設等の適正管理の取組に対する地方財政措置として、公共施設の集約化・複合化事業や転用事業、長寿命化事業等を対象とした地方債である「公共施設等適正管理推進事業債」が創設されている。

【図表15 公共施設等適正管理推進事業の概要】

公共施設等適正管理推進事業	
公共施設等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去に建設された公共施設等が今後、大量に更新時期を迎える一方、地方団体の財政は依然として厳しい状況にある</li> <li>○ そのため、地方団体において、長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、「公共施設等適正管理推進事業債」により取組を推進</li> </ul>
公共施設等適正管理推進事業債	<p>【対象事業】 ※公共施設等総合管理計画等に位置づけることが必要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集約化・複合化事業 ※延床面積や維持管理経費等の減少に限る             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集約化・複合化施設整備事業</li> <li>(2) 集約化・複合化等に伴う除却事業(機能統合等に伴うものを含む) <b>【R7拡充】</b></li> </ol> </li> <li>② 長寿命化事業             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共用の建築物 施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延長させる事業</li> <li>・ 社会基盤施設 所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(一定規模以下等の事業)</li> </ul> <p>(道路、河川管理施設(水門、堤防、ダム(本体、放流設備、観測設備、通報設備等))、砂防関係施設、海岸保全施設、港湾施設、都市公園施設、空港施設、治山施設・林道、漁港施設、農業水利施設・農道・地すべり防止施設)</p> </li> <li>③ 転用事業</li> <li>④ 立地適正化事業</li> <li>⑤ ユニバーサルデザイン化事業</li> <li>⑥ 除却事業</li> </ol> <p>【充当率】 90%</p> <p>【元利償還金に対する交付税措置率】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① : 50%(②は、対象事業費から除却施設にかかる土地価格相当分を控除した額を対象)</li> <li>②~⑤: 財政力に応じて30~50%</li> <li>⑥: 交付税措置なし</li> </ol> <p>【事業期間】 令和8年度まで 【令和7年度事業費】 5,000億円</p>

出典：総務省「公共施設等の適正管理について」（令和7年4月）

## 2.2.2 和歌山県公共施設等総合管理計画について

### (1) 県総合管理計画の概要

総務省からの要請を受け、和歌山県は平成 29 年 3 月に「和歌山県公共施設等総合管理計画」を策定した。本計画を受けて策定した個別施設計画の推進を図ることにより、県の公共施設等の長寿命化や有効活用の取組を加速させ、将来にわたって安全で効率的な公共施設等の総合管理を実現するとしている。

### (2) 計画期間

平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 年間

### (3) 対象施設

県が所有する全ての公共施設等を対象としている。主な対象施設は次のとおり。

#### ①公共建築物

分野	主な施設	備考
庁舎等施設	庁舎、振興局、職員住宅等	県庁等 163 施設
警察施設	警察署、警察職員宿舍等	県警本部等 250 施設
学校教育施設	高等学校、支援学校等	高等学校等 67 施設
県営住宅	県営住宅	県営住宅 67 団地
文化・体育・社会教育等施設	図書館、美術館、体育館等	県立図書館等 80 施設
保健福祉施設	児童相談所等	子ども・女性・障害者相談センター等 3 施設
病院施設	病院	こころの医療センター 1 施設
地方独立行政法人施設	大学、附属病院等	県立医科大学 6 施設

#### ②インフラ施設

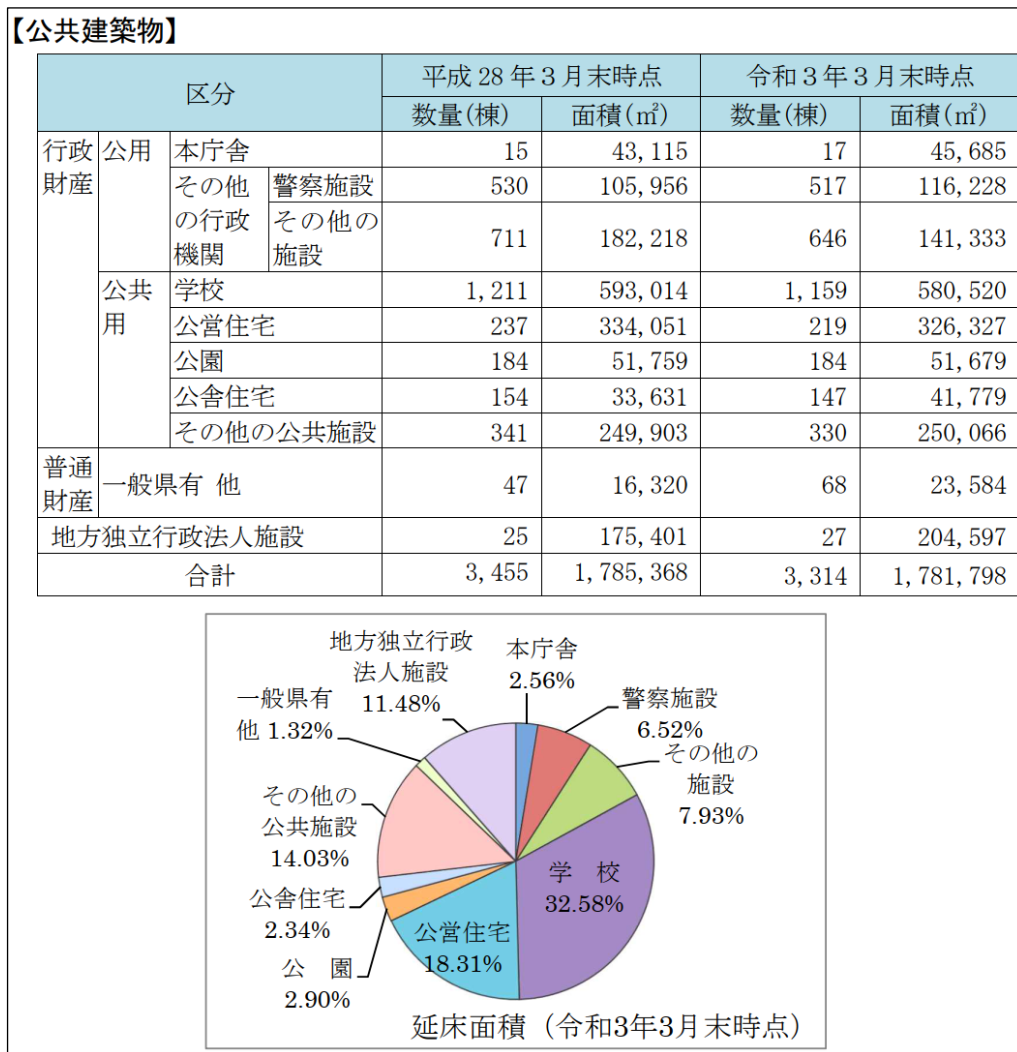
分野	主な施設	備考
道路	橋梁、トンネル等	国道(県管理)及び県道 198 路線
河川・ダム	ダム、排水機場、水門等	一級河川(県管理)133 河川、二級河川 317 河川、二川ダムなど 5 基
治山	治山ダム、集水井工等	治山ダム工 2,486 基、集水井工 46 基など
農業水利施設	用水路、頭首工、揚水機場等	県営事業で造成した農業水利施設 750km など
農地防災施設	海岸保全施設、地すべり防止施設、防災ダム等	海岸保全施設 20 箇所、農地地すべり指定区域 28 箇所、小匠ダムなど
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	砂防指定地 1,330 箇所、地すべり防止区域 119 箇所、急傾斜地崩壊危険区域 1,166 箇所
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	紀の川流域下水道、紀の川中流域下水道 2 処理区
公園	都市公園	9 公園、3 施設

海岸	海岸保全施設（護岸、水門・樋門等）	美浜海岸、和歌山下津港海岸、田辺漁港海岸など 87 海岸
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設等	和歌山下津港など 15 港湾
空港	空港土木施設等	南紀白浜空港 1 空港
漁港	水域施設、外郭施設、係留施設等	和歌浦漁港など 7 漁港
工業用水道	取水施設、送・配水施設等	有田川第 1 工業用水道、有田川第 3 工業用水道、紀の川第 2 工業用水道など
交通安全施設	信号機	信号制御機、信号柱、信号灯器など

(4) 和歌山県の公共建築物の現況

和歌山県が所有する公共施設等のうち、インフラ施設を除いたもの（以下「公共建築物」という。）は、令和 2 年度末において公有財産台帳等に登録されている建物数で 3,314 棟、建物延床面積では約 178 万 m<sup>2</sup>となっている。

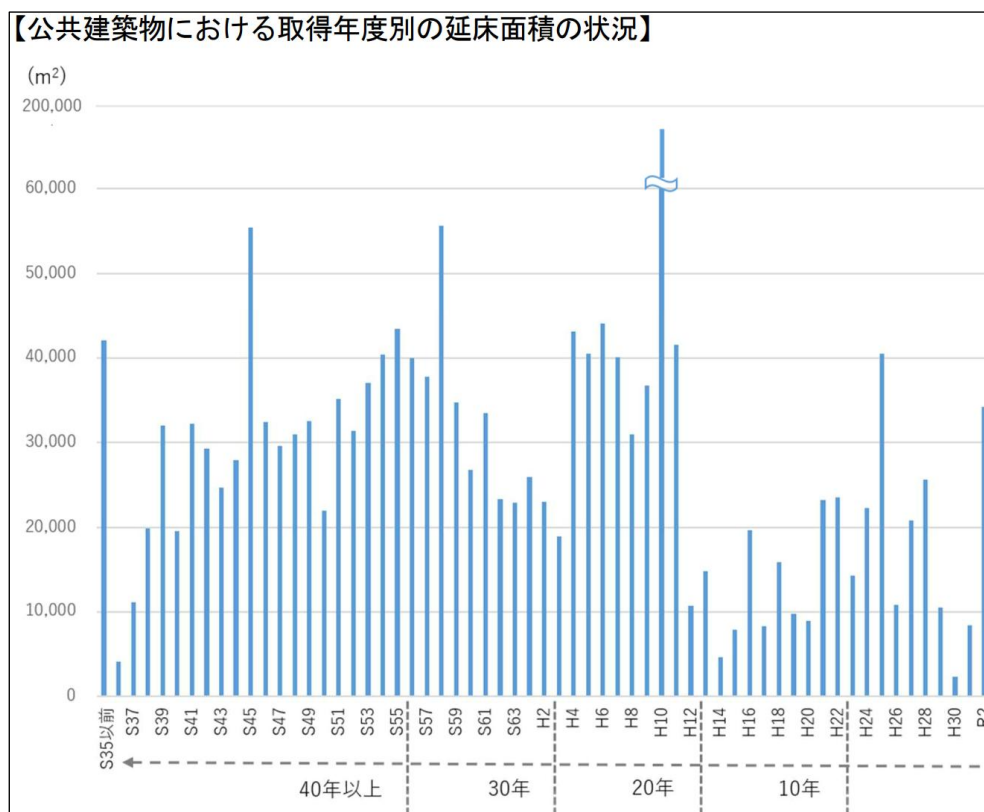
【図表16 和歌山県の公共建築物の現状】



出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和 4 年 3 月改訂）

なお、和歌山県の公共建築物の有形固定資産減価償却率は、平成28年度で61.03%、令和2年度で66.35%となっている。建築後30年を経過している施設は、延床面積で既に半数を超えており、今後現有施設のまま維持すると仮定すると、10年後には約82%、20年後には約89%となり、老朽化が深刻な状況となることが予想されている。

【図表17 公共建築物における取得年度別の延床面積の状況】



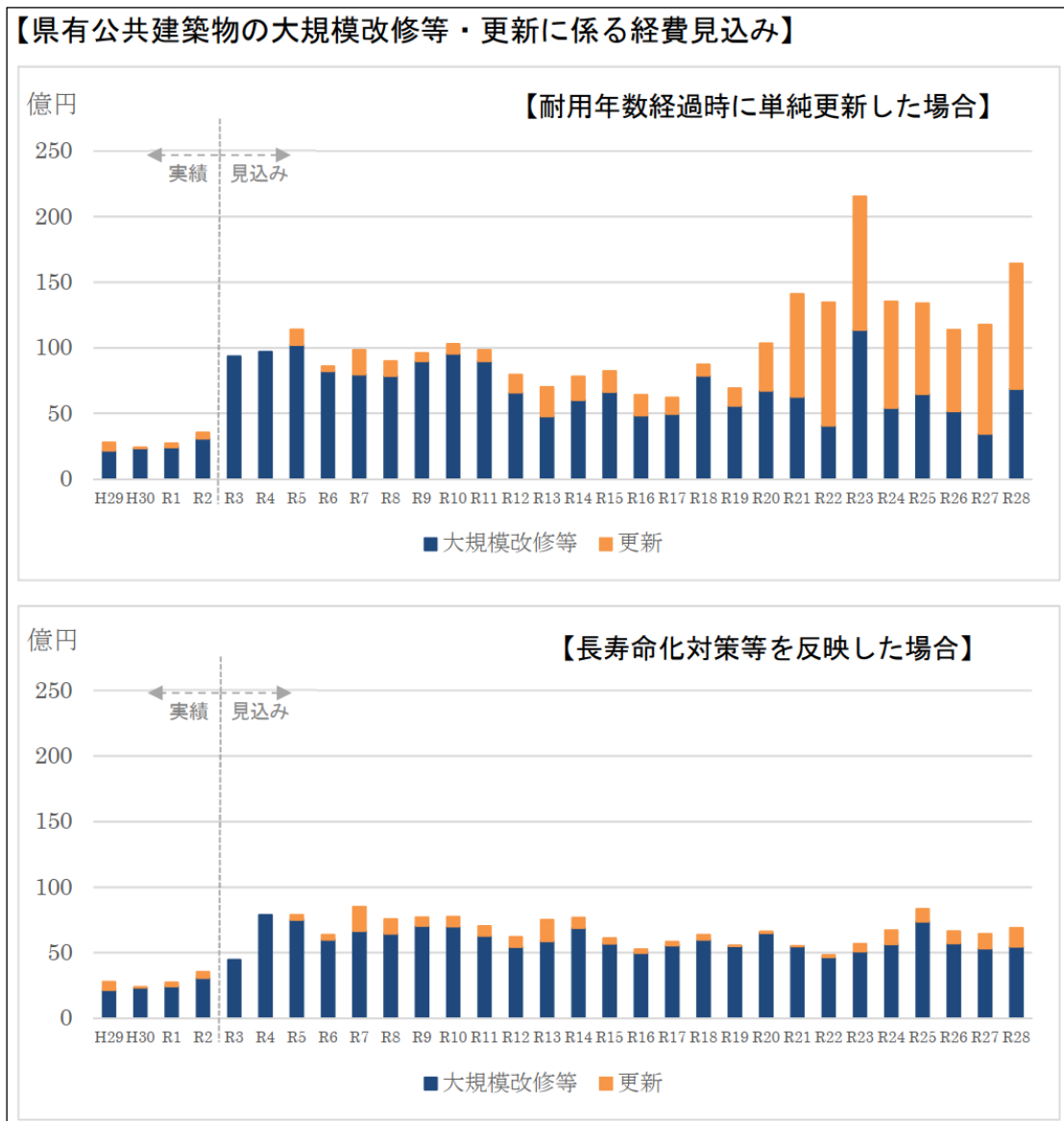
出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

### (5) 公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み

県が所有する公共建築物について、構造や面積等を令和28年度まで同規模で維持すると仮定し、平成29年度～令和28年度までの30年間の大規模改修等・更新に要する費用を試算したところ、耐用年数経過時に更新すると仮定した場合は約2,727億円、個別施設計画に基づく長寿命化対策等を反映した場合は概算で約1,731億円となり、経費節減の効果額は約996億円と推定される。

なお、県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費について、持続可能な財政運営を考えた場合に財源確保が可能な予算規模を最大で単年度100億円までと想定し、将来の財政負担が軽減・平準化されるよう、予防保全による長寿命化に取り組むなど、計画的な維持管理を行っている。

【図表18 県有公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み】



出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

## (6) 公共施設等の管理に関する基本方針

県総合管理計画において、公共施設等の管理に関する基本方針として、以下の通り定めている。

### (1) 公共施設等の実態把握

全庁的・長期的な視点に立って戦略的な維持管理、大規模修繕、更新等を行うためには、公共施設等の現在の状況を的確に知る必要があります。

そのために、公共施設等の老朽化等の物理的状況、利用・運営実態等に加え、人口動態や社会情勢の変化による需要見通しを踏まえ、それぞれの施設に関するトータルコストを含めた実態把握を行います。

### (2) 公共施設等の安全性の確保

公共施設等の安全確保は最重要であるとの認識の下、県民の安全・安心な生活の確保のため、適切な施設の維持管理等を行います。

### (3) 公共施設等の長寿命化

予防保全による公共施設等の長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながら、中長期的な維持修繕・更新費用の最小化、財政負担の平準化を図ります。

### (4) 公共建築物のスリム化

公共建築物について、役割が低下している施設や更新・大規模修繕が見込まれる施設について、将来の利用動向の変化を見据え、あり方を検討し、廃止、譲渡、集約化、複合化、転用、縮小等を行います。

出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

## (7) 具体的な取組に関する実施方針

公共施設等の管理に関する基本方針に基づく具体的な取組について、次の方針に基づき実施するものとされている。

### (1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の劣化を適切に把握するため、施設管理者は各施設の特性、法令等を踏まえてマニュアル等を整備し、これに基づき、法定点検はもちろんのこと、適切な頻度・時期に、目視その他の方法により定期点検を実施します。また、より適切な点検・診断等を行うため、施設管理者に対する技術的助言や研修会の実施等により、施設管理者の点検・診断等のスキル向上に努めます。また、個別の施設情報に点検・診断・修繕等の履歴情報を加えたものをデータベース化して、今後の老朽化対策に活用することにより、メンテナンスサイクルを構築します。さらに、公共建築物を対象に、施設アセスメントを実施し、建物性能、周辺環境、管理効率、利用状況等を評価します。

## (2) 維持管理・修繕・新設・更新等の実施方針

施設の維持管理等に係る経費の縮減や利便性の向上などを図るため、次の取組を推進します。

- ・ 点検・診断の結果に基づき、修繕・更新等について必要な対策を適切な時期に実施します。
- ・ 老朽化対策を進めるために新技術の導入を推進します。
- ・ 指定管理者や受託業者に対しても、本方針を踏まえた点検、維持管理等に努めるよう指導します。
- ・ 修繕・更新等を実施する際は、省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用を検討します。
- ・ 固定資産台帳のデータを基にベンチマーキング（同種・同規模施設との比較）を行い、より効率的な管理に努めます。
- ・ 公共建築物について、委託仕様書及び積算基準の標準化や複数施設の一括発注を検討します。
- ・ 光熱水費等を実態把握し、電力自由化やガス自由化への対応等によるコスト縮減を検討します。
- ・ 有形文化財である建造物については、文化財保護の観点から適切な管理を行います。

## (3) 安全確保の実施方針

施設の劣化、損傷等は、人的被害等の深刻な事態につながるおそれもあるため、利用者の安全確保は最重要であるとの認識の下、要注意箇所を特定して日常の重点的な点検を実施します。点検により劣化等が判明し、対応の必要性が認められる場合は、速やかに応急措置、修繕等の措置を実施します。また、点検により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、今後とも利用見込みのない公共施設等については、撤去等の措置を実施します。特に、県民の生活の安全確保や社会経済活動を支えるインフラ施設については、不断の点検、施設の性能向上を図るための計画的な整備の実施、国・市町村・民間事業者・県の関係団体の相互連携・協力を行い、将来にわたって安全・安心に利用するため適切な保全を行うよう、計画的な維持管理を行っていきます。

## (4) 耐震化の実施方針

公共建築物については、昭和 56 年 5 月以前の建築基準法に基づいて建築された旧耐震建築物で一定規模・用途のものを対象に平成 17 年度から 3 箇年で耐震診断を実施し、改修が必要と判断された施設について、防災対策の重要度、施設特性等を総合的に勘案し、計画的な耐震化を推進してきた結果、現状では、全ての施設で耐震改修が完了しております。

なお、上記以外の施設においても、必要性に応じ、引き続き耐震化を図っていきます。また、施設が立地する地域の自然災害によるリスクを考慮し、地震津波・風水害等の避難場所となる場合については、外階段の設置や電源施設の移設等、その施設が担うべき機能が災害時でも維持できるよう検討していきます。

#### **(5) 長寿命化の実施方針**

雨漏り等の障害発生の都度、修理を行う従来型の「事後保全」は、建築躯体や設備の損傷につながり、建築物全体の寿命を縮めることとなります。そこで、中長期的な施設の保全計画を策定し、施設の劣化が進行する前に計画的に「予防保全」型の維持管理を実施することにより、施設の長寿命化とライフサイクルコスト※の縮減を図ります。このため、公共建築物においては、目標耐用年数、維持性能水準、改修基準等の指針を策定するとともに、新設する公共建築物については、企画・設計時において中長期の保全計画を策定します。また、予防保全型の維持管理の方法、対象施設、実施時期等は、個別施設計画で具体的に定めるものとしますが、次に掲げる公共施設等については、各々が定める長寿命化計画に従い、計画的な取組を推進します。

#### **(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針**

施設の新設・改修・更新等時においては、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

#### **(7) 統合や廃止の推進方針**

公共建築物の施設アセスメントを実施して、建築性能、管理効率、利用状況等を評価し、低性能・低利用の施設については統合や廃止を含めた検討を行います。また、公共建築物の新設や既存施設の更新に当たっては、長期的視点から施設の必要性を十分に議論し、必要性が認められた場合であっても、施設の転用、集約化、複合化等について優先的に検討します。なお、施設の集約化、複合化等に当たっては、部局横断的に検討するとともに、より幅広い可能性を探るため、国や市町村とも連携して検討します。

#### **(8) 未利用財産の有効活用**

庁舎等の未利用スペースや未利用土地等について、県全体として情報を共有するとともに、国や市町村とも積極的に情報を共有します。また、公共建築物について、国や市町村又は民間への貸付け、国や市町村との相互利用、公共建築物の交換など、連携した取組について協議を行います。さらに、活用の見込みのない用途廃止済みの未利用財産について、情報提供の拡充や売

却事務の効率化に努め、積極的に売却を行い、歳入確保に努めるとともに、既存財産の縮小に取り組みます。

### (9) 民間活力の活用

各施設管理者の技術力の底上げを図るため、民間の技術力を活用した研修会を実施するとともに、公共施設等の状況把握に市民団体等から情報提供等の協力を得るなど、民間との協働を推進します。また、民間実施により、効果的・効率的な維持管理・更新が可能と思われる公共施設等については、PPP・PFI・Park-PFI など民間活力の幅広い活用を検討します。

### (10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画の実効性を高めるため、施設管理者に対する技術的助言や研修会等を実施する体制を構築します。また、本計画を円滑に遂行するため、本計画の方針に基づく取組に係る予算配分の優先順位を決定する仕組みづくりを検討します。

出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

### (8) 施設類型ごとの管理に関する基本方針

「(7) 具体的な取組に関する実施方針」に基づく、施設類型ごとの管理に関する基本方針を定めている。本計画において基本方針を定めた施設類型は、以下の通りである。

- 1 公共建築物
  - (1) 庁舎等施設
  - (2) 警察施設
  - (3) 学校教育施設
  - (4) 県営住宅
  - (5) 文化・体育・社会教育等施設
  - (6) 保健福祉施設
  - (7) 病院施設
  - (8) 地方独立行政法人施設
- 2 インフラ施設
  - (1) 道路
  - (2) 河川、ダム
  - (3) 治山
  - (4) 農業水利施設
  - (5) 農地防災施設
  - (6) 砂防
  - (7) 下水道

- (8) 公園
- (9) 海岸
- (10) 港湾
- (11) 空港
- (12) 漁港
- (13) 工業用水道施設
- (14) 交通安全施設

なお上記施設類型ごとに、「i 対象施設」「ii 現状と課題」「iii 過去に行った対策」「iv 実施方針」および工程表を定めている。ここでは、「1 公共建築物」のうち「(5) 文化・体育・社会教育等施設」における基本方針を、以下の通りとしている。

## **(5) 文化・体育・社会教育等施設**

### **i 対象施設**

県民文化会館等の文化施設、紀三井寺陸上競技場等の体育関連施設及び青少年の家等の社会教育等施設を対象とします（附属施設等を含みます。）

### **ii 現状と課題**

- ・ 建築から 50 年を経た大規模施設があり、老朽化対策が急務となっています。
- ・ 同時期に多数の施設が整備されたため、更新時期が重複し、偏った時期に多額の建設投資が必要になると予測されます。
- ・ 大規模かつ特殊な施設のため、修繕及び改修の必要性に関する判断が難しく、対応に苦慮している施設が多くあります。
- ・ 電気及び機械設備等については、経年劣化による障害の発生や機能維持部品の製造中止により、設備の維持管理が困難になっています。このため、計画的に、設備の更新又は大規模修繕を行う必要があります。
- ・ 毎年法定点検を行っており、点検結果により修繕を行っています。
- ・ 各施設において修繕の必要性を適切に把握し、効率的な修繕を行うためには、各施設に対応した点検マニュアルの作成が必要です。
- ・ 法定点検の対象外となっている施設については、計画的な予防保全の実施のためにも、定期的な点検実施が必要です。
- ・ 新たな行政需要に対応した施設を建設し、維持管理を行うためには更なる財源が必要となることから、新たな施設建設の必要性については慎重に検討し、既存施設の活用や集約化、複合化等も含めて効率的な手法を十分に整理する必要があります。

- ・ 文化・体育関連施設は、他の自治体のみならず、民間事業者による類似施設等とも役割分担を検討する必要があります。

### iii 過去に行った対策

#### 【撤去】

- ・ 和歌山県立わかやま館を解体撤去（令和3年度）

#### 【長寿命化】

- ・ 外壁の更新（平成29年度 紀三井寺陸上競技場）
- ・ 公共施設等適正管理推進事業債を活用し、基幹設備（空調、エレベーター、受変電設備、電気設備等）の更新等（令和元年度 勤労福祉会館）
- ・ スコアボード設備の更新（令和2年度 紀三井寺野球場）
- ・ 外壁塗装、シーリングの更新（令和2年度 土砂災害啓発センター）
- ・ 大規模改修を実施（令和2年度及び3年度 自然エネルギー実証施設公衆便所）

### iv 実施方針

文化・体育・社会教育等施設の安全と安心を確保し、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以下のとおり方針を定めます。

#### ○点検診断

- ・ 統一的な内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除きます。）を作成します。
- ・ その点検マニュアルに基づき、年1回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・ 点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

#### ○維持管理・修繕・新設・更新等

##### 〈維持〉

- ・ 予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。
- ・ 管理を外部委託する場合も、受託者に本方針をふまえた維持管理を行うよう指導します。
- ・ 施設の集約化により、維持管理費用の縮減を図ります。
- ・ 電気やガスの受給契約について、入札により決定することを検討します。

##### 〈工事関連〉

- ・ 修繕工事等に当たっては、躯体の劣化に繋がる箇所を優先します。

- ・ 施設アセスメントの結果に基づき、施設の改修や更新等について優先度を決定し、改修・更新等を計画的に行い、予算の平準化を図ります。
- ・ 改修・更新等の優先順位（予算の平準化）の基準については、利用状況、老朽化度、年度ごとの必要イベントの実施状況、市町村等の施設設置状況によるものとします。
- ・ 文化・体育関連施設などの大規模施設の新設・更新に当たっては、他の公共団体や民間と連携し、合同で建設・運営を行うなど、様々な手法を検討します。
- ・ 施設の更新に当たっては、人口動態等を勘案して規模の適正化を図ります。

#### ○安全確保

- ・ 点検診断等の結果を活用し、施設の安全確保のため、適切に修繕を行います。なお、危険と判断した施設については、使用を禁止するなどの措置を実施します。
- ・ 施設アセスメントの結果、施設の必要性が低く、老朽化や耐震不足により安全面が確保できないため、存続困難と判断した施設は、廃止を検討します。

#### ○耐震化

- ・ 大規模施設の耐震化は、大部分が完了又は完了が見込まれており、今後は適正に維持管理を行います。
- ・ 耐震対策が完了していない施設については、施設の必要性等の整理を前提に今後耐震化の実施を検討します。

#### ○長寿命化

- ・ 中長期的な施設の管理（修繕）計画を策定し、適宜見直しを行っていきます。
- ・ 管理（修繕）計画に基づき予防保全を積極的に行うことにより、物理的耐用年数までの施設利用を目標に、長寿命化に取り組みます。
- ・ 単に躯体の経年劣化を回復するに留まらず、建物の機能や性能を向上させるような改修を行い、利用者が施設を有効に活用できるように取り組みます。

#### ○ユニバーサルデザイン化

- ・ 施設の改修・更新等については、多様なニーズや施設の状況等を踏まえ、誰もが安全に、安心して利用できる施設とするために、ユニバーサルデザイン化の推進に努めます。

#### ○統合や廃止

- ・ 継続利用することとなった既存施設については、大規模修繕・改修の時期に併せて、統合・廃止・集約・複合化など、様々な方法を検討し、スリム化を図ります。
- ・ 他の公共団体と類似する施設については、利用状況や劣化状況等を勘案して施設のあり方について検討します。

○未利用財産の有効活用

- ・ 国や市町村と情報を共有し、空きスペースがある場合には、県だけでなく、国や市町村に対して利用を促すなど、国公有財産の有効活用に取り組みます。
- ・ 民間に対しても、積極的に売却・貸付を行います。

○民間活力の活用

- ・ 文化・体育・社会教育等施設は、県民の利用機会が多く、一定の収入が見込めるものも多いため、民間ノウハウによる利便性向上等につながるPPPの活用を検討します。
- ・ ネーミングライツの導入に取り組みます。

【工程表】

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

(9) 全庁的な推進体制及び情報管理

全ての公共施設等を対象とした総合的かつ計画的な管理を実現するための基礎として、各公共施設等の管理情報を財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）に集約することとされている。

また、財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）は以下の役割を担うこととなっている。

- ・ 当該管理情報を基に総合的な見地から公共施設等の長寿命化や有効活用の推進を図る
- ・ 必要に応じて各施設管理者に対して保全計画等の見直しを働きかける

なお、施設の統廃合などの重要事項については、副知事を本部長とする行財政改革推進本部で協議し、全庁をあげて推進していくこととしている。

## 2.3 監査対象について

### 2.3.1 監査対象とする個別施設の選定基準

和歌山県の県有施設データ（所在地、築年数、延床面積等）、県総合管理計画において試算した「公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み」、および県有施設の状況について県へヒアリングを行った結果を踏まえて、監査実施期間を考慮した上で、監査人の判断により次の基準を踏まえて施設を抽出した。

- ① 延床面積が大きい施設
  - ② 築年数が20年を超える施設
  - ③ 今後多額の改修・更新経費が見込まれている施設
  - ④ 当初の設置目的や役割に比して、現在の利用状況や行政需要が大きく変化し、存在意義や機能の再検討が求められる施設
- ・ ただし、次に該当する施設は除外する。

(ア) 過去5年間の間に包括外部監査対象となっている施設

年度	包括外部監査対象となっている施設
令和6年度	和歌山県立こころの医療センター、高等看護学院、なぎ看護学校 (テーマ：和歌山県立こころの医療センター及び高等看護学院・なぎ看護学校に関する事務の執行について)
令和5年度	下水道施設 (テーマ：下水道事業に関する事務の執行について)
令和4年度	農業大学校、果樹試験場かき・もも研究所 (テーマ：農業振興に関する財務事務の執行について)
令和3年度	県立学校 (テーマ：県立学校に関する財務事務の執行及び運営管理について)
令和2年度	県営住宅 (テーマ：県営住宅に関する財務事務の執行について)

(イ) 道路、都市公園、海岸、河川・ダム等のインフラ資産

(理由) 各インフラ施設の所管官庁が管理方針を定めており、また県総合管理計画において施設アセスメント実施対象となっていないため。

(ウ) 公営企業会計にかかる資産

(理由) 県総合管理計画において施設アセスメント実施対象となっていないため。

2.3.2 選定施設

No.	施設等名称	担当課	建築年	建物延床面積
1	和歌山県立体育館	スポーツ課	1964年	6,103.80 m <sup>2</sup>
2	和歌山県立武道館	スポーツ課	1969年	920.86 m <sup>2</sup>
3	和歌山県立近代美術館	和歌山県近代美術館	1993年	11,837.90 m <sup>2</sup>
4	和歌山県立博物館	和歌山県立博物館	1993年	6,866.60 m <sup>2</sup>

### 3. 監査の結果

#### 3.1. 監査結果としての指摘・意見のまとめ

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
全般的事項		
指摘①	<p>公共施設の適正規模の検討を行っていく上で、公共施設等に充当可能な財源をどれくらい確保できるのかといった情報は不可欠である。総務省指針においても、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について、総合管理計画に記載すべきとされている。</p> <p>一方、県総合管理計画では「和歌山県が所有する公共建築物については、安全性を確保した上で、単年度 100 億円を超えないことを目標とし、財政負担の抑制に取り組みます。」とされているが、単年度 100 億円という数値目標の根拠が不明である他、財源の内訳については明記されていない。</p> <p>そのため、県の中長期的な財政計画を踏まえた上で、公共施設等に要する経費として充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等を明らかにした上で、公共施設の適正規模についての検討を実施する必要がある。</p>	50
意見①	<p>公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みの算出にあたって、更新時費用は建築物のライフサイクルコスト(国土交通省監修)や施設種別毎に総務省調査による実績㎡単価を設定し、これに基づき試算を実施した上で、将来の財政負担が軽減・平準化されるよう長寿命化等による計画的な維持管理を行っていくとしている。</p> <p>しかし、この試算において設定した「更新時単価」の参照年度について県に確認したところ、平成 28 年度の単価を使用しているとのことであった。</p> <p>近年建築費の高騰が急速に進んでいるため、大規模改修等・更新費用について㎡単価の置き換えを行うなど、定期的に試算結果の見直しを実施することが望ましい。</p>	52
意見②	<p>県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みの集計によれば、令和 3 年度時点で部分更新の積み残しが 280.45 億円に上っている。これに対し、公共建築物に係る将来の予防保全や大規模改修等による支出が毎年数十億円以上と見込まれる中、単年度での予算規模を 100 億円以内に抑えるため、積み残し分は令和 4 年度以降年間 8 億円分を平準化して対応することとされており、単純計算では令和 38 年度によりやく積み残し分が解消される見通しとなっている。</p> <p>しかしながら、こうした対応では解消までに数十年を要することとなり、老朽化が進む県有施設の安全性や機能性の確保という観点から、憂慮すべき状況であるといえる。</p> <p>については、単年度の予算枠にとらわれることなく、中長期的な視点に立った更新投資の適正化を図ることが望ましい。</p>	53
指摘②	<p>今後さらなる少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会の到来が避けられない状況であることから、限られた予算の中で過去建設した公共施設全てを維持することは困難であると考えられる。そのため、県民が必要とする行政サービスを確保することを前提としながら、人口減少社会であることを考慮した公共施設の適正規模を検討し、公共施設のスリム化に向けた取り組みを早急に進める必要がある。</p>	55

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>総務省指針においても、行政サービス水準の検討および数値目標の記載が望ましいとされているが、県総合管理計画において当該記載は見られない。</p> <p>なお、県総合管理計画では、「2 具体的な取組に関する実施方針（7）統合や廃止の推進方針」として「公共建築物の施設アセスメントを実施して、建築性能、管理効率、利用状況等を評価し、低性能・低利用の施設については統合や廃止を含めた検討を行います。」とされているため、令和元年度までに全公共施設の施設アセスメントを実施し、将来の在り方について検討・検証を行っているが、アセスメント結果を踏まえて、公共施設のスリム化に向けた全庁的な議論も必要であると考えます。</p> <p>和歌山県は全国平均を上回るスピードで人口減少が進行していることから、公共施設の適正規模および公共施設のスリム化に向けた具体的な数値目標について検討し、取り組みを速やかに実施する必要がある。</p>	
意見③	<p>令和元年度に実施した施設アセスメントにおいて、全ての公共建築物についての施設の方向性（維持、移転・集約、廃止）や建物終期のほか、担当所属に対する条件付けが示されている。また「工程表」によると、令和4年度から令和8年度まで施設アセスメントの定期実施を行うこととされている。</p> <p>しかし令和元年度以降、全庁的な施設アセスメントは実施されておらず、またアセスメントによる施設の方向性を踏まえたその後の検討状況を把握する、全庁的なフォローアップ体制が取られていない。</p> <p>前回の施設アセスメントから6年が経過し、人口減少や施設の老朽化等がさらに進んでいるなど公共施設を取り巻く環境が変化していることから、定期的な施設アセスメントを実施するような体制の構築を図ることが望ましい。</p>	58
意見④	<p>県総合管理計画の「2 具体的な取組に関する実施方針」のうち、点検・診断等の実施方針として、「施設管理者に対する技術的助言や研修会の実施等により、施設管理者の点検・診断等のスキル向上に努めます」とされているが、これまでに施設管理者に対する研修会の開催実績等は確認できなかった。</p> <p>この他、具体的な取組に関する実施方針に記載されている事項は大半が施設所管課任せとなっており、財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）から施設所管課に具体的な実施方法等が示されておらず、また実施方針に基づく取組が有効に実施されているか管財課で把握していなかった。</p> <p>本計画で掲げている具体的な取組が実施されないと、本計画の目的が達成されないことから、施設所管課が取り組みを実行できるようなサポート体制を構築することが望ましい。</p>	59
意見⑤	<p>県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費について、予算規模を最大で単年度100億円までと想定し、これを超えないことを目標としている。そのため、各施設所管課から翌年度で実施したいという要望があった改修工事等について、財産活用統括部門である管財課が優先順位を付け、各施設所管課は優先順位に基づき翌年度予算要求を行うこととなっている。</p> <p>なお優先順位は、種別優先点（建物3点、電気設備2点、機械1点）、経過年数（築年数＋更新周期－当該年度）、周期回数（経過年数÷更新周期）をそのまま加算したものを得点とし、得点が高いものを優先順位が高いとして、翌年度実施すべき改修工事等と位置付けている。</p>	60

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>現在の優先順位の決定方法は、施設アセスメントの結果や劣化度は考慮されていない。また予算要求・査定においては緊急度の高い事後保全的な修繕が優先され、個別施設計画に予定されていた修繕が後ろ倒しになるなど、「点検・診断の結果に基づき、修繕・更新等について必要な対策を適切な時期に実施」するとしている県総合管理計画の方針と不整合な部分がある。よって、県総合管理計画の実施方針と整合した優先順位の付け方を検討することが望ましい。</p>	
意見⑥	<p>県では地方公会計における「固定資産台帳」を整備しており、また県総合管理計画において「固定資産台帳のデータを基にベンチマーキング（同種・同規模施設との比較）を行い、より効率的な管理に努めます」「予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます」といった取り組みを実施することとされている。しかし、具体的な固定資産台帳データの活用手法については記載がなく、また実施マニュアル等も整備されていないことから、各施設所管課において固定資産台帳データは活用されていない状況にある。</p> <p>固定資産台帳から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にすることから、本県においても固定資産台帳の活用が実行されるよう、固定資産台帳データの整理や活用に向けたマニュアル整備等を実施することが望ましい。</p>	62
意見⑦	<p>総務省指針において、総合管理計画に「PDCA サイクルの推進方針」について記載すべきとされている。また PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいとされている。</p> <p>県総合管理計画においては「副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行うものとします」とされているが、PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法については記載されていない。また、実際に総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画の見直しも十分に行われていないことから、PDCA サイクルの推進方針を明確にし、PDCA サイクルが円滑に回るような体制・取り組みを検討することが望ましい。</p>	64
意見⑧	<p>県総合管理計画の「2 具体的な取り組みに関する実施方針」によると、「本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進するため、副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行うものとします。」とされているが、行財政改革推進本部において本計画に関する議題を取り扱った実績は、本計画策定時（平成 28 年 10 月）、施設アセスメントの評価内容について（令和元年 6 月）、計画改訂時（令和 2 年 5 月・通知のみ）のみとなっているほか、また同本部は令和 7 年 3 月末で廃止されている。</p> <p>本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進するため、部局横断的な会議体において定期的に進捗状況を把握し、適宜見直しを行うような体制整備を図ることが望ましい。</p>	65

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
意見⑨	<p>「IV. 施設類型ごとの管理に関する基本方針」において、公共建築物の点検診断について、「統一的な内容の点検マニュアルを作成します」とされているが、実際には作成されていないことが判明した。</p> <p>公共建築物の老朽化等のリスクは県民の安全と安心にも影響することから、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るためにも、早急に統一的な内容の点検マニュアルを作成することが望ましい。</p>	67
意見⑩	<p>県総合管理計画において、各公共施設等の管理情報は財産活用統括部門である管財課に集約し、当該管理情報を基に総合的な見地から公共施設等の長寿命化や有効活用の推進を図るものとし、必要に応じて各施設管理者に対して保全計画等の見直しを働きかけるものとされているなど、管財課が重要な役割を担っている。</p> <p>しかし、管財課において県総合管理計画を管理する担当者は1名のみであり、計画に記載された取組の多くが施設所管課等の他課に委ねられている。</p> <p>管財課に期待される役割を十分に果たすため、現在行われている県総合管理計画の見直しと併せ、管財課・関連各課がそれぞれ果たすべき役割について整理するとともに、県総合管理計画が今後着実に推進される体制整備を図ることが望ましい。</p>	68
和歌山県立体育館		
意見⑪	<p>県立体育館および県立武道館の利用料金については、県内類似施設や近隣他府県の相場を参考に設定されており、相対的に著しく低い水準とはいえないものの、施設の維持管理・運営に要するコストを踏まえた料金設定の検討が十分に行われていない状況である。</p> <p>さらに、現在の料金体系では施設の維持管理・運営に係る実質的なコストの多くを県が負担している構造となっており、施設の維持管理・運営に要するコストに対する自己収入の割合が小さいため、将来的な施設の修繕等に必要な財源の確保が困難となるおそれがある。</p> <p>公共スポーツ施設は、当該施設でスポーツイベント等が開催されることにより、地域住民の健康の維持、QOL 向上や周辺地域に経済波及効果が生じるなど公共性が認められることから県の一般財源によって一定程度負担することに合理性はあるものの、一般的に公共施設の利用料金については、施設の維持管理・運営に要するコストを考慮して設定されるべきであり、施設の持続可能な運営を確保するためにも、施設の維持管理・運営に要するコストを可視化して一定程度の利用者負担を検討することが求められる。</p> <p>特に近年物価高騰や人件費の上昇など、社会情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設の運営のために、県立体育館および県立武道館それぞれの施設の維持管理・運営に要するコストを算出し、各施設の設置目的や運営コスト負担率、利用実態などの状況を総合的に勘案したうえで、受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直しを検討することが望ましい。また、料金体系の見直しにあたっては利用者への影響も考慮し、減免制度の活用や利用頻度に応じた料金体系の導入など、柔軟な対応策をあわせて検討することが望ましい。</p>	75
意見⑫	<p>県立体育館および県立武道館の稼働率は、いずれも過去9年の平均が98%と非常に高い水準で推移しているものの、その算出方法は1団体または1人でも利用していればその時間帯の稼働率は100%となるという</p>	81

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>方式であり、実際の利用実態を正確に反映しているとは言い難い状況がある。</p> <p>稼働率は施設の利用状況を把握するための重要な指標であり、施設運営の評価や料金設定、将来的な施設計画の判断材料として活用されるべきである。しかし現行の算出方法では利用者が増減しても稼働率は常に高く表示されるため、実態と乖離している可能性がある。このような利用密度や時間あたりの利用者数を考慮しない稼働率では、利用実態の正確な把握が困難となり、活用状況について過大評価となるおそれがある。</p> <p>実際に武道館では個人での利用が多く、利用者数や利用時間をさらに増やす余地があると考えられる。</p> <p>施設の稼働実態については時間単位での使用有無だけではなく、利用人数や利用面積、時間あたりの収益、利用目的などを加味した補完的な指標も併せて把握することが望ましい。</p>	
意見⑬	<p>現在、和歌山県の人口約 88 万人のうち約 34 万人が和歌山市内に集中しているため、県立体育館及び県立武道館とともに、同じく県立スポーツ施設であるビッグホエール・ビッグウェーブが同市に集積している状況にある。また、和歌山市内には、和歌山市民体育館をはじめとする和歌山市立の体育館が複数立地している。</p> <p>今後、スポーツ施設の老朽化の進行と、県内人口の減少が見込まれる中で、効率的な施設運営を進めていくためには、施設の大規模修繕や建替えを見据え、施設規模に応じた施設機能の整理や県市の役割分担を行うとともに、必要に応じた市町村施設との統廃合を含め、今後の施設の在り方を検討しておくことが望ましい。</p> <p>また、スポーツ施設の在り方検討に当たっては、和歌山県内の地理的特性を考慮しつつも、「和歌山県スポーツ推進計画」に掲げる全ての県民一人一人が日常的にスポーツにふれあえる社会の実現に向け、施設の立地によって県民のスポーツ参画機会に格差が生じないように、ソフト施策を含めた対策を講じることが望ましい。</p>	84
意見⑭	<p>県立体育館・県立武道館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。</p> <p>本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画上実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残されたまま計上され続けている状況であることが分かった。</p> <p>工事未実施分を把握できていることは将来世代に先送りした財政負担分を「見える化」し、今後見込まれる投資額を把握する観点から有用であると評価できる。</p> <p>一方で、多額の工事未実施分に係る費用が計上されているということは、計画通りに更新・修繕が進捗していないということを意味し、そのまま放置された場合には施設の老朽化が進行し、施設の安全性や機能が低下するおそれがある。その結果、事後保全的な対応が中心となってしまう、更新・修繕に係るトータルコストが増加する可能性が高まり、将来にわたって多額の財政負担を県民に強いることとなりかねない。加えて、工事の積み残し、先送りが続くことで、材料費や労務費の高騰により当初見込みを上回るコスト増につながるリスクがある。このため、計画上どの時期に実施すべきであったのか、どの年度から積み残しとなっているのかを明確化したうえで、最新の単価水準や市場動向を踏まえ</p>	86

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>て積み残し金額を再計算し、先送りに伴う追加的な財政負担の実態を把握することが求められる。</p> <p>以上を踏まえ、計画通りに実施できなかった理由（予算不足、人員不足、設計見直し、許認可の遅延等）を案件ごとに分析し、工事未実施分について、翌年度以降にフォローアップできる体制を全庁的に推進することが望ましい。</p>	
意見⑮	<p>和歌山県では、総合計画のもと政策分野ごとに個別計画を策定しており、スポーツ政策に関しては「和歌山県スポーツ推進計画」において、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりや、競技力の向上などの目標を掲げている。</p> <p>しかし、現状では県立体育館・県立武道館において、県の政策目標を達成するためのKPIが十分に設定されておらず、施設運営が県の政策目標にどの程度貢献できているのか明確でない。</p> <p>一般的に政策目標を達成するためには、目的や論理を明確化し、エビデンスに基づいて政策を検証・改善するEBPMに基づく政策立案を行うことが望ましいとされる。</p> <p>したがって、県または指定管理者は、政策目標の達成と公共施設の効率的な運営を両立させるためにも、政策目標に対応したKPIを設定し、定期的にデータに基づいた効果検証を実施することが望ましい。</p>	89
指摘③	<p>県立体育館では、「和歌山県立体育館及び武道館管理業務取扱要綱」に基づき、障害者や学生等に対して使用料の減免制度を設けている。</p> <p>しかし、本監査において、減免対象者が施設利用に係る使用料を支払う際、減免対象者であることを証明する公的書類の提示を求めておらず、窓口職員による確認がなされないまま利用を許可していることが判明した。減免制度は、社会的配慮を目的とする重要な制度ではあるが、その運用には公平性・透明性を確保することが不可欠である。減免制度利用者の証明書確認を怠っている現状は、制度の信頼性を損なうとともに不正利用の防止策として不十分である。</p> <p>よって、施設利用に係る使用料の支払の際、窓口において減免を受けようとする者に対しては、減免対象者であることを証明する公的書類の提示を必須とし、窓口職員による確認を徹底する必要がある。</p>	93
和歌山県立武道館		
意見⑯	<p>県立体育館および県立武道館の利用料金については、県内類似施設や近隣他府県の相場を参考に設定されており、相対的に著しく低い水準とはいえないものの、施設の維持管理・運営に要するコストを踏まえた料金設定の検討が十分に行われていない状況である。</p> <p>さらに、現在の料金体系では施設の維持管理・運営に係る実質的なコストの多くを県が負担している構造となっており、施設の維持管理・運営に要するコストに対する自己収入の割合が小さいため、将来的な施設の修繕等に必要な財源の確保が困難となるおそれがある。</p> <p>公共スポーツ施設は、当該施設でスポーツイベント等が開催されることにより、地域住民の健康の維持、QOL向上や周辺地域に経済波及効果が生じるなど公共性が認められることから県の一般財源によって一定程度負担することに合理性はあるものの、一般的に公共施設の利用料金については、施設の維持管理・運営に要するコストを考慮して設定されるべきであり、施設の持続可能な運営を確保するためにも、施設の維持管</p>	99

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>理・運営に要するコストを可視化して一定程度の利用者負担を検討することが求められる。</p> <p>特に近年物価高騰や人件費の上昇など、社会情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設の運営のために、県立体育館および県立武道館それぞれの施設の維持管理・運営に要するコストを算出し、各施設の設置目的や運営コスト負担率、利用実態などの状況を総合的に勘案したうえで、受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直しを検討することが望ましい。また、料金体系の見直しにあたっては利用者への影響も考慮し、減免制度の活用や利用頻度に応じた料金体系の導入など、柔軟な対応策をあわせて検討することが望ましい。</p>	
意見⑰	<p>県立体育館および県立武道館の稼働率は、いずれも過去9年の平均が98%と非常に高い水準で推移しているものの、その算出方法は1団体または1人でも利用していればその時間帯の稼働率は100%となるという方式であり、実際の利用実態を正確に反映しているとは言い難い状況がある。</p> <p>稼働率は施設の利用状況を把握するための重要な指標であり、施設運営の評価や料金設定、将来的な施設計画の判断材料として活用されるべきである。しかし現行の算出方法では利用者が増減しても稼働率は常に高く表示されるため、実態と乖離している可能性がある。このような利用密度や時間あたりの利用者数を考慮しない稼働率では、利用実態の正確な把握が困難となり、活用状況について過大評価となるおそれがある。</p> <p>実際に武道館では個人での利用が多く、利用者数や利用時間をさらに増やす余地があると考えられる。</p> <p>施設の稼働実態については時間単位での使用有無だけではなく、利用人数や利用面積、時間あたりの収益、利用目的などを加味した補完的な指標も併せて把握することが望ましい。</p>	100
意見⑱	<p>現在、和歌山県の人口約88万人のうち約34万人が和歌山市内に集中しているため、県立体育館及び県立武道館とともに、同じく県立スポーツ施設であるビッグホール・ビッグウェーブが同市に集積している状況にある。また、和歌山市内には、和歌山市民体育館をはじめとする和歌山市立の体育館が複数立地している。</p> <p>今後、スポーツ施設の老朽化の進行と、県内人口の減少が見込まれる中で、効率的な施設運営を進めていくためには、施設の大規模修繕や建替えを見据え、施設規模に応じた施設機能の整理や県市の役割分担を行うとともに、必要に応じた市町村施設との統廃合を含め、今後の施設の在り方を検討しておくことが望ましい。</p> <p>また、スポーツ施設の在り方検討に当たっては、和歌山県内の地理的特性を考慮しつつも、「和歌山県スポーツ推進計画」に掲げる全ての県民一人一人が日常的にスポーツにふれあえる社会の実現に向け、施設の立地によって県民のスポーツ参画機会に格差が生じないように、ソフト施策を含めた対策を講じることが望ましい。</p>	101
意見⑲	<p>県立体育館・県立武道館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。</p> <p>本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画上実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残されたまま計上され続けている状況であることが分かった。</p>	101

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>工事未実施分を把握できていることは将来世代に先送りした財政負担分を「見える化」し、今後見込まれる投資額を把握する観点から有用であると評価できる。</p> <p>一方で、多額の工事未実施分に係る費用が計上されているということは、計画通りに更新・修繕が進捗していないということを意味し、そのまま放置された場合には施設の老朽化が進行し、施設の安全性や機能が低下するおそれがある。その結果、事後保全的な対応が中心となってしまう、更新・修繕に係るトータルコストが増加する可能性が高まり、将来にわたって多額の財政負担を県民に強いることとなりかねない。加えて、工事の積み残し、先送りが続くことで、材料費や労務費の高騰により当初見込みを上回るコスト増につながるリスクがある。このため、計画上どの時期に実施すべきであったのか、どの年度から積み残しとなっているのかを明確化したうえで、最新の単価水準や市場動向を踏まえて積み残し金額を再計算し、先送りに伴う追加的な財政負担の実態を把握することが求められる。</p> <p>以上を踏まえ、計画通りに実施できなかった理由（予算不足、人員不足、設計見直し、許認可の遅延等）を案件ごとに分析し、工事未実施分について、翌年度以降にフォローアップできる体制を全庁的に推進することが望ましい。</p>	
指摘④	<p>県立武道館は、平成 28 年度に実施された施設アセスメントにおいて、施設の老朽化により建物性能やニーズ・効率性の低下が見られたため、施設の存廃等も含め在り方について議論がなされ、現在に至るまで「施設は維持するものの、大規模修繕が生じた時点で施設の在り方を改めて検討する」との方針のもと施設運営が行われている。</p> <p>前回の施設アセスメントから 9 年が経過し、物価・賃金等の上昇や人口減少に伴う公共施設の維持管理に係る財政負担増など県立武道館に限らず公共施設を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえると、9 年間同一の評価結果を前提として施設運営や施設の在り方を検討することは、実態と乖離する恐れがある。</p> <p>維持管理費用の動向や利用者需要の変化等を適切に把握するため、施設アセスメントに必要な施設カルテの定期的な更新を行うとともに、低評価のついた公共施設については施設カルテの内容を一定期間ごとに再評価するような、定期的に施設運営の在り方を見直す体制を構築することが必要である。</p>	102
意見⑳	<p>和歌山県では、総合計画のもと政策分野ごとに個別計画を策定しており、スポーツ政策に関しては「和歌山県スポーツ推進計画」において、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりや、競技力の向上などの目標を掲げている。</p> <p>しかし、現状では県立体育館・県立武道館において、県の政策目標を達成するための KPI が十分に設定されておらず、施設運営が県の政策目標にどの程度貢献できているのか明確でない。</p> <p>一般的に政策目標を達成するためには、目的や論理を明確化し、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する EBPM に基づく政策立案を行うことが望ましいとされる。</p> <p>したがって、県または指定管理者は、政策目標の達成と公共施設の効率的な運営を両立させるためにも、政策目標に対応した KPI を設定し、定期的にデータに基づいた効果検証を実施することが望ましい。</p>	106

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
和歌山県立近代美術館		
意見①	<p>近代美術館及び博物館は隣接しており、両施設は地下で繋がっている他、一部設備を共用している。現在、両施設に係る業務の集約化や、欠員が生じた際に補完を行うため、総務課の職員5名のうち4名が両施設を兼務している。</p> <p>具体的な業務集約の状況についてヒアリングを行った結果、両施設の光熱水費支払いや、共用設備維持管理にかかる委託業務、施設修繕業務については近代美術館側で集約化されているものの、両施設においてそれぞれ実施している業務も依然残っていることが確認できた。</p> <p>両施設特有の業務があるため、全ての業務を集約化することは困難とのものであるが、今後も限られた人員で効率的に運営をしていく必要があると考えられる。そのため両施設を一体的に管理・運営していくことにより、さらに集約化・効率化できる業務がないか、引き続き検討を進めることが望ましい。</p>	111
意見②	<p>県立近代美術館および県立博物館では、両施設で発生した光熱水費などの一部の歳出項目を、県立近代美術館が一括して負担している。そのため、これらの共通コストは県立近代美術館で一括して集計されており、各施設の実際の運営コストが把握できない状況にある。</p> <p>両施設は、それぞれ独立した施設として入館料を徴収しており、施設ごとの収支状況を適切に把握することは、予算編成及び予算執行の適正性を確保するうえで重要である。</p> <p>したがって、県立近代美術館及び県立博物館で発生する共通コストについては一定の基準に基づき各施設に按分し、施設ごとの運営コストを把握できる体制を整備することが望ましい。</p>	113
意見③	<p>県立近代美術館および県立博物館の入館料については、「和歌山県使用料及び手数料条例」において、施設ごとに上限額が定められており、当該上限額は特別展の入館料も含めた制度的な枠組みとして位置付けられている。もっとも、現行の一般入館料として設定されている金額は、県立近代美術館で400円、県立博物館で310円に設定されている。</p> <p>令和6年度の両施設の施設料年間収入は県立近代美術館で8,409,329円、県立博物館で5,690,112円であり、実際に発生する運営コストは県立近代美術館で373,723,680円(博物館との共通コストを含む)、県立博物館で91,451,045円(県立近代美術館との共通コストを除く)となっている。これら両施設の施設料年間収入と、運営コストを合算して算出した運営コスト負担率は、約3.03%にとどまっている。</p> <p>県立近代美術館および県立博物館は文化資源の保存や研究・教育普及活動を行う文化施設として公共性があることから、全ての運営コストを受益者負担にすべきではなく、県の一般財源によって運営コストを負担することに合理性はある。</p> <p>一方で、県立近代美術館および県立博物館の入館料は、施設を利用する者と利用しない者の間でコスト負担の公平化にも配慮すべきであり、施設運営費の確保と県財政への影響の観点から、一定程度の受益者負担を求めることも必要である。</p> <p>近年の物価高騰や人件費の上昇など、社会経済情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設運営のために、施設運営により発生するコストの積算を実施した上で、県立近代美術館および県立博物館の設置目的や各施設の運営コスト負担率、近隣類似施設の入館料金、利用実態など</p>	114

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>の状況を総合的に勘案した適正な入館料の算定を実施し、県民と県外の来館者で異なる料金設定とし、県外来館者からは相対的に高い料金設定とするといった料金改定について継続的に検討することが望ましい。</p>	
意見⑭	<p>県立近代美術館及び県立博物館では、有料入館者の割合が令和6年度時点でそれぞれ28.80%、23.68%と、全国平均(64.4%)と比較して低い水準にある。</p> <p>この背景として、(1)高齢者や高校生以下をはじめとした入館料の無料対象者が多いこと、(2)無料入館日の設定が多く、無料日入館者数が総入館者数の一定割合を占めていることが指摘される。その結果、入館者数が増加しても入館料収入の増加につながらず、運営コストの一般財源への依存度が高いままの状況が認められる。</p> <p>持続可能な運営や県財政負担の軽減の観点からは、受益者負担の適正化に向けた見直しが必要と考えられる。については、教育的配慮を前提としつつも小中高生の入館料を無料から少額負担とするといった無料対象者の範囲の再検討、無料開放日の頻度・時期の適正化、さらには再訪率向上のための施策など、有料入館者割合の改善につながる運営戦略の策定について検討することが望ましい。</p>	118
意見⑮	<p>本監査において、県立近代美術館の「施設カルテ」を確認したところ、歳入額の記載金額に複数の誤りが確認できた。また、歳入の内訳である「その他」項目を、歳入額と歳出額の金額を一致させるための調整項目と扱っていたことにより、歳入合計額が実態と異なる数値で算定されていた。これにより、本来計上されるべき一般財源補填額が適切に表示されていなかった。</p> <p>歳出額および歳入額は施設運営に係る財政状況や施設アセスメントを実施する際の基礎情報となるため、その情報の正確な記載は不可欠である。</p> <p>したがって、「施設カルテ」における歳出および歳入の記載方法について、歳出を施設運営に係る経費総額とし、歳入は施設運営による収入総額を記載する形で、一般財源からの補填額を明記する方法に改めることが望ましい。</p>	119
意見⑯	<p>県立近代美術館および県立博物館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。</p> <p>本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画上実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残されたまま計上され続けている状況であることが分かった。</p> <p>工事未実施分を把握できていることは将来世代に先送りした財政負担分を「見える化」し、今後見込まれる投資額を把握する観点から有用であると評価できる。</p> <p>一方で、多額の工事未実施分に係る費用が計上されているということは、計画通りに更新・修繕が進捗していないということを意味し、そのまま放置された場合には施設の老朽化が進行し、施設の安全性や機機能が低下するおそれがある。その結果、事後保全的な対応が中心となってしまう、更新・修繕に係るトータルコストが増加する可能性が高まり、将来にわたって多額の財政負担を県民に強いることとなりかねない。加えて、工事の積み残し、先送りが続くことで、材料費や労務費の高騰により当初見込みを上回るコスト増につながるリスクがある。このため、計画上どの時期に実施すべきであったのか、どの年度から積み残しとな</p>	121

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>っているのかを明確化したうえで、最新の単価水準や市場動向を踏まえて積み残し金額を再計算し、先送りに伴う追加的な財政負担の実態を把握することが求められる。</p> <p>以上を踏まえ、計画通りに実施できなかった理由（予算不足、人員不足、設計見直し、許認可の遅延等）を案件ごとに分析し、工事未実施分について、翌年度以降にフォローアップできる体制を全庁的に推進することが望ましい。</p>	
意見㉗	<p>県の予算編成時において、予算平準化を重視するあまり、県立近代美術館・県立博物館の保全・修繕工事を統合的に実施することで削減可能な共通コスト、工事の実施によって休館せざるを得ない期間の分散・長期化を原因とする入館料収入の損失、県民の利用機会の喪失、といった機会損失が考慮されていない。</p> <p>結果として、施設の保全・修繕工事や両施設の設立目的を果たすうえで重要な工事が後ろ倒しとなり、施設の長寿命化や県民サービスの向上が遅延するとともに、トータルコストの増加を招いている。</p> <p>予算編成の際は、費用対効果を最大化できるよう中長期的な視点に立って臨むことが望ましい。</p>	125
意見㉘	<p>和歌山県公共施設等総合管理計画では、「総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の中で、“施設管理者に対する技術的助言を実施する体制を構築する”ことが明記されており、施設所管課からの要望に応じて施設保全に関する技術的助言を随時実施する体制を整えている。</p> <p>一方、県立近代美術館・県立博物館に係る施設の保全・修繕に関する予算要求は、所管課の事務職員が行う施設の状態評価、修繕の優先順位付けに基づいており、技術的専門家からの助言は行われていない状況にある。</p> <p>本来、施設の劣化状況や修繕の緊急性・優先度の判断に関する評価は、専門的技術と知見を要する業務であり、専門的見地からの評価が不十分なまま予算要求・予算査定が行われることになると、施設の実態や保全の優先度が適切に反映されず、公共施設の現況を適切に把握した予算編成とならないおそれがある。</p> <p>したがって、県有施設の保全・修繕に係る予算要求プロセスにおいて、技術的専門家による助言を適切に反映させることが望ましい。</p>	127
意見㉙	<p>和歌山県公共施設等総合管理計画では、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として、民間活力の活用（PPP・PFI・Park-PFI等）の検討が明記されている。</p> <p>一方、県立近代美術館・県立博物館が所属する日本博物館協会等では民間活力の利用について意見交換が行われているものの、県としては具体的な検討が行われていない。</p> <p>例えば、学術研究・教育普及等の専門性を要する業務は県が担い、施設の維持管理・イベント運営等については民間委託の可能性を模索する等、民間活力の利用を調査・分析し、検討することが望ましい。</p>	128
意見㉚	<p>県立近代美術館及び県立博物館では、両施設の必要性を検証するための具体的な目標やKPIが設定されていなかった。平成25年度から全ての県立博物館施設で博物館評価制度が実施され、年度初めに目標・指標を設定することとされているが、施設運営の際はこれらの目標をKPIとして利用しておらず、また、両施設の効果的な運営に資する目標設定となっていなかった。</p>	130

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>施設の政策目標を達成するためには、政策の目的や論理を明確にし、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する、EBPMに基づく政策立案を行うことが望ましい。</p> <p>また、KPI は設置目的や政策目標を達成するにあたって、その取組みに関する進捗状況を定量的に把握するための指標であり、両施設の設置目的の充足度を検証し、施設の必要性や施設のあり方の検討に資するものである。</p> <p>したがって、両施設の必要性や役割・機能を明確にし、施設を維持・統合・廃止・集約・複合化の意思決定を行う際に有効活用していくために、KPI を設定することが望ましい。</p>	
指摘⑤	<p>県立近代美術館・県立博物館の固定資産台帳について、固定資産台帳上に登録されて然るべき資本的支出が、固定資産として一切計上されておらず、固定資産の網羅性が担保されていない状況であった。</p> <p>また、償却性資産・非償却性資産を区分する登録基準が不明瞭となっている結果、収蔵品によって異なる状況が見受けられる等、正確性の観点からも問題が見受けられたほか、個々の設備の取替更新が行われる場合であっても除却対象として固定資産台帳から除外すべき部分が特定できないといった状況が見受けられた。</p> <p>個々の固定資産の実態を適切に把握し、将来の保全計画策定及び施設の管理運営するために固定資産台帳への登録については精緻化を図ることが望ましい。</p>	131
指摘⑥	<p>県立近代美術館・県立博物館では、一年に一度、新規取得備品（作品）のみを対象に棚卸が実施されている。</p> <p>一方、確認対象が新規取得備品に限定されているため、過年度に取得された備品については、備品台帳に登録されている資産の実在性を確認する仕組みが整備されていない。したがって、現状の管理体制では、資産管理の正確性及び信頼性が損なわれるおそれがあると言える。</p> <p>例えば複数年にわたってローテーションで全備品を対象とした現物確認を実施し、備品台帳との突合を実施する必要がある。</p>	133
意見③	<p>県立近代美術館および県立博物館における収蔵品管理は、学芸員のみが保有する管理簿に基づき行われており、事務職員を含む学芸員以外の者が収蔵品の保管場所を把握することは困難である。このように、管理情報が限定された範囲で把握され、情報が館内で一元的に管理・共有されていない場合、紛失・盗難等の不正リスクが高まるとともに、災害をはじめとした緊急時にも収蔵品の所在確認に時間を要するなど、緊急時対応の遅延につながるおそれもある。</p> <p>改正博物館法（令和5年施行）においても、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が博物館の事業として新たに追加され、資料情報のデジタル化の必要性が明確化された。また、令和5年に内閣府知的財産戦略推進事務局より公表された『「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン』では、文化的・歴史的資源の保存・活用の基盤として、メタデータを含めた資料情報を組織的かつ統合的に一元管理し、適切に情報共有することの重要性が示され、施設内外で情報を利活用できるよう、データベースを整備することが求められている。</p> <p>特に収蔵品は、学術的・文化的価値を有するとともに、県にとって重要な公有財産であるため、その管理にあたっては組織として継続的かつ安定的な財産管理を行うことが望ましい。</p>	134

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>これらの国の方針やガイドラインを踏まえると、収蔵品の保管場所等の管理業務に必要な基礎的情報については、収蔵品データベースへ統合し、学芸員のみならず事務職員を含む関係者が管理業務に必要な範囲で参照できるよう整備することが望ましい。これにより紛失防止、迅速な所在確認、内部統制の強化に資するとともに、収蔵品の適正管理が可能となる。</p> <p>よって、収蔵品データベースに保管場所等の管理情報の登録を義務付けるとともに、関係者が一元的に情報を参照できる体制を構築することが望ましい。</p>	
意見⑳	<p>現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館料の決済方法として現金による歳入が発生している。本監査において、現金管理の状況を確認したところ、「和歌山県つり銭用資金取扱規程」に基づき、つり銭用資金保管簿により記録され、その他現金出納簿が作成されているものの、現金の日別の受払金額及び在り高を一覧で把握できる帳簿が存在しないことが判明した。</p> <p>つり銭現金出納簿は、日次の現金在り高を金種別に記録する様式であり、現金の受払に関する情報は記載されていない。一方、現金出納簿は現金の受入や払出が発生するたびに取引が記録され、現金の流れについて追うことが可能であるが、現金在り高は把握できない状況にある。</p> <p>現金は流動性が高く、不正が生じやすい資産であることから、適切な現金管理を有効かつ効率的に実施するため、金種別現金在り高と現金の受払金額を一元的に管理し、容易かつ適時にこれらの情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>よって、日々の現金の受払額及び現金在り高を一覧で把握できるよう、前日繰入高、当日受入額、当日払出額、当日在り高、金種別内訳、実査担当者の確認欄を確認できる現金日計表を作成することが望ましい。</p>	136
意見㉑	<p>現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館者の利便性向上のため、入館料の支払い方法として現金の他、PayPay 及びクレジットカードによるキャッシュレス決済が導入されている。本監査において収入管理の状況を確認したところ、各決済手段による収入は個別に集計されており、別々のファイルで管理されていた。また、当該施設では、歳入業務上作成が必要な発券整理簿、入館料・入館者数集計表及びつり銭用資金保管簿が手書きで作成されていた。</p> <p>現状では、収入状況を把握するために複数の資料から情報を収集し、手作業によって入館者数や施設利用料を集計しており、転記過程で誤謬が生じるリスクが高く、事務負担が大きい。</p> <p>以上を踏まえ、公共施設における収入管理においては、決済手段の多様化に関わらず、施設全体の収入を正確かつ迅速に把握できる体制を整備することが求められる。誤謬リスクの低減、集約作業の減少による業務負担の効率性という観点から、基礎資料を含めた歳入業務を遂行する上で作成する必要のある帳票の電子化を一層推進し、収入情報の一元管理を可能とするシステムを導入することを検討することが望ましい。</p>	138
意見㉒	<p>歳入業務においては、複数の収納員により作成された①発券整理簿、②入館料・入館者数集計表、③つり銭用資金保管簿について、原則として3名以上の者によって、帳簿と現金の突合を実施し、その整合性を確認することが業務上求められている。</p> <p>本監査において、上記3帳票を閲覧したところ、突合確認が行われたことを示すチェック証跡は確認できた。</p>	141

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>しかし、当該突合に関して3名分の確認者氏名・確認日時が確認できる押印や署名といった証跡が帳票上残されていないことが判明した。</p> <p>現金の適正な管理を含む歳入業務の適正な執行と、内部統制の有効性を担保し、事後的な検証を容易にするという観点から、誰が、いつ確認を行ったかという証跡を明確に記録するため、突合を行った際には確認した収納員の押印等を記載し、証跡として残されることを検討することが望ましい。</p>	
指摘⑦	<p>近代美術館及び博物館を建築する際、設計監理業務を行った設計事務所が、両施設の建築物（内装・外装すべて含む。）及び両館敷地内工作物の著作権を保有している。県は、著作者の意匠を維持し、芸術作品としての価値を守り続けていく必要があるという考えのもと、著作権を有する黒川建築都市設計事務所に発注者支援業務や監修業務を委託している。</p> <p>本監査の実施にあたって、随意契約により発注している発注者支援業務および監修業務の実施状況について確認したところ、仕様書の業務内容と乖離が発生している業務や、建築物の意匠と関係が薄い業務（既設設備の現状調査や概算工事費の算出等）が含まれていることが判明した。</p> <p>建物の意匠を守ることは重要である一方、今後両施設のさらなる老朽化が進行し、それらに対応するために多くの改修工事等が発生すると考えられる。厳しい財政状況を鑑み少しでも県の財政負担を削減するため、著作権を有する設計事務所への発注者支援業務委託・監修業務委託については、その必要性およびその業務内容を十分に精査し、可能な限り幅広い事業者が参入可能とすることで競争性を担保する必要がある。</p>	143
和歌山県立博物館		
意見③⑤	<p>近代美術館及び博物館は隣接しており、両施設は地下で繋がっている他、一部設備を共用している。現在、両施設に係る業務の集約化や、欠員が生じた際に補完を行うため、総務課の職員5名のうち4名が両施設を兼務している。</p> <p>具体的な業務集約の状況についてヒアリングを行った結果、両施設の光熱水費支払いや、共用設備維持管理にかかる委託業務、施設修繕業務については近代美術館側で集約化されているものの、両施設においてそれぞれ実施している業務も依然残っていることが確認できた。</p> <p>両施設特有の業務があるため、全ての業務を集約化することは困難とすることであるが、今後も限られた人員で効率的に運営をしていく必要があると考えられる。そのため両施設を一体的に管理・運営していくことにより、さらに集約化・効率化できる業務がないか、引き続き検討を進めることが望ましい。</p>	150
意見③⑥	<p>県立近代美術館および県立博物館では、両施設で発生した光熱水費などの一部の歳出項目を、県立近代美術館が一括して負担している。そのため、これらの共通コストは県立近代美術館で一括して集計されており、各施設の実際の運営コストが把握できない状況にある。</p> <p>両施設は、それぞれ独立した施設として入館料を徴収しており、施設ごとの収支状況を適切に把握することは、予算編成及び予算執行の適正性を確保するうえで重要である。</p> <p>したがって、県立近代美術館及び県立博物館で発生する共通コストについては一定の基準に基づき各施設に按分し、施設ごとの運営コストを把握できる体制を整備することが望ましい。</p>	150

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
意見⑳	<p>県立近代美術館および県立博物館の入館料については、「和歌山県使用料及び手数料条例」において、施設ごとに上限額が定められており、当該上限額は特別展の入館料も含めた制度的な枠組みとして位置付けられている。もっとも、現行の一般入館料として設定されている金額は、県立近代美術館で400円、県立博物館で310円に設定されている。</p> <p>令和6年度の両施設の施設料年間収入は県立近代美術館で8,409,329円、県立博物館で5,690,112円であり、実際に発生する運営コストは県立近代美術館で373,723,680円(博物館との共通コストを含む)、県立博物館で91,451,045円(県立近代美術館との共通コストを除く)となっている。これら両施設の施設料年間収入と、運営コストを合算して算出した運営コスト負担率は、約3.03%にとどまっている。</p> <p>県立近代美術館および県立博物館は文化資源の保存や研究・教育普及活動を行う文化施設として公共性があることから、全ての運営コストを受益者負担にすべきではなく、県の一般財源によって運営コストを負担することに合理性はある。</p> <p>一方で、県立近代美術館および県立博物館の入館料は、施設を利用する者と利用しない者の間でコスト負担の公平化にも配慮すべきであり、施設運営費の確保と県財政への影響の観点から、一定程度の受益者負担を求めることも必要である。</p> <p>近年の物価高騰や人件費の上昇など、社会経済情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設運営のために、施設運営により発生するコストの積算を実施した上で、県立近代美術館および県立博物館の設置目的や各施設の運営コスト負担率、近隣類似施設の入館料金、利用実態などの状況を総合的に勘案した適正な入館料の算定を実施し、県民と県外の来館者で異なる料金設定とし、県外来館者からは相対的に高い料金設定とするといった料金改定について継続的に検討することが望ましい。</p>	151
意見㉑	<p>県立近代美術館及び県立博物館では、有料入館者の割合が令和6年度時点でそれぞれ28.80%、23.68%と、全国平均(64.4%)と比較して低い水準にある。</p> <p>この背景として、(1)高齢者や高校生以下をはじめとした入館料の無料対象者が多いこと、(2)無料入館日の設定が多く、無料日入館者数が総入館者数の一定割合を占めていることが指摘される。その結果、入館者数が増加しても入館料収入の増加につながらず、運営コストの一般財源への依存度が高いままの状況が認められる。</p> <p>持続可能な運営や県財政負担の軽減の観点からは、受益者負担の適正化に向けた見直しが必要と考えられる。については、教育的配慮を前提としつつも小中高生の入館料を無料から少額負担とするといった無料対象者の範囲の再検討、無料開放日の頻度・時期の適正化、さらには再訪率向上のための施策など、有料入館者割合の改善につながる運営戦略の策定について検討することが望ましい。</p>	152
意見㉒	<p>県の予算編成時において、予算平準化を重視するあまり、県立近代美術館・県立博物館の保全・修繕工事を統合的に実施することで削減可能な共通コスト、工事の実施によって休館せざるを得ない期間の分散・長期化を原因とする入館料収入の損失、県民の利用機会の喪失、といった機会損失が考慮されていない。</p> <p>結果として、施設の保全・修繕工事や両施設の設立目的を果たすうえで重要な工事が後ろ倒しとなり、施設の長寿命化や県民サービスの向上が遅延するとともに、トータルコストの増加を招いている。</p>	152

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>予算編成の際は、費用対効果を最大化できるよう中長期的な視点に立って臨むことが望ましい。</p>	
意見⑩	<p>和歌山県公共施設等総合管理計画では、「総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の中で、“施設管理者に対する技術的助言を実施する体制を構築する”ことが明記されており、施設所管課からの要望に応じて施設保全に関する技術的助言を随時実施する体制を整えている。</p> <p>一方、県立近代美術館・県立博物館に係る施設の保全・修繕に関する予算要求は、所管課の事務職員が行う施設の状態評価、修繕の優先順位付けに基づいており、技術的専門家からの助言は行われていない状況にある。</p> <p>本来、施設の劣化状況や修繕の緊急性・優先度の判断に関する評価は、専門的技術と知見を要する業務であり、専門的見地からの評価が不十分なまま予算要求・予算査定が行われることになると、施設の実態や保全の優先度が適切に反映されず、公共施設の現況を適切に把握した予算編成とならないおそれがある。</p> <p>したがって、県有施設の保全・修繕に係る予算要求プロセスにおいて、技術的専門家による助言を適切に反映させることが望ましい。</p>	152
意見⑪	<p>和歌山県公共施設等総合管理計画では、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として、民間活力の活用（PPP・PFI・Park-PFI等）の検討が明記されている。</p> <p>一方、県立近代美術館・県立博物館が所属する日本博物館協会等では民間活力の利用について意見交換が行われているものの、県としては具体的な検討が行われていない。</p> <p>例えば、学術研究・教育普及等の専門性を要する業務は県が担い、施設の維持管理・イベント運営等については民間委託の可能性を模索する等、民間活力の利用を調査・分析し、検討することが望ましい。</p>	153
意見⑫	<p>県立近代美術館及び県立博物館では、両施設の必要性を検証するための具体的な目標やKPIが設定されていなかった。平成25年度から全ての県立博物館施設で博物館評価制度が実施され、年度初めに目標・指標を設定することとされているが、施設運営の際はこれらの目標をKPIとして利用しておらず、また、両施設の効果的な運営に資する目標設定となっていなかった。</p> <p>施設の政策目標を達成するためには、政策の目的や論理を明確にし、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する、EBPMに基づく政策立案を行うことが望ましい。</p> <p>また、KPIは設置目的や政策目標を達成するにあたって、その取組みに関する進捗状況を定量的に把握するための指標であり、両施設の設置目的の充足度を検証し、施設の必要性や施設のあり方の検討に資するものである。</p> <p>したがって、両施設の必要性や役割・機能を明確にし、施設を維持・統合・廃止・集約・複合化の意思決定を行う際に有効活用していくために、KPIを設定することが望ましい。</p>	154
指摘⑧	<p>県立近代美術館・県立博物館の固定資産台帳について、固定資産台帳上に登録されて然るべき資本的支出が、固定資産として一切計上されておらず、固定資産の網羅性が担保されていない状況であった。</p> <p>また、償却性資産・非償却性資産を区分する登録基準が不明瞭となっている結果、收藏品によって異なる状況が見受けられる等、正確性の観点からも問題が見受けられたほか、個々の設備の取替更新が行われる場</p>	154

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>合であっても除却対象として固定資産台帳から除外すべき部分が特定できないといった状況が見受けられた。</p> <p>個々の固定資産の実態を適切に把握し、将来の保全計画策定及び施設の管理運営するために固定資産台帳への登録については精緻化を図ることが望ましい。</p>	
指摘⑨	<p>県立近代美術館・県立博物館では、一年に一度、新規取得備品（作品）のみを対象に棚卸が実施されている。</p> <p>一方、確認対象が新規取得備品に限定されているため、過年度に取得された備品については、備品台帳に登録されている資産の実在性を確認する仕組みが整備されていない。したがって、現状の管理体制では、資産管理の正確性及び信頼性が損なわれるおそれがあると言える。</p> <p>例えば複数年にわたってローテーションで全備品を対象とした現物確認を実施し、備品台帳との突合を実施する必要がある。</p>	155
意見⑬	<p>県立近代美術館および県立博物館における収蔵品管理は、学芸員のみが保有する管理簿に基づき行われており、事務職員を含む学芸員以外の者が収蔵品の保管場所を把握することは困難である。このように、管理情報が限定された範囲で把握され、情報が館内で一元的に管理・共有されていない場合、紛失・盗難等の不正リスクが高まるとともに、災害をはじめとした緊急時にも収蔵品の所在確認に時間を要するなど、緊急時対応の遅延につながるおそれもある。</p> <p>改正博物館法（令和5年施行）においても、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が博物館の事業として新たに追加され、資料情報のデジタル化の必要性が明確化された。また、令和5年に内閣府知的財産戦略推進事務局より公表された『「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン』では、文化的・歴史的資源の保存・活用の基盤として、メタデータを含めた資料情報を組織的かつ統一的に一元管理し、適切に情報共有することの重要性が示され、施設内外で情報を利活用できるよう、データベースを整備することが求められている。</p> <p>特に収蔵品は、学術的・文化的価値を有するとともに、県にとって重要な公有財産であるため、その管理にあたっては組織として継続的かつ安定的な財産管理を行うことが望ましい。</p> <p>これらの国の方針やガイドラインを踏まえると、収蔵品の保管場所等の管理業務に必要な基礎的情報については、収蔵品データベースへ統合し、学芸員のみならず事務職員を含む関係者が管理業務に必要な範囲で参照できるよう整備することが望ましい。これにより紛失防止、迅速な所在確認、内部統制の強化に資するとともに、収蔵品の適正管理が可能となる。</p> <p>よって、収蔵品データベースに保管場所等の管理情報の登録を義務付けるとともに、関係者が一元的に情報を参照できる体制を構築することが望ましい。</p>	155
意見⑭	<p>現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館料の決済方法として現金による歳入が発生している。本監査において、現金管理の状況を確認したところ、「和歌山県つり銭用資金取扱規程」に基づき、つり銭用資金保管簿により記録され、その他現金出納簿が作成されているものの、現金の日別の受払金額及び在り高を一覧で把握できる帳簿が存在しないことが判明した。</p> <p>つり銭現金出納簿は、日次の現金在り高を金種別に記録する様式であり、現金の受払に関する情報は記載されていない。一方、現金出納簿は</p>	156

指摘・意見の区分	指摘・意見の内容	該当頁
	<p>現金の受入や払出が発生するたびに取引が記録され、現金の流れについて追うことが可能であるが、現金在り高は把握できない状況にある。</p> <p>現金は流動性が高く、不正が生じやすい資産であることから、適切な現金管理を有効かつ効率的に実施するため、金種別現金在り高と現金の受払金額を一元的に管理し、容易かつ適時にこれらの情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>よって、日々の現金の受払額及び現金在り高を一覧で把握できるよう、前日繰入高、当日受入額、当日払出額、当日在り高、金種別内訳、実査担当者の確認欄を確認できる現金日計表を作成することが望ましい。</p>	
意見④⑤	<p>現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館者の利便性向上のため、入館料の支払い方法として現金の他、PayPay 及びクレジットカードによるキャッシュレス決済が導入されている。本監査において収入管理の状況を確認したところ、各決済手段による収入は個別に集計されており、別々のファイルで管理されていた。また、当該施設では、歳入業務上作成が必要な発券整理簿、入館料・入館者数集計表及びつり銭用資金保管簿が手書きで作成されていた。</p> <p>現状では、収入状況を把握するために複数の資料から情報を収集し、手作業によって入館者数や施設利用料を集計しており、転記過程で誤謬が生じるリスクが高く、事務負担が大きい。</p> <p>以上を踏まえ、公共施設における収入管理においては、決済手段の多様化に関わらず、施設全体の収入を正確かつ迅速に把握できる体制を整備することが求められる。誤謬リスクの低減、集約作業の減少による業務負担の効率性という観点から、基礎資料を含めた歳入業務を遂行する上で作成する必要のある帳票の電子化を一層推進し、収入情報の一元管理を可能とするシステムを導入することを検討することが望ましい。</p>	156
意見④⑥	<p>歳入業務においては、複数の収納員により作成された①発券整理簿、②入館料・入館者数集計表、③つり銭用資金保管簿について、原則として3名以上の者によって、帳簿と現金の突合を実施し、その整合性を確認することが業務上求められている。</p> <p>本監査において、上記3帳票を閲覧したところ、突合確認が行われたことを示すチェック証跡は確認できた。</p> <p>しかし、当該突合に関して3名分の確認者氏名・確認日時が確認できる押印や署名といった証跡が帳票上残されていないことが判明した。</p> <p>現金の適正な管理を含む歳入業務の適正な執行と、内部統制の有効性を担保し、事後的な検証を容易にするという観点から、誰が、いつ確認を行ったかという証跡を明確に記録するため、突合を行った際には確認した収納員の押印等を記載し、証跡として残されることを検討することが望ましい。</p>	157
指摘⑩	<p>近代美術館及び博物館を建築する際、設計監理業務を行った設計事務所が、両施設の建築物（内装・外装すべて含む。）及び両館敷地内工作物の著作権を保有している。県は、著作者の意匠を維持し、芸術作品としての価値を守り続けていく必要があるという考えのもと、著作権を有する黒川建築都市設計事務所に発注者支援業務や監修業務を委託している。</p> <p>本監査の実施にあたって、随意契約により発注している発注者支援業務および監修業務の実施状況について確認したところ、仕様書の業務内容と乖離が発生している業務や、建築物の意匠と関係が薄い業務（既設設備の現状調査や概算工事費の算出等）が含まれていることが判明した。</p>	158

指摘 ・意見 の区分	指摘・意見の内容	該当 頁
	<p>建物の意匠を守ることは重要である一方、今後両施設のさらなる老朽化が進行し、それらに対応するために多くの改修工事等が発生すると考えられる。厳しい財政状況を鑑み少しでも県の財政負担を削減するため、著作権を有する設計事務所への発注者支援業務委託・監修業務委託については、その必要性およびその業務内容を十分に精査し、可能な限り幅広い事業者が参入可能とすることで競争性を担保する必要がある。</p>	

## 3.2. 公共施設全般的事項の監査結果

### 3.2.1. 監査手続

和歌山県が策定した和歌山県公共施設等総合管理計画に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な管理が実施されているか、県総合管理計画において財産活用統括部門とされている総務部管財課を中心に、現在の取り組み状況に関するヒアリング及びその根拠となる資料の確認を行った。

担当者へのヒアリングにあたっては、県総合管理計画の内容確認を事前に実施した。そこで生じた気付事項や質問事項および提供を依頼する資料一覧を事前に県に送付した上でヒアリングを行った。ヒアリングを通じて県総合管理計画の取り組み状況について、詳細に確認を行った。

### 3.2.2. 監査結果

#### (1) 公共施設等の現況と将来の見通し

##### 【指摘①】

公共施設の適正規模の検討を行っていく上で、公共施設等に充当可能な財源をどれくらい確保できるのかといった情報は不可欠である。総務省指針においても、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み及びこれらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等について、総合管理計画に記載すべきとされている。

一方、県総合管理計画では「和歌山県が所有する公共建築物については、安全性を確保した上で、単年度 100 億円を超えないことを目標とし、財政負担の抑制に取り組めます。」とされているが、単年度 100 億円という数値目標の根拠が不明である他、財源の内訳については明記されていない。

そのため、県の中長期的な財政計画を踏まえた上で、公共施設等に要する経費として充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等を明らかにした上で、公共施設の適正規模についての検討を実施する必要がある。

総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和 5 年 10 月 10 日改訂）における「総合管理計画に記載すべき事項」として、以下の点が挙げられている。

- ・ 公共施設等の現在要している維持管理経費、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み（施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み、長寿命化対策を反映した場合の見込み及び対策の効果額）
- ・ これらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

このうち、「中長期的な経費の見込み」については、

- ・ 30年程度以上の期間について、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等（以下「維持管理・更新等」という。）の経費区分ごとに記載することが望ましいが、少なくとも10年程度の期間について記載すること

が求められている。

これを受けて、県総合管理計画では公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みを、以下の通り示している。

和歌山県が所有する公共建築物について、構造や面積等を令和28年度まで同規模で維持すると仮定し、大規模改修等・更新に要する費用を試算したところ、耐用年数経過時に更新すると仮定した場合は約2,727億円、個別施設計画に基づく長寿命化対策等を反映した場合は概算で約1,731億円となり、経費節減の効果額は約996億円と推定されます。

出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費の試算結果に基づき、持続可能な財政運営を考えた場合に財源確保が可能な予算規模を最大で単年度100億円までと想定し、将来の財政負担が軽減・平準化されるよう、予防保全による長寿命化に取り組むなど、計画的な維持管理を行っていくとしている。

なお、県の行財政運営の方向性を定める「新中期行財政プラン」（令和4年3月）においても、公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費について、単年度100億円を超えないことを目標に定めているものの、単年度100億円という数値目標の算定根拠が不明であるほか、地方債や基金といった充当可能な財源内訳の見込みが示されていない。

県は「財政危機警報」を発令し、迫りくる財政危機に待ったなしで対応する必要があるとしている。こうした状況の中、県の中長期的な財政計画を踏まえた上で、財政負担が非常に大きい公共施設等に要する経費として充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等を明らかにした上で、公共施設の適正規模についての検討を実施する必要がある。

### 【意見①】

公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みの算出にあたって、更新時費用は建築物のライフサイクルコスト(国土交通省監修)や施設種別毎に総務省調査による実績㎡単価を設定し、これに基づき試算を実施した上で、将来の財政負担が軽減・平準化されるよう長寿命化等による計画的な維持管理を行っていくとしている。

しかし、この試算において設定した「更新時単価」の参照年度について県に確認したところ、平成28年度の単価を使用しているとのことであった。

近年建築費の高騰が急速に進んでいるため、大規模改修等・更新費用について㎡単価の置き換えを行うなど、定期的に試算結果の見直しを実施することが望ましい。

県総合管理計画において、公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みは、以下の試算方法により算定されている。

【図表19 大規模改修等・更新費用の試算方法】

#### 〔大規模改修等・更新費用の試算方法〕

- (1) 対象施設：県有施設（行政財産）  
（延床面積200㎡以上の建築物及び延床面積200㎡未満かつ人的利用頻度が高い建築物）
- (2) 部位更新：（長寿命化対策等を反映した場合）  
予防保全と事後保全に分類し、計画的かつ効率的に実施  
（耐用年数経過時に単純更新した場合）  
耐用年数経過時点で実施
- (3) 修繕：日常修繕として実施
- (4) 大規模改修：（長寿命化対策等を反映した場合）  
建築後、40年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は30年及び60年の2回）で実施  
（耐用年数経過時に単純更新した場合）  
建築後、40年経過時点で実施
- (5) 更新：（長寿命化対策等を反映した場合）  
建築後、75年経過時点（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造は90年）で実施  
（耐用年数経過時に単純更新した場合）  
建築後、75年経過時点で実施
- (6) 更新等費用：建築物のライフサイクルコスト(国土交通省監修)や施設種別毎に総務省調査による実績㎡単価を設定

公共施設の種別	更新時単価
行政、文化、社会教育系施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション、保健福祉系施設	36万円/㎡
学校教育系施設	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡

※大規模改修の単価は、上記更新時単価の6割で想定

このうち更新時費用については、建築物のライフサイクルコスト(国土交通省監修)や施設種別毎に総務省調査による実績㎡単価を設定し、これに基づき試算を実施した上で、将来の財政負担が軽減・平準化されるよう長寿命化等による計画的な維持管理を行っていくとしている。

一方、この試算において設定した「更新時単価」の参照年度について県に確認したところ、平成28年度の単価を使用しているとのことであった。

近年建築費の高騰が急速に進んでおり、将来の公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費も大きく上昇することが予想される。県の中長期財政計画だけでなく、県における公共施設の適正規模の検討にも多大な影響を及ぼす可能性が高いため、更新時単価の置き換えを行うなど、定期的に試算結果の見直しを実施することが望ましい。

## 【意見②】

県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みの集計によれば、令和3年度時点で部分更新の積み残しが280.45億円に上っている。これに対し、公共建築物に係る将来の予防保全や大規模改修等による支出が毎年数十億円以上と見込まれる中、単年度での予算規模を100億円以内に抑えるため、積み残し分は令和4年度以降年間8億円分を平準化して対応することとされており、単純計算では令和38年度によろやく積み残し分が解消される見通しとなっている。

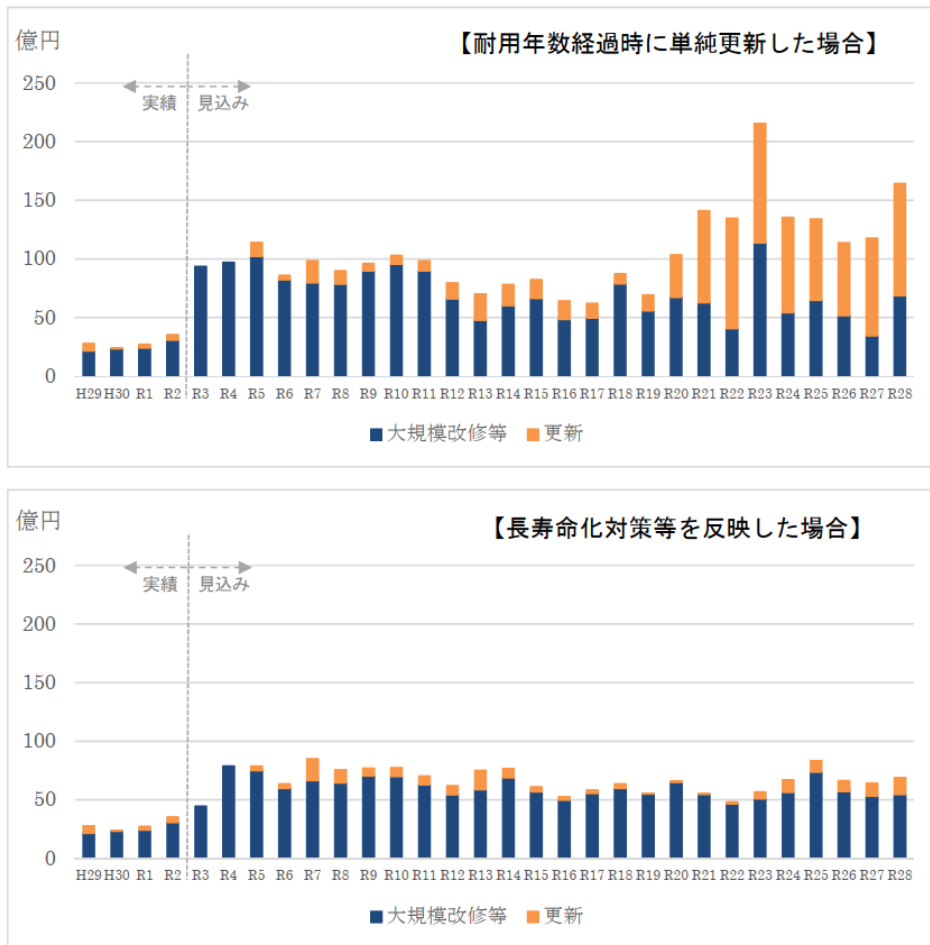
しかしながら、こうした対応では解消までに数十年を要することとなり、老朽化が進む県有施設の安全性や機能性の確保という観点から、憂慮すべき状況であるといえる。

については、単年度の予算枠にとらわれることなく、中長期的な視点に立った更新投資の適正化を図ることが望ましい。

令和2年度末までに策定した長寿命化対策等を含む県有施設の個別施設計画の結果を踏まえ、令和4年3月の県総合管理計画改定にあたって、耐用年数経過時に単純更新した場合および長寿命化対策等を反映した場合の公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みについて試算を行っている。

【図表20 県有公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み】

【県有公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込み】



出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

経費見込みのグラフ作成にあたって作成した、公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費見込みの集計資料を確認したところ、令和3年度時点で部分更新の積み残しが280.45億円に上っていることがわかった。

長寿命化対策等を反映した場合の経費においては、将来の予防保全や大規模改修等による支出が毎年数十億円以上と見込まれる中、公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費が単年度100億円を超えないようにするため、令和4年度以降部位更新の積み残し分を事後保全として年間8億円ずつ平準化して対応することとしており、単純計算では令和38年度によろやく積み残し分が解消される見通しとなっている。

しかし、本来既に対応すべき部位更新の解消に数十年を要することになり、県有施設の安全性や機能性の確保という観点から極めて憂慮すべき状況であるほか、公共施設等適正管理の本来の目的である「予防保全」への転換と、方向性が大きく異なるものと言える。

については、単年度の予算枠にとらわれることなく、中長期的な視点に立った更新投資の適正化を図ることが望ましい。

## (2) 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 【指摘②】

今後さらなる少子高齢化が進み、本格的な人口減少社会の到来が避けられない状況であることから、限られた予算の中で過去建設した公共施設全てを維持することは困難であると考えられる。そのため、県民が必要とする行政サービスを確保することを前提としながら、人口減少社会であることを考慮した公共施設の適正規模を検討し、公共施設のスリム化に向けた取り組みを早急に進める必要がある。

総務省指針においても、行政サービス水準の検討および数値目標の記載が望ましいとされているが、県総合管理計画において当該記載は見られない。

なお、県総合管理計画では、「2 具体的な取組に関する実施方針 (7) 統合や廃止の推進方針」として「公共建築物の施設アセスメントを実施して、建築性能、管理効率、利用状況等を評価し、低性能・低利用の施設については統合や廃止を含めた検討を行います。」とされているため、令和元年度までに全公共施設の施設アセスメントを実施し、将来の在り方について検討・検証を行っているが、アセスメント結果を踏まえて、公共施設のスリム化に向けた全庁的な議論も必要であると考ええる。

和歌山県は全国平均を上回るスピードで人口減少が進行していることから、公共施設の適正規模および公共施設のスリム化に向けた具体的な数値目標について検討し、取り組みを速やかに実施する必要がある。

「和歌山県長期人口ビジョン」によると、このまま有効な対策を講じない場合、2040年には県人口は約70万人、2060年には50万人程度まで激減し、その時点の高齢化率は約42%に達し、「高齢者1人を現役世代1人で支える」構造になると見込まれている。県総合管理計画においても、「本格的な人口減少社会の到来は避けられないものであり、今後の人口減少に伴い、公共施設等の利用需要が減少し、また、人口構成の変化に伴い、公共施設等に求められる設備等も変化していくことが考えられます」としている。

また、県の財政力は十分であるとは言い難く、また現在「財政危機警報」が発令されているなど、今後も厳しい財政状況が見込まれており、限られた予算の中で過去建設した公共施設全てを維持することは困難と言える。そのため、県民が必要とする行政サービスを確保することを前提としながら、人口減少社会にふさわしい公

共施設の適正規模を検討し、公共施設のスリム化に向けた取り組みを早急に進める必要がある。

なお総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和5年10月10日改訂）において、計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する「数値目標」についての記載、および公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準の検討が望ましいとしている。

#### 第一 総合管理計画に記載すべき事項

以下の項目について所要の検討を行い、その検討結果を公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に記載すること。

##### 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

上記「一 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、以下の項目など公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めること。

##### (4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

今後当該団体として、更新・統廃合・長寿命化など、どのように公共施設等を管理していくかについて、現状や課題に対する認識を踏まえた基本的な考え方を記載すること。また、将来的なまちづくりの視点から検討を行うとともに、PPP/PFIの活用などの考え方について記載することが望ましいこと。具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。

##### ⑨ 数値目標

計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する目標、トータルコストの縮減・平準化に関する目標等について、数値目標を記載することが望ましいこと。

#### 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、以下の事項について所要の検討を行うことが適当であること。

##### 一 行政サービス水準等の検討

公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進の前提として、当該団体としてあるべき行政サービス水準を検討することが望ましいこと。その上で、個別の公共施設等において提供しているサービスの必要性について検討するに際しては、当該サービスが公共施設等を維持しなければ提供不可能なものであるか（民間代替可能性）など、公共施設等とサービスの関係について十分に留意することが必要であること。

出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和5年10月10日）より抜粋

なお、鳥取県公共施設等総合管理計画（令和4年3月一部改正）においては、公共建築物の保有総量の最適化に向けて、具体的な数値目標を定めている。

## 5. 数値目標

基本方針に基づき、公共建築物は、①保有総量の最適化、②効率的な利用、③長寿命化・維持管理費の抑制を積極的に推進することにより、また、土木インフラは、インフラ機能の維持・確保の最適化を図るため、①メンテナンスサイクルの構築、②財政負担の縮減及び平準化と財源の確保、③適切な維持管理体制の整備を実施することにより今後目指すべき数値目標を以下のとおり設定します。

### （1）公共建築物

- 平成27年末の施設について施設数(617施設)を30年間で10%削減を目指します。
- 平成27年末の施設について総延床面積(145万平方メートル)を30年間で5%削減を目指します。

※平成28年以降に建替や新設・増設される中央病院、境港水産物卸売市場、県立美術館は含まない。

出典：鳥取県「鳥取県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月一部改正）

県総合管理計画においては、「1 公共施設等の管理に関する基本方針」の一つとして「（4）公共建築物のスリム化」を挙げている。また「2 具体的な取組に関する実施方針」として「（7）統合や廃止の推進方針」を定めている。

### （7）統合や廃止の推進方針

公共建築物の施設アセスメントを実施して、建築性能、管理効率、利用状況等を評価し、低性能・低利用の施設については統合や廃止を含めた検討を行います。また、公共建築物の新設や既存施設の更新に当たっては、長期的視点から施設の必要性を十分に議論し、必要性が認められた場合であっても、施設の転用、集約化、複合化等について優先的に検討します。

なお、施設の集約化、複合化等に当たっては、部局横断的に検討するとともに、より幅広い可能性を探るため、国や市町村とも連携して検討します。

出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

県では、令和元年度までに605施設の施設アセスメントを実施し、施設（建物）ごとにA～Eで評価を行っている。施設アセスメントの1次評価においてD・E評価となった施設については、2次評価において施設の方向性（維持、移転、集約、廃止）を決定し、施設所管課に通知している。しかし、県全体の公共施設のスリム化

に向けては、施設所管課だけでなく、アセスメント結果を踏まえた全庁的な議論が必要と言える。

公共施設のスリム化に向けた全庁的な議論においては、総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の趣旨に基づき、計画期間における公共施設の数・延べ床面積等に関する「数値目標」の記載、県としてあるべき行政サービス水準の検討が不可欠である。和歌山県は全国平均を上回るスピードで人口減少が進行していることから、公共施設の適正規模および公共施設のスリム化に向けた具体的な数値目標について検討し、取り組みを速やかに実施する必要がある。

### 【意見③】

令和元年度に実施した施設アセスメントにおいて、全ての公共建築物についての施設の方向性（維持、移転・集約、廃止）や建物終期のほか、担当所属に対する条件付けが示されている。また「工程表」によると、令和4年度から令和8年度まで施設アセスメントの定期実施を行うこととされている。

しかし令和元年度以降、全庁的な施設アセスメントは実施されておらず、またアセスメントによる施設の方向性を踏まえたその後の検討状況を把握する、全庁的なフォローアップ体制が取られていない。

前回の施設アセスメントから6年が経過し、人口減少や施設の老朽化等がさらに進んでいるなど公共施設を取り巻く環境が変化していることから、定期的な施設アセスメントを実施するような体制の構築を図ることが望ましい。

上述のとおり、県総合管理計画（令和4年3月改訂）の「IV. 施設類型ごとの管理に関する基本方針」における全ての施設類型の工程表において、県は令和4年度から令和8年度にかけて施設アセスメントの定期実施を行うこととしている。そのため施設アセスメントの実施状況について確認したところ、現時点では未実施であり、また令和8年度までに実施する計画はないこと、併せて策定中の次期計画期間において実施を検討していることが分かった。

【図表21 工程表】

【工程表】				
R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設調査の定期実施				
施設アセスメントの定期実施				
点検実施、点検診断等の記録の蓄積、個別施設計画に基づく施設管理				

出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

また、「Ⅴ. 全庁的な推進体制及び情報管理」において、「全ての公共施設等を対象とした総合的かつ計画的な管理を実現するための基礎として、各公共施設等の管理情報を財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）に集約」、「施設の統廃合などの重要事項については、副知事を本部長とする行財政改革推進本部で協議し、全庁をあげて推進していく」とされているが、アセスメントによる施設の方向性を踏まえた各施設所管課の検討状況を財産活用統括部門は把握しておらず、また全庁的な会議の開催など、十分なフォローアップ体制が取られていない。

近年の急激な人口減少、施設の老朽化やニーズ変化など、公共施設を取り巻く環境は刻々と変化する。そのため、定期的な施設アセスメントの実施と、アセスメント結果を全庁的にフォローアップする体制の構築を図ることが望ましい。

#### 【意見④】

県総合管理計画の「2 具体的な取り組みに関する実施方針」のうち、点検・診断等の実施方針として、「施設管理者に対する技術的助言や研修会の実施等により、施設管理者の点検・診断等のスキル向上に努めます」とされているが、これまでに施設管理者に対する研修会の開催実績等は確認できなかった。

この他、具体的な取り組みに関する実施方針に記載されている事項は大半が施設所管課任せとなっており、財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）から施設所管課に具体的な実施方法等が示されておらず、また実施方針に基づく取組が有効に実施されているか管財課で把握していなかった。

本計画で掲げている具体的な取り組みが実施されないと、本計画の目的が達成されないことから、施設所管課が取り組みを実行できるようなサポート体制を構築することが望ましい。

県総合管理計画において、施設管理者は「III. 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 2 具体的な取組に関する実施方針」に基づいて公共施設等の管理を実施することが求められている。このうち、「(1) 点検・診断等の実施方針」「(2) 維持管理・修繕・新設・更新等の実施方針」「(5) 長寿命化の実施方針」等に定められた具体的な取組を適切に実施するためには、建築や設備についての専門的な知見が一定必要と考えられる。

一方、管財課および監査対象とした個別施設の施設所管課へのヒアリングにおいて確認したところ、施設管理者である施設所管課には建築や設備に関する専門的な知見を有する技術系職員が在籍していないことが多いとのことであった。また、上述のとおり施設管理者に対する研修会の開催実績は確認できず、本計画に定められた取組の具体的な実施方法については大半が施設所管課任せとなっているとのことであった。

本計画が目指す「将来にわたって安全で効率的な公共施設等の総合管理」に向けては、本計画において掲げている具体的な取り組みの着実な実行が不可欠である。そのため、財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）が中心になり、施設所管課の取組状況の把握および技術的支援など、サポート体制を構築することが望ましい。

#### 【意見⑤】

県が所有する公共建築物の大規模改修等・更新に係る経費について、予算規模を最大で単年度 100 億円までと想定し、これを超えないことを目標としている。そのため、各施設所管課から翌年度で実施したいという要望があった改修工事等について、財産活用統括部門である管財課が優先順位を付け、各施設所管課は優先順位に基づき翌年度予算要求を行うこととなっている。

なお優先順位は、種別優先点（建物 3 点、電気設備 2 点、機械 1 点）、経過年数（築年数＋更新周期－当該年度）、周期回数（経過年数÷更新周期）をそのまま加算したものを得点とし、得点が高いものを優先順位が高いとして、翌年度実施すべき改修工事等と位置付けている。

現在の優先順位の決定方法は、施設アセスメントの結果や劣化度は考慮されていない。また予算要求・査定においては緊急度の高い事後保全的な修繕が優先され、個別施設計画に予定されていた修繕が後ろ倒しになるなど、「点検・診断の結果に基づき、修繕・更新等について必要な対策を適切な時期に実施」するとしている県総合管理計画の方針と不整合な部分がある。よって、県総合管理計画の実施方針と整合した優先順位の付け方を検討することが望ましい。

監査の実施にあたって、実際に管財課による優先順位付けのプロセスが確認できる資料を閲覧した。

【図表22 改修工事等についての優先度評価資料】

施設名	建物名	構造	施設延床面積(m <sup>2</sup> )	部位大分類	部位中分類	部位仕様	数量	建築年度	部位の更新年度	更新周期	種別優先	経過年数	周期回数	得点	更新種別	劣化度	施設アセスメント1次評価	施設アセスメント2次評価
東京駐在職員住宅	第1住宅	鉄筋コンクリート	242.8	外壁	シーリング*	シーリング*	354.6	1993	1993	20	3	49	2.45	54.45	部位更新予防保全(積残し)	b	B1	
税務課分室	税務課分室	鉄筋コンクリート	228.9	外壁	シーリング*	シーリング*	138.3	1985	1985	20	3	57	2.85	62.85	部位更新予防保全(積残し)	b	A	
和歌山県庁	県庁舎	鉄筋コンクリート	10448.16	外壁	外壁仕上	タイル	4667.71	1937	1937	50	3	135	2.7	140.7	部位更新予防保全(積残し)	b	A	
和歌山県庁	県庁舎	鉄筋コンクリート	10448.16	外壁	シーリング*	シーリング*	336.8	1937	1997	20	3	45	2.25	50.25	部位更新予防保全(積残し)	c	A	
和歌山県庁	県庁舎	鉄筋コンクリート	10448.16	外部建具	アルミニウム製建具	アルミ製窓	211	1937	1937	40	3	125	3.13	131.13	部位更新予防保全(積残し)	c	A	
和歌山県庁	県庁舎	鉄筋コンクリート	10448.16	外部建具	鋼製建具	鋼製扉	62	1937	1937	30	3	115	3.83	121.83	部位更新予防保全(積残し)	c	A	
和歌山県庁	県庁舎	鉄筋コンクリート	10448.16	外部建具	シャッター	電動シャッター	1	1937	1937	40	3	125	3.13	131.13	部位更新予防保全(積残し)	a	A	

出典：改修工事等についての優先順位付にかかる管財課提供資料から一部抜粋

なお優先順位については、以下①～③の合計点が高いものを、翌年度実施すべき改修工事として位置付けているとのことであった。

- ① 種別優先（建物3点、電気設備2点、機械1点）
- ② 経過年数（築年数＋更新周期－当該年度）
- ③ 周期回数（経過年数÷更新周期）

優先順位付けの手法について、前述した①～③の採点方法により改修工事の優先順位を判断できるのか不明瞭であるほか、閲覧したサンプルデータでは合計点の中で「② 経過年数」の得点が極めて重くなっているなど、合理的な優先順位付けがされているとは言い難い。

県総合管理計画「2 具体的な取組に関する実施方針（2）維持管理・修繕・新設・更新等の実施方針」では、「点検・診断の結果に基づき、修繕・更新等について必要な対策を適切な時期に実施します」としているが、前述の優先順位付けプロセスにおいては点検・診断の結果や劣化度について技術的な観点から評価していない他、施設アセスメントの結果も考慮されていない。

また予算要求・査定においては、緊急度の高い修繕が優先され、個別施設画面上予定されていた修繕が後ろ倒しとなった結果「積み残し」になるなど、県総合管理計画の方針と不整合な部分があると言わざるを得ない。

限られた予算を最大限有効的に活用するためにも、本計画の実施方針と整合した優先順位の付け方を検討することが望ましい。

#### 【意見⑥】

県では地方公会計における「固定資産台帳」を整備しており、また県総合管理計画において「固定資産台帳のデータを基にベンチマーキング（同種・同規模施設との比較）を行い、より効率的な管理に努めます」「予防保全型の維持管理を推進するため、固定資産台帳に基づき、施設の管理・修繕費用の比較を施設毎に行い、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます」といった取り組みを実施することとされている。しかし、具体的な固定資産台帳データの活用手法については記載がなく、また実施マニュアル等も整備されていないことから、各施設所管課において固定資産台帳データは活用されていない状況にある。

固定資産台帳から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にすることから、本県においても固定資産台帳の活用が実行されるよう、固定資産台帳データの整理や活用に向けたマニュアル整備等を実施することが望ましい。

総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂）」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理により老朽化対策等を推進するに当たって、地方公会計（固定資産台帳等）の活用が望ましいとしている。

#### 四 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められる。点検・診断や維持管理・更新等の履歴など公共施設マネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報を紐付けることにより、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいこと。

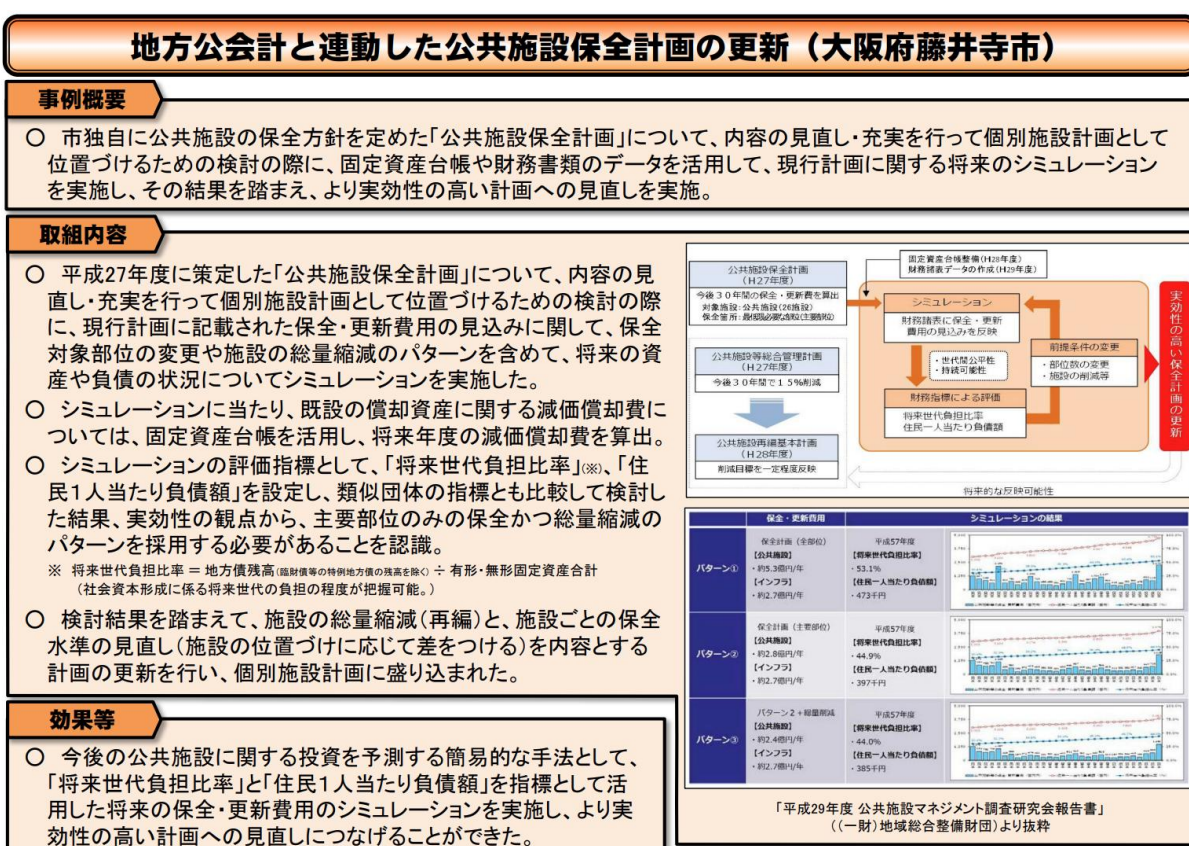
固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設

設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効率的・効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討においても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

出典：総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針の改訂について」（令和5年10月10日）より抜粋

なお、総務省ホームページ「地方公会計に関する取組事例集」において、地方公会計（固定資産台帳等）を活用した公共施設マネジメント事例が複数紹介されている。

【図表23 地方公会計と連動した公共施設保全計画の更新（大阪府藤井寺市）】



出典：総務省 地方公会計に関する取組事例集「地方公会計と連動した公共施設保全計画の更新（大阪府藤井寺市）」

一方、監査対象とした県の個別施設の施設所管課へのヒアリングにおいて、本計画の具体的な取組として位置付けられている「固定資産台帳の活用」の実施状況について確認したところ、当該取組は実施されていない他、具体的な実施方法についてのマニュアルが整備されていないなど、施設所管課ではどのように実施すればいいかわからないといった回答であった。

本計画においても、固定資産台帳の活用により「効率的な管理」「ライフサイクルコストの縮減」が期待されていることから、本県においても固定資産台帳の活用が

進むよう、財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）が中心になり、固定資産台帳データの整理や活用に向けたマニュアル整備等を実施することが望ましい。

### 【意見⑦】

総務省指針において、総合管理計画に「PDCA サイクルの推進方針」について記載すべきとされている。また PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいとされている。

県総合管理計画においては「副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行うものとします」とされているが、PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法については記載されていない。また、実際に総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画の見直しも十分に行われていないことから、PDCA サイクルの推進方針を明確にし、PDCA サイクルが円滑に回るような体制・取り組みを検討することが望ましい。

総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（令和5年10月10日改訂）」では、「総合管理計画に記載すべき事項」として「PDCA サイクルの推進方針」を位置付けている。

#### 第一 総合管理計画に記載すべき事項

##### 二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

##### (5) PDCA サイクルの推進方針

総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づき総合管理計画を改訂する旨を記載すること。なお、PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法についても記載することが望ましいこと。

これを踏まえ、県総合管理計画では「副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行うものとします」としている。

一方、上述のとおり当該管理計画において PDCA サイクルの期間や手法、評価結果等の議会への報告や公表方法については記載されていないほか、行財政改革推進本部等において総合管理計画の進捗状況等について評価を実施し、当該評価の結果に基づく総合管理計画の見直しも十分に行われていない。

県総合管理計画の目的を達成するためには、計画で位置付けられた様々な取組を実施するだけでなく、その進捗状況を把握・評価し、総合管理計画の見直しを実施していく PDCA サイクルを回していく必要がある。そのために、県総合管理計画において PDCA サイクルの推進方針を明確にし、PDCA サイクルが円滑に回るような体制・取組を検討することが望ましい。

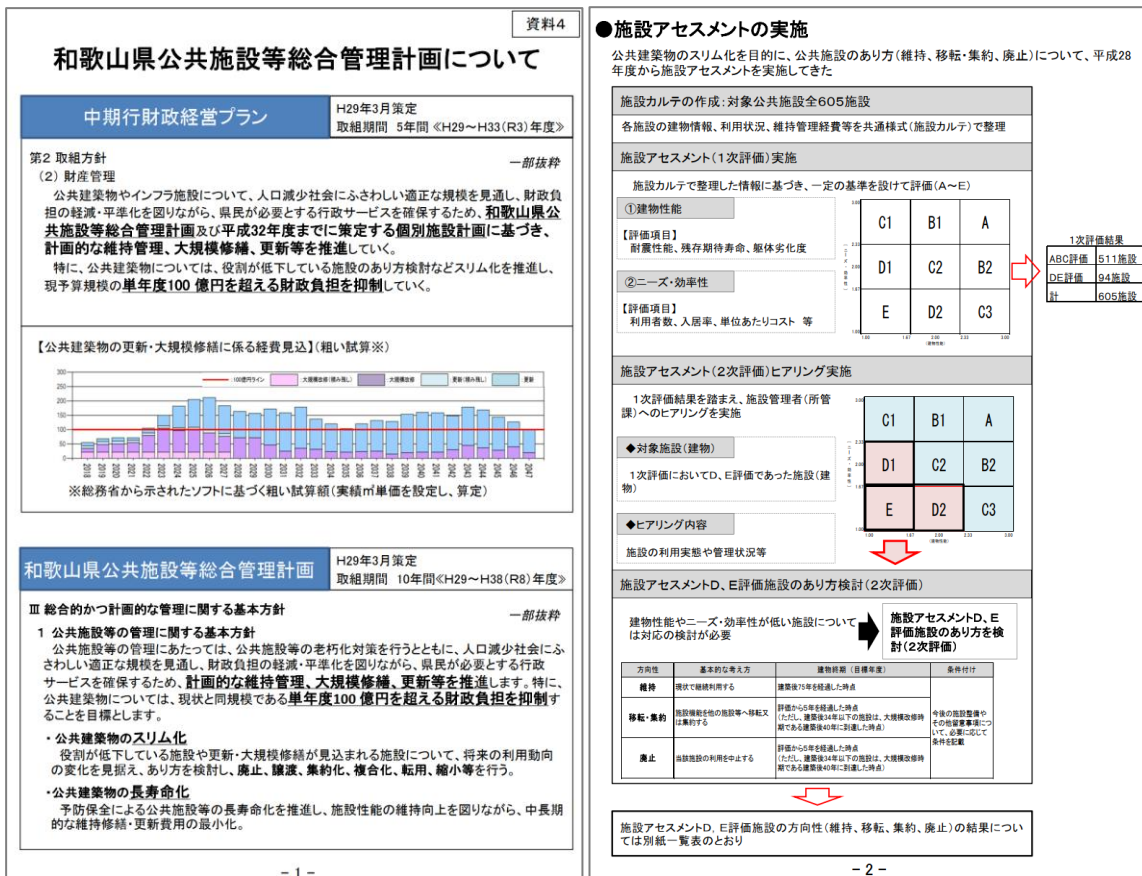
#### 【意見⑧】

県総合管理計画の「2 具体的な取組に関する実施方針」によると、「本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進するため、副知事を本部長とする行財政改革推進本部等において、取組の進捗状況や課題、効果等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う等、継続的な取組を行うものとします。」とされているが、行財政改革推進本部において本計画に関する議題を取り扱った実績は、本計画策定時（平成 28 年 10 月）、施設アセスメントの評価内容について（令和元年 6 月）、計画改訂時（令和 2 年 5 月・通知のみ）のみとなっているほか、また同本部は令和 7 年 3 月末で廃止されている。

本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進するため、部局横断的な会議体において定期的に進捗状況を把握し、適宜見直しを行うような体制整備を図ることが望ましい。

上述のとおり、行財政改革推進本部において本計画に関する議題を取り扱った実績は、本計画策定時（平成 28 年 10 月）、施設アセスメントの評価内容について（令和元年 6 月）、計画改訂時（令和 2 年 5 月・通知のみ）のみとなっている。

【図表24 和歌山県行財政改革推進本部会議資料】



出典：和歌山県行財政改革推進本部会議（令和元年6月）資料

また、同本部は令和7年3月末で廃止されている。なお同本部の廃止に伴い、本計画に関する議題は知事・副知事・各部局長が出席する「部局長連絡会議」において取り扱われるとのことであるが、これまでに議題として諮られた実績は確認できなかった。

本計画に基づく取組を全庁的な合意の下に推進し、かつ本計画にかかる PDCA サイクルを円滑に回るような体制・取組を構築するためには、部局横断的な会議体において定期的に進捗状況を把握し、適宜計画見直しを行うような体制整備を図ることが望ましい。

### (3) 施設類型ごとの管理に関する基本方針

#### 【意見⑨】

「IV. 施設類型ごとの管理に関する基本方針」において、公共建築物の点検診断について、「統一的な内容の点検マニュアルを作成します」とされているが、実際には作成されていないことが判明した。

公共建築物の老朽化等のリスクは県民の安全と安心にも影響することから、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図るためにも、早急に統一的な内容の点検マニュアルを作成することが望ましい。

県総合管理計画の「IV. 施設類型ごとの管理に関する基本方針」において、公共建築物（庁舎等施設、警察施設、学校教育施設等）の「iv 実施方針」は下記のとおりとなっている。

#### iv 実施方針

県民の安全と安心を確保し、治安情勢の変化を見据えつつ、施設の経年劣化や損傷状況を踏まえて、中長期的な維持管理、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化を図るため、施設アセスメントを行った施設について、以下のとおり方針を定めます。

##### ○点検診断

- ・統一的な内容の点検マニュアル（法定点検及び独自の点検マニュアルがある施設は除く）を作成します。
- ・その点検マニュアルに基づき、年1回の頻度で点検を実施し、問題がないか確認します。
- ・点検診断等の記録を蓄積し、計画的な修繕を行うよう取り組みます。

出典：「和歌山県公共施設等総合管理計画」（令和4年3月改訂）

本監査の実施にあたって、財産活用統括部門（総務部総務管理局管財課）に統一的な内容の点検マニュアルの策定状況を確認したところ、管財課としてマニュアル策定は行っていないことが判明した。

また監査対象とした個別施設の施設所管課へのヒアリングにおいて「点検診断」の実施状況を確認したところ、建築基準法上の「特定建築物」であり建築基準法第12条における定期報告制度に基づく建物点検を実施しているほか、各施設所管課が独自にマニュアルやチェックシートを作成し、定期的に点検を行っているとの回答であった。

施設名	実施状況
県立体育館 県立武道館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築事務所に委託し、建築基準法 12 条に基づく建物点検を実施（敷地・構造は 3 年に 1 回、建築設備（防火設備を含む）は毎年実施）</li> <li>・ 指定管理者が「施設安全点検マニュアル」を策定し、年 1 回以上点検を実施</li> </ul>
県立近代美術館 県立博物館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築事務所に委託し、建築基準法 12 条に基づく建物点検を実施（敷地・構造は 3 年に 1 回、建築設備（防火設備を含む）は毎年実施）</li> <li>・ 職員が年 1 回以上建物劣化度の点検を実施</li> </ul>

監査対象とした個別施設は、全て建築基準法上の「特定建築物」であったため、建築事務所による法定の建物点検が実施されていたが、日常点検についてのマニュアルや点検項目は各施設が独自に定めており、その内容は統一されていない。

県有の公共建築物において、施設所管課に建築や設備についての技術系職員が配属されていない、または法定建物点検の対象外となる施設も多数存在すると考えられるため、早急に建築・設備の技術的な観点を踏まえた統一的な内容の点検マニュアルを作成し、公共建築物の安全と安心を確保およびライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図ることが望ましい。

#### (4) 全庁的な推進体制及び情報管理

##### 【意見⑩】

県総合管理計画において、各公共施設等の管理情報は財産活用統括部門である管財課に集約し、当該管理情報を基に総合的な見地から公共施設等の長寿命化や有効活用の推進を図るものとし、必要に応じて各施設管理者に対して保全計画等の見直しを働きかけるものとされているなど、管財課が重要な役割を担っている。

しかし、管財課において県総合管理計画を管理する担当者は 1 名のみであり、計画に記載された取組の多くが施設所管課等の他課に委ねられている。

管財課に期待される役割を十分に果たすため、現在行われている県総合管理計画の見直しと併せ、管財課・関連各課がそれぞれ果たすべき役割について整理するとともに、県総合管理計画が今後着実に推進される体制整備を図ることが望ましい。

県総合管理計画に関する体制として、各公共施設等の管理情報は財産活用統括部門である管財課に集約することとされている。このため、管財課は各所管課にて行

われる個別施設計画の見直しに関する情報をはじめ、各公共施設等の情報を全体として把握している立場にある。これを踏まえると、管財課には県総合管理計画を総合的に管理し、確実に達成していく推進役としての役割が期待される場所である。

この点、令和6年度時点において管財課内で県総合管理計画を管理する担当者は1名とのことである。これに対し、個別施設計画の見直しに基づく予算要求といった定期的な業務については一定役割を果たしている一方、計画に記載された定期的な施設アセスメントは行われていない他、PPP・PFIといった民間活力の活用状況に関する情報の管理については他課に委ねられている等の現状である。さらには行財政改革推進本部が廃止され、全庁的な会議体による後ろ盾もない状況となっている。

これまで述べてきた指摘事項や意見の多くが、県総合管理計画における取組事項の大半が施設所管課任せになっており具体的な取組方法等が示されていないこと、またはPDCAサイクルや全庁的な推進体制の構築が図られていないことに起因しているものと考えられる。

公有財産事務規程上、行政財産の取得及び管理に関する事務は、当該行政財産を所管する部局長が所掌することとなっているが、県総合管理計画の取組を着実に進めていくためには、財産活用統括部門として各公共施設等の情報を全体として把握している管財課が、推進役としての役割を果たすことが期待される。管財課に期待される役割を十分に果たすため、現在行われている県総合管理計画の見直しと併せ、管財課・関連各課がそれぞれ果たすべき役割について整理するとともに、県総合管理計画が今後着実に推進される体制整備を図ることが望ましい。

### 3.3. 個別施設の監査結果

#### 3.3.1. 監査手続

監査対象とした施設について、施設の概要および運営状況を把握するため、現地視察を行った。また、前述の「監査の視点」に沿った監査を実施するため、下記項目についての根拠資料を入手し内容を確認の上、監査対象施設の担当課にヒアリングを行った。

- 施設概要
  - 施設の概要、沿革、施設の設置にかかる根拠法令等、組織・事務分掌 等
- 施設の運営状況について
  - 施設の利用状況、予算・決算の状況、使用料・利用料金の設定状況、指定管理実施状況 等
- 和歌山県公共施設等総合管理計画に基づく取組状況について
  - 施設の個別施設計画・長寿命化計画の策定および見直しの状況、施設アセスメントの実施状況、県総合管理計画における管理に関する基本方針の取組状況 等
- 施設の KPI 設定について
  - KPI 設定の考え方、設定した KPI の達成状況および施設の目的達成に向けた効果検証の状況 等
- 施設の財務事務の状況
  - 財産管理・固定資産台帳・出納管理・使用料減免にかかる事務処理 等

#### 3.3.2. 監査結果

体育館及び武道館については、いずれも同一の所管課により管理運営が行われていることから、効率的かつ一体的な把握を目的として、また、美術館及び博物館についても、同一敷地内に所在し、施設運営や維持管理等において共通する事項が多いことを踏まえ、同日に監査手続を行った。

これらの監査手続を通じて把握した個別施設の指摘及び意見について、既に他の施設において同様の指摘及び意見がある場合、記載内容の重複を避ける観点から詳細な記述は省略している。

### 3.3.2.1. 和歌山県立体育館

#### (1) 施設の概要

和歌山県立体育館は、県民の体育、スポーツその他健康で文化的な各種の集会の用に供することを目的として設置された。(昭和39年条例第20号 和歌山県立体育館設置及び管理条例)

<所在地> 和歌山市中之島 2238

<敷地面積> 10,476.40 m<sup>2</sup>

<床面積> 体育場 1681.08 m<sup>2</sup>  
補助体育館 330.00 m<sup>2</sup>

<施設構造> 体育場 鉄筋コンクリート造地上2階建て(一部地下1階)  
補助体育館 鉄骨造平屋建て(一部2階)

<収容人数> 体育場 約5,500人(1F・3,000人/2F・2,500人)  
補助体育館 約300人

<会議室> 大会議室(25~30人程度収容)  
小会議室(5~10人程度収容)  
補助館2階会議室(35~40人程度収容)

<開館時間> 9:00~21:00

<休館日> 12月29日~翌年1月3日



出典：和歌山県立体育館ホームページ 体育館(本館)外観



出典：和歌山県立体育館ホームページ 補助体育館外観

## (2) 沿革

1964年	和歌山県営向ノ芝球場の紀三井寺運動公園内（和歌山県営紀三井寺野球場）への移転に伴い、その跡地に開設
-------	---

## (3) 事業の概要

### ① 事業内容

和歌山県立体育館は、和歌山県立体育館設置及び管理条例において事業内容として以下を定めている。

- 1 体育場その他の施設及び附属設備の利用に関すること
- 2 体育の施設及び設備の調査研究並びにその普及に関すること
- 3 上記のほか、設置の目的を達成するために必要な業務

運営に関しては、平成21年度までは県直営であったが、平成22年度より和歌山県立体育館設置及び管理条例第4条に基づき、公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団を指定管理者とし、県と同財団の間で締結した和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館運営管理に関する基本協定に基づき、運営管理を行っている。和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館運営管理に関する年度協定書に記載されている事業計画書によると、和歌山県立体育館に関して公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団によって執り行われる令和7年度の事業内容については以下の通りである。

## 1. 施設の運営に関する業務

- (1) 和歌山県立体育館（体育場、補助体育場、会議室、控室、付属設備、その他の施設）の利用及び利用料金の徴収に関する業務
- (2) 施設運営協議会開催、利用料金の割引制度等施設の管理運営上必要な業務及び利用促進
- (3) 自動販売機の設置、消耗品等販売事業
- (4) その他施設の利用促進及び施設の管理運営上必要な業務

## 2. 施設の維持管理に関する業務

- (1) 和歌山県立体育館の施設設備の整備に関する業務

## 3. 自主事業に関する業務

- (1) スポーツの振興に関する事業（アルテリーヴォ和歌山サッカー、卓球等）
- (2) 県民の心身の健康保持増進に関する事業（パラスポーツ体験会、ラジオ体操&健康ウォーク等）
- (3) その他事業（自動販売機の設置、会場利用に必要な消耗品の販売等）

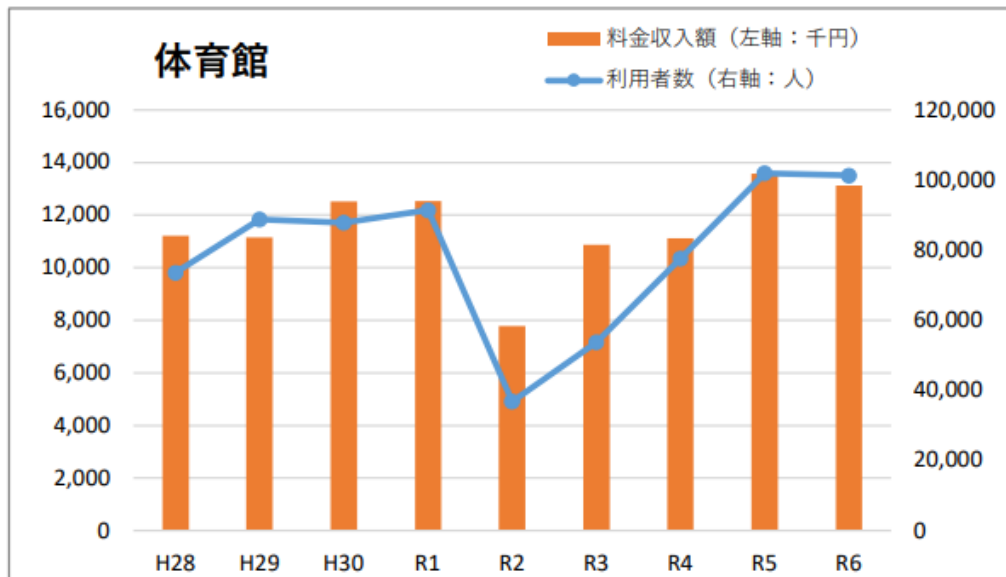
組織体制としては、館長（県立武道館と兼任）・副館長のもとに複数名職員で構成されており、予算及び決算や施設の維持管理及び点検等の業務を職員が分担して実施している。なお、これら指定管理者が執り行う業務の管理や施設の修繕等の業務については和歌山県スポーツ課総務管理班が実施している。

## ② 利用状況

和歌山県立体育館における利用状況は以下の通りである。なお、本表の稼働率は、1日のうちどこかの時間帯で使用があった日は使用日としてカウントしたうえで、その使用日を体育館の稼働日（工事等により使用できない日を除く）で割って算定したものである。

※本稼働率は経年比較を行うために算出したものであり、より詳細な稼働率計算は意見⑩に記載している。

【図表25 和歌山県立体育館の利用状況】



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
稼働率	100%	100%	100%	99%	89%
利用者数 (人)	73,614	88,778	87,857	91,431	36,874
料金収入額 (千円)	11,222	11,154	12,518	12,532	7,785
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
稼働率	97%	99%	99%	99%	
利用者数 (人)	53,759	77,652	101,982	101,343	
料金収入額 (千円)	10,868	11,113	13,567	13,133	

※令和元年度以前は消費税額を 10%換算した数値を料金収入額としたもの。

出典：和歌山県提出資料

### ③ 収支等の状況

和歌山県における和歌山県立体育館に係る維持運営管理事業に係る決算の収支は以下の通りである。なお、この維持運営管理収支は県立体育館と県立武道館に係るものを合算したものである。

※両館を一体的に1つの事業で予算計上し、支出及び決算を出していることから、施設ごとの算出が不可能

【図表26 維持運営管理事業に係る決算収支】

単位：円

科目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料	32,900	32,900	32,900	32,900	42,200
県債	0	300,000	11,900,000	5,600,000	8,000,000
諸収入				3,390,000	
一般財源	78,272,026	59,089,944	82,602,400	54,327,368	55,956,700
<b>歳入合計</b>	<b>78,304,926</b>	<b>59,422,844</b>	<b>94,535,300</b>	<b>63,350,268</b>	<b>63,998,900</b>
需用費	16,824,500	0	27,695,800	6,268	0
消耗品費				6,268	
修繕料	16,824,500		27,695,800		
委託料	61,480,426	59,422,844	54,527,200	54,544,000	53,269,000
委託料(その他)	2,497,000	358,955	1,454,200	1,364,000	
指定管理	58,983,426	59,063,889	53,073,000	53,180,000	53,269,000
工事請負費	0	0	12,312,300	0	10,602,900
備品購入費	0	0	0	8,800,000	127,000
<b>歳出合計</b>	<b>78,304,926</b>	<b>59,422,844</b>	<b>94,535,300</b>	<b>63,350,268</b>	<b>63,998,900</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

参考：和歌山県における県立体育館・武道館の維持運営管理収支（県立体育館・武道館の合算）

## (4) 個別の施設に関する監査の結果及び意見

## ① 施設の運営状況について

## 【意見①】

県立体育館および県立武道館の利用料金については、県内類似施設や近隣他府県の相場を参考に設定されており、相対的に著しく低い水準とはいえないものの、施設の維持管理・運営に要するコストを踏まえた料金設定の検討が十分に行われていない状況である。

さらに、現在の料金体系では施設の維持管理・運営に係る実質的なコストの多くを県が負担している構造となっており、施設の維持管理・運営に要するコストに対する自己収入の割合が小さいため、将来的な施設の修繕等に必要な財源の確保が困難となるおそれがある。

公共スポーツ施設は、当該施設でスポーツイベント等が開催されることにより、地域住民の健康の維持、QOL向上や周辺地域に経済波及効果が生じるなど公共性が認められることから県の一般財源によって一定程度負担することに合理性はあるものの、一般的に公共施設の利用料金については、施設の維持管理・運営に要する

コストを考慮して設定されるべきであり、施設の持続可能な運営を確保するためにも、施設の維持管理・運営に要するコストを可視化して一定程度の利用者負担を検討することが求められる。

特に近年物価高騰や人件費の上昇など、社会情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設の運営のために、県立体育館および県立武道館それぞれの施設の維持管理・運営に要するコストを算出し、各施設の設置目的や運営コスト負担率、利用実態などの状況を総合的に勘案したうえで、受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直しを検討することが望ましい。また、料金体系の見直しにあたっては利用者への影響も考慮し、減免制度の活用や利用頻度に応じた料金体系の導入など、柔軟な対応策をあわせて検討することが望ましい。

県立体育館および県立武道館の利用料金については、下図「利用料金類似施設調査票」の通り、料金種別毎に県内類似施設や滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県といった近隣他府県の相場を参考に見直しを行っている。

【図表27 利用料金 類似施設調査票】

利用料金 類似施設調査票										課室名 : スポーツ課		担当者 : _____ 内線 : _____		(単位:円)				
種別条列等	大項目	中項目	小項目	単位	現行料金		近畿府県						平均値B	A/B	改定案		備考 (改定案、類似施設の考え方等)	
					改定年月	金額A	県内類似施設	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県			金額C	C/A		
和歌山県立体育館 施設費及び管理費	体育館 (1,681㎡) バスケットコート	アマチュアスポーツ	入場料無料	9:00~12:00	2019/10/1	8,250	4,900	6,800	3,600	6,100	18,600	10,260	8,945	98.9%			0.0%	
							和歌山市民体育館(1,499.34㎡) 和歌山市民体育館(2,117.8㎡)	津市立総合体育館(1,443㎡) 貴船メインアリーナ(1,472㎡)	久御山町総合体育館(1,443㎡) 貴船メインアリーナ(1,472㎡)	堺市立総合体育館(1,443㎡)	西宮市立中央体育館(バスケットコート) 西宮市立中央体育館(バスケットコート)	橿原公立第一体育館(1,665㎡) 橿原公立第一体育館(1,665㎡)						
			入場料有料	9:00~12:00	2019/10/1	20,630	14,620	52,800	18,000	12,200	27,900	20,530	24,342	84.7%			0.0%	
			アマチュアスポーツ以外	9:00~12:00	2019/10/1	43,290				40,000	55,800	38,000	43,933	98.9%			0.0%	
			資料目的							河原町総合体育館(1,587.8㎡)	西宮市立中央体育館(バスケットコート) 西宮市立中央体育館(バスケットコート)	奈良市中央体育館(バスケットコート)						
			資料目的以外	9:00~12:00	2019/10/1	28,860	24,450	13,200	18,000	42,700	27,900	30,890	28,157	110.3%			0.0%	
			入場料有料	9:00~12:00	2019/10/1	82,450	73,570	79,200	72,000	91,500	27,900	125,710	78,313	105.3%			0.0%	
			種別体育館 (330㎡)	9:00~12:00	2019/10/1	1,650	1,910	900	900	1,300	1,900	1,800	1,483	111.2%			0.0%	
			アマチュアスポーツ以外	9:00~12:00	2019/10/1	5,720	9,390	1,800	1,800	12,000	5,700	8,840	6,555	87.3%			0.0%	
			兵庫県	9:00~12:00	2019/10/1	1,430	930	800	1,460	1,000	1,350	2,710	1,325	107.9%			0.0%	
			水陸両用設備			5,090	4,400			2,440	1,240	15,700	5,945	85.6%			0.0%	
												#DIV/0!	#DIV/0!			#DIV/0!		

利用料金 類似施設調査票

課室名：スポーツ課

担当者：

内線：

(単位：円)

施設名称等	大項目	中項目	小項目	単位	現行料金		県内類似施設	近畿府県					平均値B	A/B	改定案		備考 (改定案、類似施設の考え方等)	
					改定年月	金額A		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県			金額C	C/A		
和歌山県立武道館 練習室及び管理室等	武道場 (67.58㎡)	スポーツ	競技室	1時間	2019/10/1	1,070	1,200	1,100	1,200	997	1,010	1,280	1,084	97.6%		0.0%		
			練習(団体)	1人・1時間	2019/10/1	110		和歌山県立武道館 (341㎡)	東海市立武道館 (753.17㎡)	京丹波町武道館 (456.36㎡)	松原市武道館 (410㎡)	姫路市総合スポーツ会館武道場 (323㎡)	大和県南市立武道館 (700㎡)	96	111.5%		0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			一般・学生					徳島県立中央武道館 (399㎡)	松原市武道館 (410㎡)	87			83	110.0%		0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]	
			練習(団体)	1人・1時間	2019/10/1	70				80	87						0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			児童・生徒							87							0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			練習(個人)	1人・1時間	2019/10/1	130			250	80	87	150	100	129	92.6%		0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			一般・学生					東海市立武道館 (733.17㎡)	香川県立武道館 (378㎡)	松原市武道館 (410㎡)	姫路市総合スポーツ会館武道場 (323㎡)	大和県南市立武道館 (700㎡)					0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			練習(個人)	1人・1時間	2019/10/1	80			150	80	50	70	100	88	93.0%		0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			児童・生徒					東海市立武道館 (733.17㎡)	香川県立武道館 (378㎡)	松原市武道館 (410㎡)	姫路市総合スポーツ会館武道場 (323㎡)	大和県南市立武道館 (700㎡)					0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			練習(定期)	一般・学生 1ヵ月 1人	2019/10/1	660			500	1,000			750	88.0%		0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]	
			児童・生徒					香川県立武道館 (378㎡)	新潟県川西総合体育館 (728㎡)								0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
			練習(定期)	一般・学生 3ヵ月 1人	2019/10/1	1,700			1,250	2,000			1,825	104.6%		0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]	
			児童・生徒						930	1,200			1,085	111.7%		0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]	
								香川県立武道館 (378㎡)	新潟県川西総合体育館 (728㎡)								0.0%	前[社会形体のある標準施設を記載]
													#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!			

出典：スポーツ課提出資料（利用料金類似施設調査票）

「利用料金類似施設調査票」によれば、県立体育館および県立武道館の利用料金は、概ね平均的な水準で設定されており、相対的に低廉な料金水準にあるとは認められない。一方で、当該料金設定に係る検討においては、相場を参考に検討した状況に留まり、施設の維持管理・運営に要するコストを十分に反映したものとは言い難い。

さらに毎年度、指定管理者である公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団が作成する事業報告書によれば、両施設の維持管理に要する歳出の大部分は和歌山県から発注される業務の受託収入によって賄われている状況にある。一方で、「(3)事業の概要 ③収支等の状況」によると、当該受託収入は、県立体育館および県立武道館の維持運営管理収支の歳出項目「委託料（指定管理）」として計上されており、最終的には大部分が和歌山県の一般財源により賄われているのが現状である。

このように、現行の料金体系の下では、施設の維持管理に係る実質的なコストの多くを県が負担している構造となっており、施設の維持管理・運営に要するコストに対する自己収入の割合が小さいため、将来的な施設修繕等に必要な財源の安定的な確保が困難となる恐れがある状況にあるといえる。

【図表28 維持運営管理収支（和歌山県立体育館・和歌山県立武道館）】

単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用料金収入	11,113,960	13,567,700	13,133,784
和歌山県受託収入	36,620,000	36,694,200	36,756,000
地方公共団体助成金収入	0	2,018,797	0
<b>収入合計</b>	<b>47,733,960</b>	<b>52,280,697</b>	<b>49,889,784</b>
<b>支出合計</b>	<b>45,325,926</b>	<b>47,152,722</b>	<b>48,416,480</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>2,408,034</b>	<b>5,127,975</b>	<b>1,473,304</b>

参考：公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団における県立体育館・武道館の維持運営管理収支  
(令和4～6年度事業報告 県立体育館に係る運営管理経費収支)

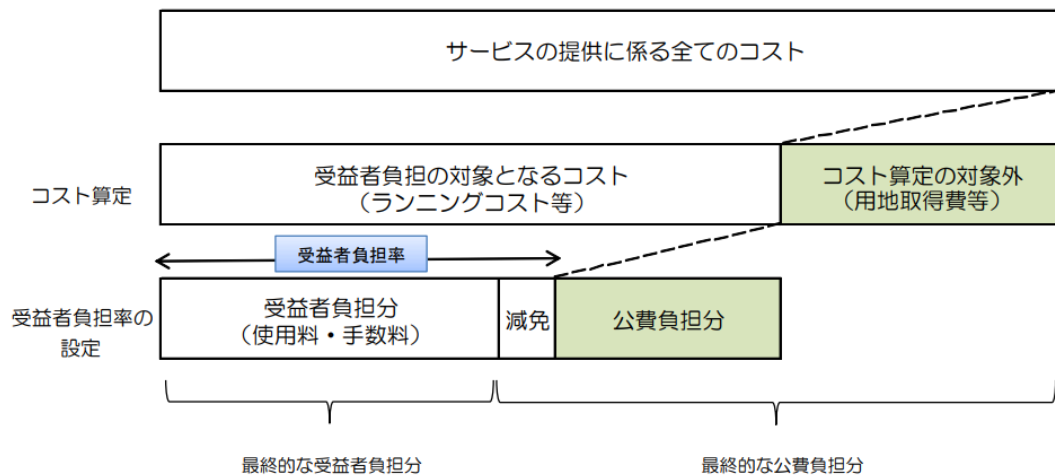
単位：円

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用料金収入	2,429,420	2,283,390	2,606,555
和歌山県受託収入	16,453,000	16,485,800	16,513,000
地方公共団体助成金収入	0	51,998	0
<b>収入合計</b>	<b>18,882,420</b>	<b>18,821,188</b>	<b>19,119,555</b>
<b>支出合計</b>	<b>23,116,601</b>	<b>20,485,291</b>	<b>18,351,258</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>△4,234,181</b>	<b>△1,664,103</b>	<b>768,297</b>

参考：公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団における県立体育館・武道館の維持運営管理収支  
(令和4～6年度事業報告 県立武道館に係る運営管理経費収支)

一般的に公共施設の利用料金は「受益者負担の原則」に基づいて設定される。「受益者負担の原則」とは、自治体が提供する行政サービスに必要なコストについて、原則として税金で賄うが、そのコストを全て税金で賄うとサービスを利用する者（＝受益者）と利用しない者との間で負担の公平性が損なわれることから、特定の住民が利用する行政サービスについては、公共施設の利用に係る使用料や窓口の手続に係る手数料などの形で、受益者に一定の費用負担を求めることができるとされる考え方である。

【図表29 堺市における受益者負担の基本的な考え方】



出典：堺市ホームページ 受益者負担の基本的な考え方について

このような考え方を取り入れている大阪府堺市などでは、行政サービスの提供に要するコストのうち、職員の人件費や施設の維持管理に係る物件費など、受益者に帰属すると考えられる経費については、受益者負担の対象となるコストとして整理する。これらの対象コストに、あらかじめ設定された受益者負担率を乗じ、さらに利用者の属性等に応じた減免措置による減額分を控除した金額を、最終的な受益者負担額とする。ここでいう受益者負担率とは、施設やサービスの性格、受益の範囲および程度に応じて設定される適正な負担割合を指し、多くの自治体では、受益者負担率の算定にあたり、提供するサービスが社会全体にとってどの程度必要不可欠であるかという「公的必要性」と、民間事業者による代替的な提供がどの程度可能であるかという「収益性」の二つの視点から評価を行っている。例えば、兵庫県三田市などにおいては、県立体育館や県立武道館といった体育施設については、スポーツイベント等が開催されることにより、地域住民の健康の維持、QOL 向上や周辺地域に経済波及効果が生じるなど公共性が認められることから公共的意義を有する一方、民間施設による提供も一定程度可能であることから、公費負担と受益者負担をそれぞれ 50%ずつとする考え方を採用している。

【図表30 性質別分類による公費負担と受益者負担の割合】

■ 性質別分類による公費負担と受益者負担の割合

市場性 (収益性)	高 ↑	<b>G</b> ( 公費負担 : 50% 受益者負担 : 50% )	<b>H</b> ( 公費負担 : 25% 受益者負担 : 75% ) 駐車施設 (駐車場)	<b>I</b> ( 公費負担 : 0% 受益者負担 : 100% ) 体育施設 (マシジム) レクリエーション施設 (プール・アウトドア)
		<b>D</b> ( 公費負担 : 75% 受益者負担 : 25% )	<b>E</b> ( 公費負担 : 50% 受益者負担 : 50% ) 貸室 (会議室等) 貸室 (ホール) 体育施設 (体育館・グラウンド)	<b>F</b> ( 公費負担 : 25% 受益者負担 : 75% ) 貸室 (録音室・練習室) 体育施設 (テニスコート) レクリエーション施設 (工房)
	↓ 低	<b>A</b> ( 公費負担 : 100% 受益者負担 : 0% )	<b>B</b> ( 公費負担 : 75% 受益者負担 : 25% ) 駐車施設 (駐輪場)	<b>C</b> ( 公費負担 : 50% 受益者負担 : 50% ) 体育施設 (野球場)
		高 ←	必需性 (公的必要性)	→ 低

出典：三田市ホームページ 受益者負担の基本的な考え

このように公共施設の利用料金については、施設の維持管理・運営に要するコストを考慮して設定されるべきであり、施設の持続可能な運営を確保するためにも、施設の維持管理・運営に要するコストを可視化して一定程度の利用者負担を検討することが求められる。

事業報告書によると、現状県立体育館は約 70%、県立武道館は約 85%が公費によって賄われており、監査人が確認した範囲においては、「受益者負担の原則」に基づき利用料金設定を行っている自治体と比較すると、いずれも大幅に公費負担の割合が高い状況にある。近年物価高騰や人件費の上昇など、社会情勢が変化していることや、今後施設の老朽化に伴う修繕や更新等に要する経費の増加が見込まれる中、必要な財源を安定的に確保するとともに、利用者と県民全体との負担の公平性を確保する観点から、県立体育館および県立武道館それぞれの施設の維持管理・運営に要するコストを適切に把握した上で、「受益者負担の原則」に基づく受益者負担分を算定し、さらに各施設の設置目的や運営コスト負担率、利用実態などの状況を総合的に勘案したうえで、受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直しを検討することが望ましい。また、料金体系の在り方検討にあたっては、利用者への急激な負担増とならないよう配慮することが重要であり、減免制度の適切な活用、利用頻度や利用形態に応じた段階的な料金設定の導入など、柔軟な対応策を併せて検討することが望ましい。

## 【意見⑫】

県立体育館および県立武道館の稼働率は、いずれも過去9年の平均が98%と非常に高い水準で推移しているものの、その算出方法は1団体または1人でも利用していればその時間帯の稼働率は100%となるという方式であり、実際の利用実態を正確に反映しているとは言い難い状況がある。

稼働率は施設の利用状況を把握するための重要な指標であり、施設運営の評価や料金設定、将来的な施設計画の判断材料として活用されるべきである。しかし現行の算出方法では利用者が増減しても稼働率は常に高く表示されるため、実態と乖離している可能性がある。このような利用密度や時間あたりの利用者数を考慮しない稼働率では、利用実態の正確な把握が困難となり、活用状況について過大評価となるおそれがある。

実際に武道館では個人での利用が多く、利用者数や利用時間をさらに増やす余地があると考えられる。

施設の稼働実態については時間単位での使用有無だけではなく、利用人数や利用面積、時間あたりの収益、利用目的などを加味した補完的な指標も併せて把握することが望ましい。

県立体育館および県立武道館の稼働率は以下のように算定されている。

### < 県立体育館 >

県立体育館では、体育場、補助体育場、大会議室、小会議室、補助体育館2F会議室をそれぞれ午前/午後/夜間の3区分に分けて貸し出している。そして貸部屋ごとに[利用枠数÷利用可能枠数]の計算式で稼働率を算定するとともに、県立体育館全体としての稼働率も算定している。なお、以下に示した図表では、1団体利用が○、2団体利用が△、3団体利用が□、自主事業が●と記載が区別されているが、稼働率の算定上は利用団体数に関わらず1団体でも利用していればその利用枠は100%稼働したこととなっている。

【図表31 県立体育館における施設利用状況】

四4様式

■施設利用状況報告書(詳細) 施設名:和歌山県立体育館

4月 (開館日数30日)	体育場				補助体育場				大会議室				小会議室				補助体育場2F会議室				合計				
	午前	午後	夜間	利用率	午前	午後	夜間	利用率	午前	午後	夜間	利用率	午前	午後	夜間	利用率	午前	午後	夜間	利用率	午前	午後	夜間	利用率	
4月1日	月	○	●	70%	○	○		70%	○	○		70%				0%				0%	2	3	1	42%	
4月2日	火	○	△	70%	○	○	○	60%	○	○		70%				0%				0%	2	2	2	40%	
4月3日	水	△	△	100%	○	○	○	100%	○	○		70%				0%				0%	3	3	2	54%	
4月4日	木	●	△	100%	○	●	○	100%	○	○		70%				0%				0%	3	3	2	54%	
4月5日	金	○	●	70%	○	○		70%	○	○		70%				0%				0%	2	3	1	42%	
4月6日	土	●	●	△	100%	●	●		70%			0%				0%				0%	2	2	1	34%	
4月7日	日	●	●	△	100%		○		30%			0%				0%				0%	1	1	2	26%	
4月8日	月	○	△	△	100%	○		○	60%	○	○		70%			0%				0%	3	2	2	46%	
4月9日	火	○	△	△	100%	○	○	○	60%	○	○		70%			0%				0%	3	2	2	46%	
4月10日	水	○	○	△	60%	○	○	○	100%	○	○		70%	○		30%				0%	4	2	2	52%	
4月11日	木	●	○	△	100%	○	●	○	100%	○	○		70%			0%				0%	3	3	2	54%	
4月12日	金	○	△	△	70%	○	○	○	100%	○	○		70%			0%				0%	2	3	2	48%	
4月13日	土	○	○	○	100%	○	○	○	100%	○	○	○	100%			0%				0%	3	3	3	60%	
4月14日	日	○	○	○	100%	○	○	○	100%	○	○	○	100%			0%	○			30%	4	3	3	66%	
4月15日	月	○	○	△	60%	○	○	○	100%		●		40%	○	○					0%	3	3	2	54%	
4月16日	火	○	○	△	60%	○	○	○	60%	○	○		70%			0%				0%	3	1	2	38%	
4月17日	水	○	△	△	60%	○	○	○	100%	○	○		70%		○	30%				0%	3	2	3	52%	
4月18日	木	●	○	△	100%	○	○	○	100%	○	○		70%			0%				0%	3	3	2	54%	
4月19日	金	○	○	○	60%	○	○		70%	○	○		70%	○		40%				0%	3	3	1	48%	
4月20日	土	○	○	○	70%	○	○	○	100%		○	○	70%		○	70%		○	○	70%	1	5	5	76%	
4月21日	日	○	○	△	100%	○	○	○	70%	○	○		70%			0%				0%	2	3	2	48%	
4月22日	月	○	○	△	60%	○	○	○	100%	○	○		70%	○		40%				0%	3	3	2	54%	
4月23日	火	○	○	△	60%	○	○	○	100%	○	○		70%			0%				0%	3	2	2	46%	
4月24日	水	○	○	○	60%	○	○	○	100%	○	○		70%			0%				0%	3	2	2	46%	
4月25日	木	●	○	○	100%	○	○	○	100%	○	○		70%			0%				0%	3	3	2	54%	
4月26日	金	○	○	○	70%	○	○	○	100%	○	○		70%			0%				0%	2	3	2	48%	
4月27日	土	●	○	○	100%	○	○	○	100%		○	○	70%		○	70%		○	○	70%	2	5	5	82%	
4月28日	日	○	○	△	100%	○	○		70%				0%			0%				0%	2	2	1	34%	
4月29日	月	○	○	○	100%	○	○		70%	○	○		70%	○	○	70%				0%	4	4	1	62%	
4月30日	火		△		30%	○	○	○	100%				0%			0%				0%	1	1	2	26%	
合計		23	21	30	81%	28	25	24	85%	23	26	4	62%	3	6	3	14%	1	2	2	6%	78	80	63	50%

○:1団体利用  
△:2団体同時利用  
□:3団体同時利用  
●:自主事業

出典：和歌山県提出資料

< 県立武道館 >

県立武道館では、武道場を午前/午後/夜間の3区分に分けて貸し出している。武道館においても県立体育館と同様に[利用枠数÷利用可能枠数]の計算式で稼働率を算定している。算定にあたり、県立武道館では1人でも利用していればその利用枠は100%の稼働としている。

【図表32 県立武道館における施設利用状況】

四4様式 ■施設利用状況報告書(詳細) 施設名:和歌山県立武道館

4月 (開館日数30日)	武道場				合計			
	午前	午後	夜間	利用率	午前	午後	夜間	利用率
4月1日 月	○	●	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月2日 火	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月3日 水			○	30.0%	0	0	1	30.0%
4月4日 木	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月5日 金	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月6日 土	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月7日 日	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月8日 月	○	●	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月9日 火	○	●	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月10日 水	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月11日 木	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月12日 金	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月13日 土	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月14日 日	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月15日 月	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月16日 火		●	○	70.0%	0	1	1	70.0%
4月17日 水	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月18日 木	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月19日 金	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月20日 土		○	○	70.0%	0	1	1	70.0%
4月21日 日	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月22日 月	○	●	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月23日 火	○	●	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月24日 水	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月25日 木	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月26日 金	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月27日 土	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月28日 日	○	○	○	100.0%	1	1	1	100.0%
4月29日 月	○		○	60.0%	1	0	1	60.0%
4月30日 火	○		○	60.0%	1	0	1	60.0%
合計	27	27	30	94.8%	27	27	30	94.8%

○:利用者 ●:自主事業

出典：和歌山県提出資料

このように、現行の稼働率は、施設の貸出区分ごとの使用有無に基づいて算定されており、施設管理上の基礎的な指標としては一定の意義を有している。一方で、この算定方法は各区分における利用人数や利用密度、利用目的の違いが考慮されおらず、利用者数の増減と稼働率が連動しないなど利用実態の変化を十分に捉えることができないといった限界がある。また、利用人数の増減によって収益も増減するため、稼働率が同一の値であっても収益が異なることも考えられる。

しかし、各スポーツ施設の収容人数や実施可能な種目などは施設によって様々であることから、利用状況の把握はその施設が使われているか否かが基準となるため、稼働率の算定は利用枠ベースで行われることが一般的である。

以上を踏まえると、施設の利用状況をより適切に把握するためには、現行の稼働率に加え、延べ利用者数や利用密度、面積あたりの利用者数、時間あたりの収益など複数の指標を併用することが望ましい。これにより施設の利用実態を多方面から把握し、将来的な施設の運営や料金設定等の検討に役立てることが可能となる。

### 【意見⑬】

現在、和歌山県の人口約 88 万人のうち約 34 万人が和歌山市内に集中しているため、県立体育館及び県立武道館とともに、同じく県立スポーツ施設であるビッグホール・ビッグウェーブが同市に集積している状況にある。また、和歌山市内には、和歌山市民体育館をはじめとする和歌山市立の体育館が複数立地している。

今後、スポーツ施設の老朽化の進行と、県内人口の減少が見込まれる中で、効率的な施設運営を進めていくためには、施設の大規模修繕や建替えを見据え、施設規模に応じた施設機能の整理や県市の役割分担を行うとともに、必要に応じた市町村施設との統廃合を含め、今後の施設の在り方を検討しておくことが望ましい。

また、スポーツ施設の在り方検討に当たっては、和歌山県内の地理的特性を考慮しつつも、「和歌山県スポーツ推進計画」に掲げる全ての県民一人一人が日常的にスポーツにふれあえる社会の実現に向け、施設の立地によって県民のスポーツ参画機会に格差が生じないように、ソフト施策を含めた対策を講じることが望ましい。

和歌山県の人口は、2.1.1 人口動態に記載のように今後も大幅に減少していくことが予想される。また、県立体育館や県立武道館の収入はその半数以上が和歌山県受託収入であり、利用料金収入が十分にあるとはいえない状況がある。今後人口減少に伴い利用者が減少する可能性を考えると、現状のまま複数の施設を運営していくことは、県の財政に大きな負担を強いることにつながりかねない。

和歌山市内の主なスポーツ施設は下表のとおりであり、県立、市立含め重複する機能を持った施設が同市に集積している状況にある。

【図表33 和歌山市内の主なスポーツ施設】

施設名	概要	主な競技
紀三井寺公園陸上競技場	約19,200席の観覧席を有する第1種公認の陸上競技場	陸上競技、サッカー、野球、テニス、ラグビー、ロッククライミング
秋葉山公園国民水泳場	公認の50mプール、25mプールを有する屋内温水プール	水泳
和歌山ビッグホエール	アリーナ面積3,280平方メートル、最大8,500人収容の多目的ホール	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、柔道、ハンドボール、フェンシング、レスリング、マーチング
和歌山ビッグウェーブ	メインアリーナ2,390平方メートル、武道場950平方メートル。和歌山ビッグホエールのサブアリーナにもなる総合体育館	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、柔道、剣道、ハンドボール、フェンシング、レスリング
つつしが丘テニスコート	20面[ソフトテニス、硬式テニス兼用]砂入り人工芝	テニス
河南総合体育館	アリーナ面積1,584平方メートル、観覧席475席	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、柔道、剣道、弓道
和歌山市民スポーツ広場	陸上競技場300メートルトラック、球場2面、球技場1面、テニスコート9面、	陸上競技、サッカー、テニス、ラグビー
和歌山市民体育館	テニス2面、バレーボール3面、バスケットボール1面、バドミントン10面、ハンドボール1面、トレーニング室3室、ウェイトリフティング室1室	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、ハンドボール
和歌山県立体育館	ソフトテニス2面、バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン10面、卓球24台、ハンドボール1面	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、ハンドボール
和歌山東公園体育館	テニス2面、バレーボール2面、バスケットボール1面、バドミントン3面	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン
松下体育館	ソフトテニス1面、バレーボール1面、バスケットボール2面、バドミントン2面、卓球10面、剣道4～6面	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、剣道
片男波公園 健康館	テニス2面、バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面、卓球10面	テニス、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、柔道、剣道

出典：和歌山市ホームページ 和歌山市内の主なスポーツ施設

県においては、将来の人口動態や財政等を考慮し、市が運営する施設も含めてスポーツ施設の数に適正であるか検討することが必要であると考えられる。

例として、岩手県では、令和6年に「県営スポーツ施設のあり方に関する報告書」を公開しており、施設・設備の著しい老朽化、市町村との連携や役割分担、将来人口の展望を踏まえた整理・統合といった課題を挙げ、県営スポーツ施設に係る基本的考え方をまとめたうえで今後のあり方について検討している。

和歌山県においても同様の課題が挙げられることから、このようなあり方検討を実施することは有効であると考えられる。

【図表34 岩手県におけるあり方検討事例】

県営スポーツ施設のあり方に関する報告書【概要】		
第6章 県営スポーツ施設の今後のあり方		
1 現有施設（いわて盛岡ボールパークを除く8施設）		
施設	今後のあり方及び当面の措置	
① 県営運動公園	陸上競技場、補助競技場	○東北規模又は県規模の競技会等の会場確保の観点から、適時、改修等を行い、第2種公認陸上競技場として <b>長期的に維持</b> ○できるだけ早期にスタンドの劣化度調査等を実施し、その結果を踏まえ改修を検討
	テニスコート	○他施設で全国規模の競技会等が開催されているものの、県規模の競技会等の会場として利用されており、同等（8面）以上のテニスコートは県内に限られていることから、適時、改修等を行い、 <b>現状維持</b>
	サッカー・ラグビー場	○第1グラウンド（人工芝）は、全国規模の競技会等の会場の一つとしての利用があり、全国規模の競技会等の会場確保の観点から、適時、改修等を行い、 <b>長期的に維持</b> ○第2グラウンド（クレーコート）は、計画凍結されたスポーツ健康科学センター等の建設予定地ではあったが、一定の需要があることから、 <b>現状維持</b> 。なお、スポーツ医・科学センター整備の検討状況に応じ、人工芝化など機能を高めるための改修を検討
	野球場	○一定の需要はあるものの、同等以上の機能を備えた施設が県内にあり、市町村との役割分担を踏まえると、 <b>県営施設として現在の施設水準を維持する必要性は高い</b> ことから、 <b>将来は、野球場としての機能を廃止し、公園全体のレイアウトも考慮しながら、機能性や利便性を一層向上させるための他の用途を検討</b>
	スポーツクライミング競技場	○国際規模の競技会等の会場確保の観点から、適時、改修等を行い、 <b>長期的に維持</b> ○利便性向上のため、雨天対応等の改修を検討
② 県営体育館	○一定の需要はあるものの、県営よりも充実した機能を備えた市町村施設が複数あり、 <b>担う役割や今後の市町村施設の改修状況等を踏まえた検討が必要</b> ○長期的に維持する場合、バリアフリー化や空調等の機能性が不十分であることから、同様の機能を有する④県勤労身体障がい者体育館と集約した <b>高機能の体育館整備を検討</b>	
③ 県営スケート場	○400mのスピードリンクを有する県内唯一の施設であり、アスリート育成や競技力向上の観点から、適時、改修等を行い、 <b>長期的に維持</b> ○できるだけ早期のターボ冷凍機等の修繕・更新が必要	
④ 県勤労身体障がい者体育館	○障がい者スポーツ振興のため必要性は認められるものの、障がい者以外の利用が多いことを考慮すると、 <b>②県営体育館と集約した高機能の体育館整備を検討</b> ○体育館整備の検討においても、障がい者の優先利用などに配慮	
⑤ 県立御所湖広域公園艇庫	○全国規模の競技会等の会場確保の観点から、適時、改修等を行い、 <b>長期的に維持</b>	
⑥ 県営スキージャンプ場	○県内唯一のサマージャンプ場であり、アスリート育成や競技力向上の観点から、適時、改修等を行い、 <b>長期的に維持</b> ○できるだけ早期の人工芝改修が必要	
⑦ 県営武道館	○全国規模の競技会等の会場確保の観点から、適時、改修等を行い、 <b>長期的に維持</b> ○できるだけ早期の冷暖房設備及びLED照明設備の整備が必要	
⑧ 県営屋内温水プール	○一定の需要はあるものの、大会利用も限定的であり、 <b>県営施設として維持する必要性は高い</b> ことから、民間や地元自治体における活用を検討し、活用見込みがない場合は、 <b>廃止を検討</b>	
2 整備計画凍結中の施設（2施設）		
施設	今後のあり方及び当面の措置	
① スポーツ医・科学センター	○競技力向上の観点からスポーツ医・科学の拠点として <b>整備することが望ましく</b> 、県民の健康づくりの機能も持つ拠点として検討 ○県営体育館と県勤労身体障がい者体育館の集約など <b>他の施設との併設を併せて整備を検討</b>	
② 多目的屋内練習施設	○いわて盛岡ボールパークの屋内練習場など類似施設があり、 <b>新たに整備する必要性を十分に検討</b>	

出典：岩手県 県営スポーツ施設のあり方に関する報告書【概要】

## ② 県総合管理計画に基づく取組状況について

### 【意見⑭】

県立体育館・県立武道館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。

本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画上実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残されたまま計上され続けている状況であることが分かった。

工事未実施分を把握できていることは将来世代に先送りした財政負担分を「見える化」し、今後見込まれる投資額を把握する観点から有用であると評価できる。

一方で、多額の工事未実施分に係る費用が計上されているということは、計画通りに更新・修繕が進捗していないということを意味し、そのまま放置された場合には施設の老朽化が進行し、施設の安全性や機能性が低下するおそれがある。その結果、事後保全的な対応が中心となってしまう、更新・修繕に係るトータルコストが増加する可能性が高まり、将来にわたって多額の財政負担を県民に強いることとなりかねない。加えて、工事の積み残し、先送りが続くことで、材料費や労務費の高騰により当初見込みを上回るコスト増につながるリスクがある。このため、計画上

どの時期に実施すべきであったのか、どの年度から積み残しとなっているのかを明確化したうえで、最新の単価水準や市場動向を踏まえて積み残し金額を再計算し、先送りに伴う追加的な財政負担の実態を把握することが求められる。

以上を踏まえ、計画通りに実施できなかった理由（予算不足、人員不足、設計見直し、許認可の遅延等）を案件ごとに分析し、工事未実施分について、翌年度以降にフォローアップできる体制を全庁的に推進することが望ましい。

県立体育館および県立武道館では、保全計画表として個別施設計画を策定し、固定資産ごとに更新金額、更新周期、更新年度等を取りまとめ管理している。

本監査を実施するにあたり、県立体育館および県立武道館の保全計画表（令和7年10月17日現在）を確認したところ、計画上実施予定であった工事の未消化分が過去から積みあがっている状況であることが分かった。

なお、以下の図表における設置更新年度が前回当該設備を更新した年度であり、更新超過年数は次回更新年度（2025年）から設置更新年度を差し引くことで算定している。ただし、軽微な修繕等はシステム上更新として反映されないため、更新超過年数が長いことが必ずしも問題があるとはいえない。

【図表35 固定資産別の更新遅延状況と積残金額の整理】

県立体育館（本館）

項目	更新周期	設置更新年度	積残金額 (千円)	更新超過年数
シート防水	25年	1994年	26,652	31年
木製扉	30年	1990年	819	35年
電動シャッター	40年	1963年	11,470	62年
木製	30年	1990年	6,110	35年
化粧石膏ボード <sup>※</sup> (GB-D)	30年	1990年	331	35年
配線器具類 一式(体育館)	35年	1963年	11,854	62年
電灯設備 配管配線類 一式(体育館)	40年	1963年	27,743	62年
制御盤・分電盤等 一式(体育館)	30年	1963年	13,339	62年
幹線・動力設備 配管配線類 一式(体育館)	40年	1963年	25,758	62年
構内交換設備 一式(体育館)	20年	1963年	5,100	62年
映像・音響設備 一式(体育館)	20年	1963年	14,275	62年
拡声設備 一式(体育館)	20年	1963年	12,685	62年
テレビ共同受信設備 一式(体育館)	20年	1963年	371	62年
空気熱源ヒートポンプパッケージ形空調機 冷房能力 35.5kW	20年	1992年	5,059	33年
空気熱源ヒートポンプパッケージ形空調機 冷房能力 35.5kW	20年	1992年	5,059	33年
消音ボックス付送風機 風量 1,000m <sup>3</sup> /h	30年	1987年	389	38年

換気扇	10年	1987年	106	38年
加圧給水ポンプユニット φ40×250L/min×1.5kW	20年	2001年	1,682	24年
給水設備 配管 一式 (体育館)	30年	1966年	9,384	59年
排水設備 配管 一式 (体育館)	30年	1966年	2,797	59年
湯沸器 一式 (体育館)	15年	1963年	1,122	62年
給湯設備 配管 一式 (体育館)	30年	1966年	1,105	59年
屋内消火栓 (埋込形) 1号 HB-1A	40年	1966年	1,766	59年
送水口 (スタンド型)	30年	1963年	259	62年
消火設備 配管 一式 (体育館)	30年	1966年	12,556	59年

出典：県立体育館 保全計画表より一部抜粋

### 県立体育館 (補助体育館)

項目	更新 周期	設置 更新年度	積残金額 (千円)	更新 超過年数
軒樋 (鋼板製)	20年	2002年	832	23年
シーリング	20年	2002年	2,642	23年
鋼製扉	30年	1970年	2,328	55年
木製扉	30年	1970年	278	55年
合成樹脂エマルジョンペイント(EP) (下地：コンクリート面 GL 工法ボート)	20年	1970年	2,919	55年
化粧石膏ボード (GB-D)	30年	1970年	851	55年
化粧石膏ボード (GB-D)	30年	1970年	63	55年
配線器具類 一式 (体育館)	35年	1970年	497	55年
制御盤・分電盤等 一式 (体育館)	30年	1970年	79	55年
構内交換設備 一式 (体育館)	20年	1970年	141	55年
自動火災報知設備 一式 (体育館)	25年	1970年	306	55年
ルームエアコン 冷房能力 1.8kW	10年	2014年	514	11年
ルームエアコン 冷房能力 1.8kW	10年	2008年	514	17年
空気調和設備 配管 一式 (体育館)	30年	1970年	3,149	55年
圧力扇	15年	1970年	367	55年
給水設備 配管 一式 (体育館)	30年	1970年	115	55年
排水設備 配管 一式 (体育館)	30年	1970年	209	55年

出典：県立体育館 保全計画表より一部抜粋

### 県立武道館 (武道場)

項目	更新 周期	設置 更新年度	積残金額 (千円)	更新 超過年数
軒樋 (塩化ビニル製)	20年	1997年	2,078	28年
シーリング	20年	1997年	857	28年
鋼製扉	30年	1968年	281	57年
鋼製扉	30年	1968年	4,491	57年
鋼製扉	30年	1968年	3,369	57年
フローリング	40年	1979年	16,268	46年
非常警報装置	25年	1985年	240	40年

出典：県立武道館 保全計画表より一部抜粋

このように、県立体育館（本館）では 197,791 千円、県立体育館（補助体育館）では 15,803 千円、県立武道館では 27,584 千円と、未消化分が多額に積みあがっている状況にある。

国土交通省が 2023 年に公表している「国土交通省におけるインフラメンテナンスの取組」では、事後保全と予防保全にかかる費用の違いについて言及している。具体的には、将来の維持管理・更新費が「事後保全」の場合、1 年当たりの費用は、2048 年度には 2018 年度の約 2.4 倍となる見込みであるが、「予防保全」の場合、1 年当たりの費用は、2048 年度には「事後保全」の場合と比べて約 5 割減少し、30 年間の累計でも約 3 割減少する見込みであると推計している。よって、このまま事後保全的な対応が続いた場合には更新・修繕に係るトータルコストが増加するおそれがあるといえる。

今後、和歌山県全体として各施設未消化分についての解消方法や、積み残しの状況が発生しないための対応について検討を進めることが望ましい。

### ③ 施設の KPI 設定について

#### 【意見⑮】

和歌山県では、総合計画のもと政策分野ごとに個別計画を策定しており、スポーツ政策に関しては「和歌山県スポーツ推進計画」において、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりや、競技力の向上などの目標を掲げている。

しかし、現状では県立体育館・県立武道館において、県の政策目標を達成するための KPI が十分に設定されておらず、施設運営が県の政策目標にどの程度貢献できているのか明確でない。

一般的に政策目標を達成するためには、目的や論理を明確化し、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する EBPM に基づく政策立案を行うことが望ましいとされる。

したがって、県または指定管理者は、政策目標の達成と公共施設の効率的な運営を両立させるためにも、政策目標に対応した KPI を設定し、定期的にデータに基づいた効果検証を実施することが望ましい。

和歌山県スポーツ推進計画（平成 30 年 4 月策定）では、以下の 4 つを政策目標として掲げ、和歌山県民一人一人が、それぞれのライフステージにおいて、関心・適性等に応じ、自主的・自発的にスポーツとふれあい、日常的にスポーツに親しむ、楽しむ、支えるなどの活動を通じて、生涯にわたり生活の質の向上が図れる社会の実現を目指している。

1. 幼少期から、子供の運動への興味・関心を高めるとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育み、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりを行います。

<具体的な方策>

- ① 幼児期における運動遊びに関する指導の充実
  - ② 学校における体育活動に関する指導の充実
  - ③ 子供を取り巻く社会のスポーツ環境の充実
2. 県民の誰もが、「する」「みる」「ささえる」スポーツの価値を享受し、それぞれの体力、年齢、技能、興味及び目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも、「ともに」スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

<具体的な方策>

- ① スポーツに親しむことができる環境整備の推進
  - ② 総合型地域スポーツクラブの育成・支援
  - ③ スポーツ指導者の育成・支援
3. 紀の国わかやま国体などで活躍した競技者を優秀な指導者として育成し、次世代のトップアスリートを輩出していくという好循環を生み出し、競技力の向上と競技人口の拡大を図ります。

<具体的な方策>

- ① ジュニア期からの一貫した強化体制の確立
  - ② スポーツ指導者の発掘・養成と活用
  - ③ 高度なスポーツ医・科学分野の支援
  - ④ アンチ・ドーピング活動の推進
  - ⑤ スポーツ界のガバナンスの強化
4. トップレベルのスポーツに身近に触れられる機会をより多く創出することで県民のスポーツに対する意識や関心を一層高めるとともに、スポーツによる地域の活性化につなげます。

<具体的な方策>

- ① トップレベルの競技スポーツを身近で観戦したり応援したりする機会の充実
- ② 国際競技大会等のキャンプ候補地としての効果的なアピールとさらなる優位性の向上

一方で、和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館においては、指定管理者が令和6年度のKPIを以下のとおり独自に定めているものの、これらの目標と県が掲げる上記の政策目標との対応関係や位置づけが必ずしも明確になっていない。そのため、当該施設の運営や各種事業の実施が、県の政策目標の実現に対してどの程度寄与しているのかを客観的に把握・評価することが困難な状況にある。

【図表36 和歌山県立体育館および和歌山県立武道館管理業務に係る事業計画】

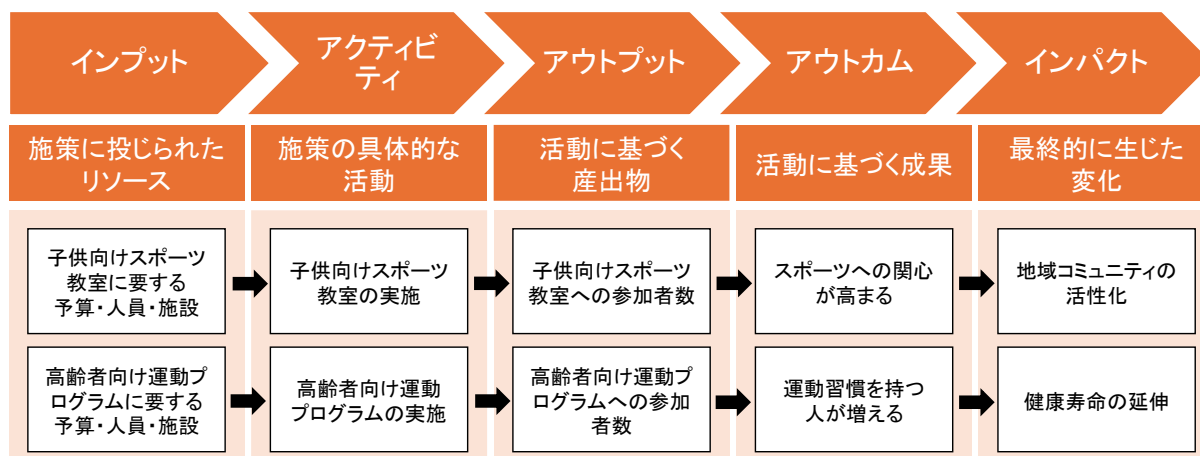
【和歌山県立体育館】		
目標値Ⅰ 利用者数		
目標値	本館	73,200人
	補助館	15,200人
設定理由と方策	参加者が多く見込まれる催事を新規獲得するために、企業や団体、学校等への積極的な営業活動を行い、利用者増加に努めます。	
目標値Ⅱ 稼働率		
目標値	本館	97.9%
	補助館	98.4%
設定理由と方策	体育館は、年間稼働率が高い状況にありますが、さらに空いている時間帯を埋めるべく、利用者の満足度を高めてリピート利用の促進や新たに自主事業での利用の取り組みを計画していきます。	
目標値Ⅲ 自主事業参加者数		
目標値	7,300人	
設定理由と方策	従来から実施している事業を継続するとともに、新たな事業を計画することにより、参加者数増加に繋がります。参加者からの声を重視し、改善すべき事項は速やかに対応していくことにより、内容の充実を図ります。	
【和歌山県立武道館】		
目標値Ⅰ 利用者数		
目標値	16,600人	
設定理由と方策	参加者が多く見込まれる大会及び合宿での利用促進を図るとともに、企業や団体、学校等への積極的な営業活動を行い、利用者の増加に努めます。	
目標値Ⅱ 稼働率		
目標値	98.4%	
設定理由と方策	武道館は年間稼働率が高い状況にありますが、比較的空いている時間帯の利用を埋めるべく、利用者への積極的な働きかけを行い、更なる稼働率の向上に努めます。	
目標値Ⅲ 自主事業参加者数		
目標値	650人	
設定理由と方策	魅力ある自主事業を企画・立案するとともに、積極的な広報を行うことにより、参加者数の増加を図ります。さらに参加者アンケートを実施し、事業内容の更なる充実に努めます。	

資料：和歌山県立体育館・和歌山県立武道館管理業務に係る事業計画書

一般的に政策目標を達成するためには、政策目的を明確化させ、その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど、政策目的と政策手段の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組である EBPM（Evidence-Based Policy Making：エビデンスに基づく政策立案）に基づいた政策立案を行うことが望ましいとされる。

スポーツ振興を例に EBPM の考え方について整理する。EBPM では、「インプット」「アクティビティ」「アウトプット」「アウトカム」「インパクト」という枠組みを用いて、政策手段と政策目的との間にある論理的なつながり（ロジック）を明確化することが重要である。具体的には、まず「インプット」として、予算、人員、施設等の行政資源を投入し、それをもとに「アクティビティ」として、子供向けスポーツ教室の実施や高齢者向け運動プログラムの実施といった具体的な施策を実施する。これらの活動の結果として生じる参加者数の増加やプログラム実施件数などが「アウトプット」であり、さらにその先に、スポーツへの関心の高まりや県民の運動習慣の定着として「アウトカム」が現れる。最終的には、地域コミュニティの活性化や健康寿命の延伸といった中長期的・社会的な成果として「インパクト」につながる。EBPM において重要なのは、これら各段階が単に並列的に存在するのではなく、因果関係として論理的につながっていることを明示し、その妥当性をデータや統計、調査結果等のエビデンスによって裏付けることである。例えば、どのような施策が参加率の向上に特に効果的であるのかといった点を、アンケート結果等の客観的なデータに基づいて検証することが求められる。

【図表37 EBPM の考え方】



さらに、このような客観的なデータに基づいて施設運営の成果と課題を検証し、改善につなげていく取組を行うことで、公共施設においては、利用が低調な時間帯の活用策や、効果の高い事業への重点化を図ることが可能となり、限られた財源や人員を有効に活用し、施設の稼働率向上と運営コストの効率化を同時に実現することにつながると考える。

以上より、県または指定管理者は、政策目標の達成と公共施設の効率的な施設運営を両立させるためにも、EBPMに基づき、政策目標に対応した KPI の設定及び定期的にデータに基づいた効果検証を実施することが望ましい。

#### ④ 施設の財務事務の状況について

##### 【指摘③】

県立体育館では、「和歌山県立体育館及び武道館管理業務取扱要綱」に基づき、障害者や学生等に対して使用料の減免制度を設けている。

しかし、本監査において、減免対象者が施設利用に係る使用料を支払う際、減免対象者であることを証明する公的書類の提示を求めておらず、窓口職員による確認がなされないまま利用を許可していることが判明した。減免制度は、社会的配慮を目的とする重要な制度ではあるが、その運用には公平性・透明性を確保することが不可欠である。減免制度利用者の証明書確認を怠っている現状は、制度の信頼性を損なうとともに不正利用の防止策として不十分である。

よって、施設利用に係る使用料の支払の際、窓口において減免を受けようとする者に対しては、減免対象者であることを証明する公的書類の提示を必須とし、窓口職員による確認を徹底する必要がある。

「和歌山県立体育館及び武道館管理業務取扱要綱」では、県立体育館及び武道館の利用料金の減免対象者及び減免申請について以下のように定めている。

(体育館及び武道館の利用料金の減免等)

第14条 体育館及び武道館を障害者、障害者団体等が利用する場合は、和歌山県が定めた「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」(以下「要領という。」)及び「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領に係る使用料金減免承認のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿って当該施設の利用料金を減免することとする。また、減免承認後の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。

- 2 基本協定書第9条第2号及び第3号の規定によりオリンピック代表候補選手及びオリンピック強化指定選手に係る利用料金を全額免除し、国民スポーツ大会強化指定選手に係る利用料金は半額免除するものとする。
- 3 体育館を小学生、中学生、高校生、中等教育学校の生徒又はこれに準ずると認められる者がスポーツ、レクリエーションのために利用する場合(入場料等を徴収しない場合に限る)の利用料金は、正規の利用料金の2分の1の額とする。
- 4 第1項及び第2項の規定の適用を受けるものに対しては、前項の規定を適用しない。

(体育館及び武道館の利用料金の減免申請)

第15条 前条第1項の規定により体育館又は武道館の利用料金の減免を受けようとする者は、要領第2条に定める障害者、介助者又は障害者団体であり、障害者、介護者は要領第4条第1項に定める申請をするものとし、障害者団体は要領第4条第2項及びガイドラインに定める申請をするものとする。

- 2 前条第2項の規定により体育館又は武道館の利用料金の減免を受けようとする者は、減免申請書に前条第2項の資格を証する書類を添え理事長に提出しなければならない。

また、「障害者等に対する県の施設使用料金減免要領」では、減免手続について以下のように定めており、障害者等は減免を受けるにあたってあらかじめ登録申請をし、県から交付された登録証を提示することが求められている。

(減免手続)

第4条 障害者及び介護者が前条に掲げる施設を利用しようとする場合には、当該施設の長に当該障害者の身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又はマイナポータルAPIと連携している障害者手帳アプリケーション・ソフトウェアを提示し、使用料の減免を申請するものとする。

- 2 障害者団体は、前条に掲げる施設を利用しようとする場合は、あらかじめ県に登録申請し、県から交付された登録証を提示して、使用料の減免を申請するものとする。

一般に、施設利用料金の減免制度は県の一般財源によって賄われており、制度の運用にあたってはその適正な管理が求められる。とりわけ、減免制度は特定の要件を満たす利用者に対して財政的な支援を行う仕組みであるため、不正利用を未然に防止し、制度の公平性・透明性を確保することが不可欠である。

しかしながら、今回の監査において、県立体育館では減免対象者であることを確認するための書類の提示を求めている実態が明らかとなった。具体的には、障害者については県の交付する登録証、学生については学生証など、本来減免適用の判断に必要な書類の提示が求められていない状況であった。

本人確認を伴わない減免適用は、利用者による不正申告を誘発するリスクがあり、不正利用を防止する観点から看過できない問題である。このような運用が続いた場合、制度の信頼性や一般財源の適切な執行に影響を及ぼす可能性があることから、適切な対応が求められる。

以上を踏まえ、県立体育館においては減免制度の適正執行に向けた内部管理体制の強化が急務であるとともに、所定の証明書類提示の徹底や利用者への周知を進めることが求められる。これにより、減免制度が本来の趣旨に沿って公平かつ透明に運用され、一般財源が適切に活用される環境が確保されることが望まれる。

### 3.3.2.2. 和歌山県立武道館

#### (1) 施設の概要

和歌山県立武道館は、県民の体育・スポーツの振興を図り、その他健康で文化的な集会の用に供することを目的として設置された。(昭和44年条例第11号和歌山県立武道館設置及び管理条例)

<所在地> 和歌山市和歌浦西2丁目1番22号

<敷地面積> 3,433.14 m<sup>2</sup>

<床面積> 武道場 697.58 m<sup>2</sup> (約420畳)

管理棟 132.00 m<sup>2</sup>

休養室 48.29 m<sup>2</sup>

<施設構造> 武道場 鉄造平屋建て、合掌造り

管理棟 コンクリートブロック造平家建て

休養室 ブロック造平家建て

<収容人数> 200～250人

<会館時間> 9:00～21:00

<休館日> 12月29日～翌年1月3日



出典：和歌山県立武道館ホームページ

## (2) 沿革

1969年	黒潮国体柔道競技の練習会場として建築
-------	--------------------

## (3) 事業の概要

### ① 事業内容

和歌山県立武道館は、和歌山県立武道館設置及び管理条例において事業内容として以下を定めている。

- 1 武道館その他の施設及び附属設備の利用に関すること
- 2 体育の施設及び設備の調査研究並びにその普及に関すること
- 3 上記のほか、設置の目的を達成するために必要な業務

運営に関しては、和歌山県立体育館と同様、平成21年度までは県直営であったが、平成22年度より和歌山県立武道館設置及び管理条例第4条に基づき、公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団を指定管理者とし、県と同財団の間で締結した和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館運営管理に関する基本協定に基づき、運営管理を行っている。和歌山県立体育館及び和歌山県立武道館運営管理に関する年度協定書に記載されている事業計画書によると、和歌山県立武道館に関して公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団によって執り行われる令和7年度の事業内容については以下の通りである。

### 1. 施設の運営に関する業務

- (1) 和歌山県立武道館（武道場）の利用及び利用料金の徴収に関する業務
- (2) 施設運営協議会開催、利用料金の割引制度等施設の管理運営上必要な業務及び利用促進
- (3) 自動販売機の設置、消耗品等販売事業
- (4) その他施設の利用促進及び施設の管理運営上必要な業務

### 2. 施設の維持管理に関する業務

- (1) 和歌山県立武道館の施設設備の整備に関する業務

### 3. 自主事業に関する業務

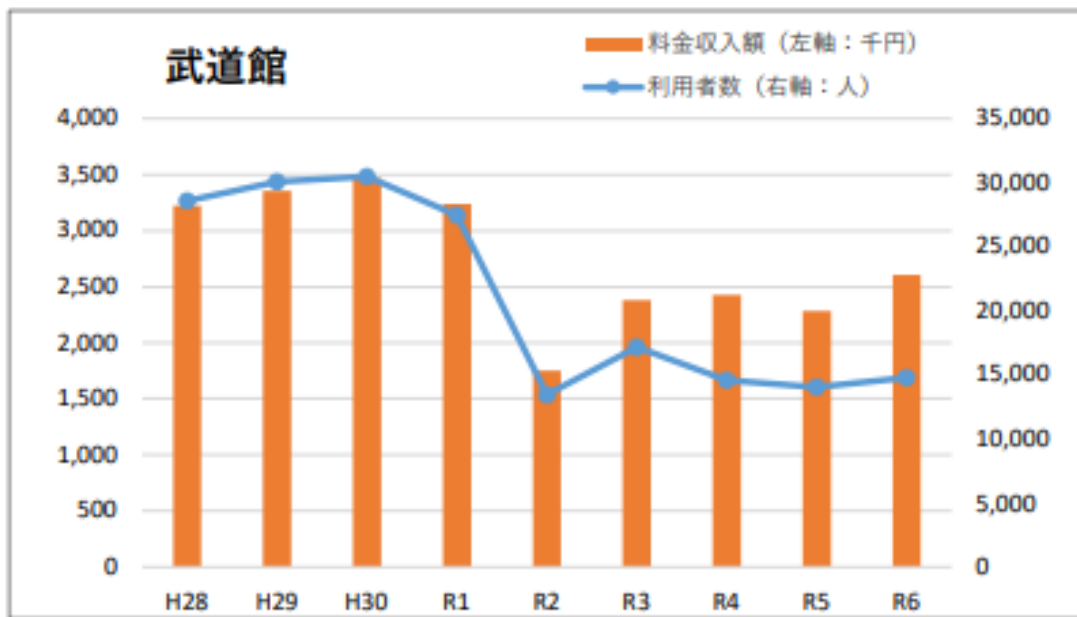
- (1) スポーツの振興に関する事業（スポーツウエルネス吹矢、人生100年健康ヨガ等）
- (2) 県民の心身の健康保持増進に関する事業（座禅体験会、防災セミナー等）
- (3) その他事業（自動販売機の設置及び空調機の設置）

② 利用状況

和歌山県立武道館における利用状況は以下の通りである。なお、本表の稼働率は、1日のうちどこかの時間帯で使用があった日は使用日としてカウントしたうえで、その使用日を武道館の稼働日（工事等により使用できない日を除く）で割って算定したものである。に基づき算定される。

※本稼働率は経年比較を行うために算出したものであり、より詳細な稼働率計算は意見⑩に記載している。

【図表38 和歌山県立武道館の利用状況】



	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
稼働率	99%	99%	99%	98%	91%
利用者数 (人)	28,567	30,053	30,485	27,438	13,447
料金収入額 (千円)	3,226	3,357	3,468	3,237	1,748
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	
稼働率	99%	99%	98%	99%	
利用者数 (人)	17,149	14,589	14,051	14,780	
料金収入額 (千円)	2,381	2,429	2,283	2,606	

※令和元年度以前は消費税額を 10%換算した数値を料金収入額としたもの。

出典：和歌山県提出資料

### ③ 収支等の状況

和歌山県における和歌山県立武道館に係る維持運営管理事業に係る決算の収支は以下の通りである。なお、この維持運営管理収支は県立体育館と県立武道館に係るものを合算したものである。

※両館を一体的に1つの事業で予算計上し、支出及び決算を出していることから、施設ごとの算出が不可能

【図表39 維持運営管理事業に係る決算収支】

単位：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
使用料	32,900	32,900	32,900	32,900	42,200
県債	0	300,000	11,900,000	5,600,000	8,000,000
諸収入				3,390,000	
一般財源	78,272,026	59,089,944	82,602,400	54,327,368	55,956,700
<b>歳入合計</b>	<b>78,304,926</b>	<b>59,422,844</b>	<b>94,535,300</b>	<b>63,350,268</b>	<b>63,998,900</b>
需要費	16,824,500	0	27,695,800	6,268	0
消耗品費				6,268	
修繕料	16,824,500		27,695,800		
委託料	61,480,426	59,422,844	54,527,200	54,544,000	53,269,000
委託料(その他)	2,497,000	358,955	1,454,200	1,364,000	
指定管理	58,983,426	59,063,889	53,073,000	53,180,000	53,269,000
工事請負費	0	0	12,312,300	0	10,602,900
備品購入費	0	0	0	8,800,000	127,000
<b>歳出合計</b>	<b>78,304,926</b>	<b>59,422,844</b>	<b>94,535,300</b>	<b>63,350,268</b>	<b>63,998,900</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

出典：公益財団法人和歌山県スポーツ振興財団提出資料（県立体育館・武道館の合算）

#### (4) 個別の施設に関する監査の結果及び意見

##### ① 施設の運営状況について

###### 【意見⑩】

県立体育館および県立武道館の利用料金については、県内類似施設や近隣他府県の相場を参考に設定されており、相対的に著しく低い水準とはいえないものの、施設の維持管理・運営に要するコストを踏まえた料金設定の検討が十分に行われていない状況である。

さらに、現在の料金体系では施設の維持管理・運営に係る実質的なコストの多くを県が負担している構造となっており、施設の維持管理・運営に要するコストに対する自己収入の割合が小さいため、将来的な施設の修繕等に必要な財源の確保が困難となるおそれがある。

公共スポーツ施設は、当該施設でスポーツイベント等が開催されることにより、地域住民の健康の維持、QOL 向上や周辺地域に経済波及効果が生じるなど公共性が認められることから県の一般財源によって一定程度負担することに合理性はあるものの、一般的に公共施設の利用料金については、施設の維持管理・運営に要するコストを考慮して設定されるべきであり、施設の持続可能な運営を確保するためにも、施設の維持管理・運営に要するコストを可視化して一定程度の利用者負担を検討することが求められる。

特に近年物価高騰や人件費の上昇など、社会情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設の運営のために、県立体育館および県立武道館それぞれの施設の維持管理・運営に要するコストを算出し、各施設の設置目的や運営コスト負担率、利用実態などの状況を総合的に勘案したうえで、受益と負担のバランスを踏まえた料金体系の見直しを検討することが望ましい。また、料金体系の見直しにあたっては利用者への影響も考慮し、減免制度の活用や利用頻度に応じた料金体系の導入など、柔軟な対応策をあわせて検討することが望ましい。

本指摘については、3.3.2.1. 和歌山県立体育館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑩】にて記載済である。

#### 【意見⑰】

県立体育館および県立武道館の稼働率は、いずれも過去9年の平均が98%と非常に高い水準で推移しているものの、その算出方法は1団体または1人でも利用していればその時間帯の稼働率は100%となるという方式であり、実際の利用実態を正確に反映しているとは言い難い状況がある。

稼働率は施設の利用状況を把握するための重要な指標であり、施設運営の評価や料金設定、将来的な施設計画の判断材料として活用されるべきである。しかし現行の算出方法では利用者が増減しても稼働率は常に高く表示されるため、実態と乖離している可能性がある。このような利用密度や時間あたりの利用者数を考慮しない稼働率では、利用実態の正確な把握が困難となり、活用状況について過大評価となるおそれがある。

実際に武道館では個人での利用が多く、利用者数や利用時間をさらに増やす余地があると考えられる。

施設の稼働実態については時間単位での使用有無だけではなく、利用人数や利用面積、時間あたりの収益、利用目的などを加味した補完的な指標も併せて把握することが望ましい。

本意見については、3.3.2.1. 和歌山県立体育館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑫】にて記載済である。

#### 【意見⑬】

現在、和歌山県の人口約 88 万人のうち約 34 万人が和歌山市内に集中しているため、県立体育館及び県立武道館とともに、同じく県立スポーツ施設であるビッグホール・ビッグウェーブが同市に集積している状況にある。また、和歌山市内には、和歌山市民体育館をはじめとする和歌山市立の体育館が複数立地している。

今後、スポーツ施設の老朽化の進行と、県内人口の減少が見込まれる中で、効率的な施設運営を進めていくためには、施設の大規模修繕や建替えを見据え、施設規模に応じた施設機能の整理や県市の役割分担を行うとともに、必要に応じた市町村施設との統廃合を含め、今後の施設の在り方を検討しておくことが望ましい。

また、スポーツ施設の在り方検討に当たっては、和歌山県内の地理的特性を考慮しつつも、「和歌山県スポーツ推進計画」に掲げる全ての県民一人一人が日常的にスポーツにふれあえる社会の実現に向け、施設の立地によって県民のスポーツ参画機会に格差が生じないように、ソフト施策を含めた対策を講じることが望ましい。

本意見については、3.3.2.1. 和歌山県立体育館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑬】にて記載済である。

### ② 県総合管理計画に基づく取組状況について

#### 【意見⑭】

県立体育館・県立武道館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。

本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画上実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残されたまま計上され続けている状況であることが分かった。

工事未実施分を把握できていることは将来世代に先送りした財政負担分を「見える化」し、今後見込まれる投資額を把握する観点から有用であると評価できる。

一方で、多額の工事未実施分に係る費用が計上されているということは、計画通りに更新・修繕が進捗していないということを意味し、そのまま放置された場合には施設の老朽化が進行し、施設の安全性や機能性が低下するおそれがある。その結

果、事後保全的な対応が中心となってしまう、更新・修繕に係るトータルコストが増加する可能性が高まり、将来にわたって多額の財政負担を県民に強いることとなりかねない。加えて、工事の積み残し、先送りが続くことで、材料費や労務費の高騰により当初見込みを上回るコスト増につながるリスクがある。このため、計画上どの時期に実施すべきであったのか、どの年度から積み残しとなっているのかを明確化したうえで、最新の単価水準や市場動向を踏まえて積み残し金額を再計算し、先送りに伴う追加的な財政負担の実態を把握することが求められる。

以上を踏まえ、計画通りに実施できなかった理由（予算不足、人員不足、設計見直し、許認可の遅延等）を案件ごとに分析し、工事未実施分について、翌年度以降にフォローアップできる体制を全庁的に推進することが望ましい。

本意見については、3.3.2.1. 和歌山県立体育館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑭】にて記載済である。

#### 【指摘④】

県立武道館は、平成 28 年度に実施された施設アセスメントにおいて、施設の老朽化により建物性能やニーズ・効率性の低下が見られたため、施設の存廃等も含め在り方について議論がなされ、現在に至るまで「施設は維持するものの、大規模修繕が生じた時点で施設の在り方を改めて検討する」との方針のもと施設運営が行われている。

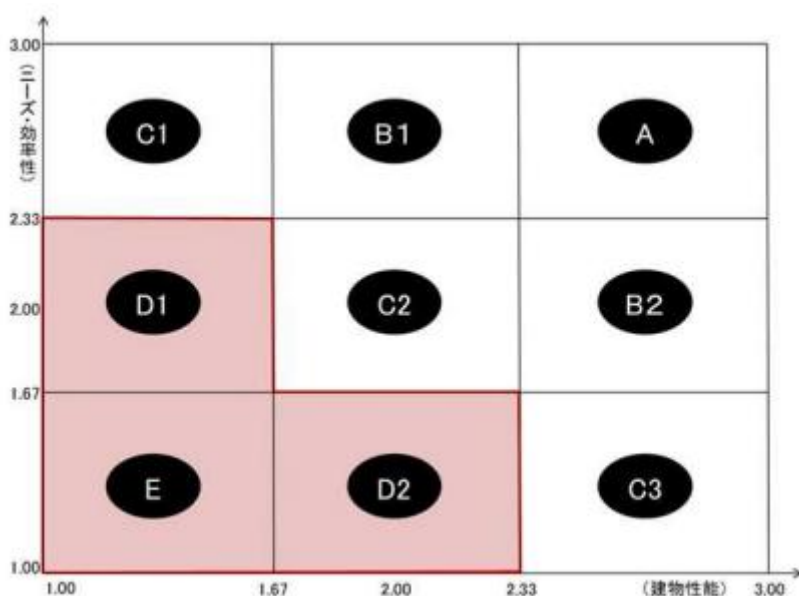
前回の施設アセスメントから 9 年が経過し、物価・賃金等の上昇や人口減少に伴う公共施設の維持管理に係る財政負担増など県立武道館に限らず公共施設を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえると、9 年間同一の評価結果を前提として施設運営や施設の在り方を検討することは、実態と乖離する恐れがある。

維持管理費用の動向や利用者需要の変化等を適切に把握するため、施設アセスメントに必要な施設カルテの定期的な更新を行うとともに、低評価のついた公共施設については施設カルテの内容を一定期間ごとに再評価するような、定期的に施設運営の在り方を見直す体制を構築することが必要である。

県立武道館は、平成 28 年度に実施された施設アセスメントにおいて以下の評価結果が示されている。

【図表40 施設アセスメント 1次評価】

建物性能			ニーズ・効率性			
基礎データ				基礎データ		
①耐震性能 (=評点)	②残存期待寿命	③建築劣化度		①利用者数	②利用者1人 あたりコスト	
3	47	11		27,413.6	45.8	
①耐震性能	②残存期待寿命	③建築劣化度	建物性能評点	①利用者数	②利用者1人 あたりコスト	ニーズ・効率性評点
3	1	2	2.000	1	2	1.500



出典：施設アセスメント 1次評価

建物性能における①耐震性能は「 $0.6 \leq I_s$  値（構造耐震指標）」であるため3点中の3点、②残存期待寿命は「 $40 \text{年} \leq \text{建築後経過年数}$ 」であるため3点中の1点、③建築劣化度は「 $10 \text{年} \leq \text{修繕・更新後経過年数} < 20 \text{年}$ 」であるため3点中の2点の評価となっており、①～③の平均値である2.000が建物性能評点とされている。また、ニーズ・効率性における①利用者数は「年間利用者 $\leq 30,000$ 人」であるため3点中の1点、②利用者1人あたりコストは「 $45 \leq \text{偏差値} (\ast) < 55$ 」であるため、3点中の2点の評価となっており、①～②の平均値である1.500がニーズ・効率性評点とされている。

建物性能評点2.000とニーズ・効率性評点1.500を組み合わせた結果、県立武道館は1次評価「D2」と廃止に向けて検討を行う分類に区分された。その後ヒアリング及び2次評価、行革本部会議を経て施設アセスメントは完了するが、県立武道館は廃止ではなく、「施設は維持するものの、大規模修繕が生じた時点で施設の在り方を改めて検討すること」と結論付けられており、現在に至るまでこの結論に基づいた施設運営が行われている。

※利用者1人あたり施設運営コストに対する偏差値＝

$(\text{過去5年度分の光熱水費} + \text{修繕費} + \text{委託料の平均額}) \div (\text{過去5年度分の平均利用者数})$  に対する偏差値



施設カテ (本館棟)		施設名称: 武道館(武道館)		施設番号: 1526		種別: (棟)		作成年度: 平成 28 年度	
4 施設運営管理費内訳(過去6年度分)									
項目	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計		
歳出	18,293,308 円	17,098,218 円	18,750,838 円	20,237,174 円	18,737,477 円	22,890,235 円			
人件費	15,226,285 円	13,638,856 円	13,632,292 円	16,199,901 円	14,312,135 円	17,480,833 円			
修繕費	415,660 円	894,880 円	1,124,477 円	1,159,971 円	291,744 円	672,707 円			
燃料費	889,220 円	1,090,773 円	1,469,621 円	860,348 円	1,043,385 円	1,273,097 円			
光熱水費	787,779 円	862,918 円	1,078,975 円	1,188,155 円	1,273,741 円	1,426,138 円			
委託料	60,808 円	50,453 円	100,906 円	183,548 円	132,691 円	100,906 円			
研究費	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円			
その他	813,554 円	520,538 円	1,344,567 円	1,689,251 円	1,683,781 円	1,936,554 円			
歳入	20,468,965 円	17,190,174 円	20,192,487 円	21,091,278 円	19,561,231 円	20,532,827 円			
委託費	17,444,125 円	13,297,729 円	16,113,847 円	17,533,256 円	15,831,731 円	16,779,827 円			
使用料(利用料)	2,800,540 円	3,179,895 円	3,119,150 円	2,448,120 円	3,140,200 円	3,000,000 円			
その他	254,300 円	672,550 円	959,500 円	709,900 円	589,300 円	753,000 円			
差し引き(歳入-歳出)	2,205,657 円	91,956 円	1,441,650 円	854,104 円	823,754 円	△ 2,357,408 円			
5 その他									
<input type="checkbox"/> 委託業務拡大対応 (※の理由) 施設維持管理運営全般を指定管理としているため <input type="checkbox"/> トレーニング対応 (※の理由) <input type="checkbox"/> 施設建設の整備状況 (※の理由) 単独の武道場は市域に存在しない <input type="checkbox"/> 閉鎖(統合)する 利用料は総合体育館の武道場より安価に設定されているため、練習利用等で稼働率が高く、一定の利用者数があるが、閉鎖された場合、それら利用者の活動場所を奪ってしまうこととなる <input type="checkbox"/> 市町村統廃する 約45年を経過している老朽化の進んだ施設であるため、市が現状のまま稼働を続け入れるとは想定しない 施設管理手法の改善方法 指定管理の維持									
6 施設メンテナンス結果									
実施年度	1次評価	2次評価	3次評価	備考					
1									
2									
7 工事・修繕内訳									
No.	年月日	工事	部位	項目	内容	金額(円)			
1	1991/3/30	建築	屋上・屋根	金属屋根(折板)	錆止めSOP塗	5,180,900			
2	1997/12/2	建築			外部改修	21,852,800			
3	2005/3/29	建築			改修	14,540,400			
4									
5									
6									
7	2017/4/1	電気	電灯・動力設備	照明器具	照明器具更新	1,562,000			
8	2017/4/1	電気	電灯・動力設備	記録器具類	記録器具更新	191,000			
9	2017/4/1	電気	電灯・動力設備	配管類	配管修繕	426,000			
10	2017/4/1	電気	電灯・動力設備	電線類	電線更新	368,000			
11	2017/4/1	電気	火災報知設備	非常用照明器具	火災報知設備更新	933,000			
12	2017/4/1	機械	弁類	弁類	弁類更新	39,000			
13	2017/4/1	機械	配管類	配管類	配管更新	1,894,000			
14	2018/4/1	建築	外壁	吹付仕上	外壁更新	1,640,000			
15	2021/4/1	建築	屋上・屋根	金属屋根(折板)	鉄板屋根更新	6,652,000			
16	2021/4/1	機械	弁類	弁類	弁類修繕	3,000			
17	2022/4/1	建築	建具	(外部)7A3建具	アルミ建具修繕	64,000			
18	2022/4/1	建築	建具	(内部)木製建具	木製建具修繕	36,000			
19	2022/4/1	電気	火災報知設備	非常用照明器具	火災報知設備修繕	140,000			
20	2025/4/1	電気	電灯・動力設備	非常用照明器具	非常用照明器具修繕	3,000			
21	2025/4/1	電気	電灯・動力設備	照明器具	照明器具修繕	32,000			
22	2025/4/1	機械	弁類	弁類	弁類修繕	3,000			
23									
24									
25									
合計						41,573,900			
合計						26,268,000			

出典：和歌山県管財課提出資料

一般的に「施設カテ」は各自治体において作成されており、都道府県単位での公表されている作成事例は少数ではあるものの、例えば山梨県においては毎年度更新のうえホームページ上で公表する取り組みが実施されている。

【図表42 山梨県における取り組み事例】

**山梨県**

YAMANASHI

[閲覧支援](#)
[Language](#)
[組織案内](#)
[事業者向け](#)
[魅力](#)

---

防災・安全
暮らし
教育・子育て
医療・健康・福祉
まちづくり・環境
しごと・産業
観光

[トップ](#) > [組織案内](#) > 施設カテの整備について

× ポスト   シェアする   印刷   ページID: 84760   更新日: 2025年3月28日

## 施設カテの整備について

県公共施設マネジメント実施方針に基づき、今後の効率的な施設マネジメントの実施のために必要な施設に関するデータを一元管理するため、施設ごとに施設カテを作成しました。

施設カテは、毎年度、情報を更新していきます。

### 施設カテ

※分類は県公共施設等総合管理計画における分類

大分類：1 県民利用施設

出典：山梨県ホームページ

ホームページでの公表までは必ずしも求められるものではないが、定期的、できれば毎年度の「施設カルテ」更新は、維持管理費用の動向や利用者需要の変化を適切に把握するために不可欠であると考える。

また、全ての公共施設において現行より頻繁に施設アセスメントを実施する必要性は低いと考えるが、直近で実施した施設アセスメントにおいて「D1」「D2」「E」の評価を受けた施設については、従来の包括的な施設アセスメントではなく、「施設カルテ」の内容を一定期間ごとに評価するなどの簡易的アセスメントを基礎として、定期的に施設運営の在り方を見直す体制を構築することが必要である。

### ③ 施設の KPI 設定について

#### 【意見⑳】

和歌山県では、総合計画のもと政策分野ごとに個別計画を策定しており、スポーツ政策に関しては「和歌山県スポーツ推進計画」において、豊かなスポーツライフを実現する基礎づくりや、競技力の向上などの目標を掲げている。

しかし、現状では県立体育館・県立武道館において、県の政策目標を達成するための KPI が十分に設定されておらず、施設運営が県の政策目標にどの程度貢献できているのか明確でない。

一般的に政策目標を達成するためには、目的や論理を明確化し、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する EBPM に基づく政策立案を行うことが望ましいとされる。

したがって、県または指定管理者は、政策目標の達成と公共施設の効率的な運営を両立させるためにも、政策目標に対応した KPI を設定し、定期的にデータに基づいた効果検証を実施することが望ましい。

本意見については、3.3.2.1. 和歌山県立体育館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑱】にて記載済である。

### ④ 施設の財務事務の状況について

特に記載すべき事項はない。

### 3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館

#### (1) 施設の概要

和歌山県立近代美術館は、近代美術に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の観覧に供するとともに、美術に関する資料の調査、研究等を行い、もって美術文化の向上に資することを目的として設置された。(昭和 45 年条例第 64 号 和歌山県立近代美術館設置及び管理条例)

<所在地> 和歌山市吹上一丁目 4 番 14 号

<敷地面積> 23,356.78 m<sup>2</sup> (和歌山県立博物館を含む)

<床面積> 11,837.90 m<sup>2</sup>

<施設構造> RC 造 (鉄筋コンクリート構造) 地上 2 階地下 1 階建

<観覧料> 常設展は一般 400 円 (団体 300 円)、大学生 250 円 (団体 200 円)、企画展は展示に応じて都度異なる。

※ 高校生以下、65 歳以上、障がい者の場合は常設展、企画展ともに無料。その他、各種割引や補助によって無料となる。

<開館時間> 9:30~17:00

<休館日> 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12 月 29 日~翌年 1 月 3 日



出典：和歌山県公式観光サイト 公益社団法人 和歌山県観光連盟

## (2) 沿革

1963年	旧和歌山城二の丸跡に「和歌山県立美術館」として開館
1970年	「和歌山県立美術館」を廃館し、和歌山県民文化会館内に「和歌山県立近代美術館」として開館
1988年	政策調整会議において、美術館及び博物館2館の建設を決定
1990年	新美術館の設計を「黒川紀章建築都市設計事務所」に委託
1994年	工事完了、新美術館へ移転

## (3) 事業の概要

### ① 事業内容

和歌山県立近代美術館は、事業内容として以下を基本方針としている。

- 1 魅力ある展覧会を開催すること
- 2 調査・研究の充実を図り成果の公表と反映に努めること
- 3 作品・資料の収集を行うこと
- 4 所蔵作品・資料の状態調査、保存修復、保存環境の整備を行うこと
- 5 地域と連携し学校教育や生涯学習を支援すること
- 6 国内外の美術館や関連組織等と連携し、多様な活動を展開すること
- 7 利用者が安全で快適に利用できるよう美術館運営を行うこと

美術館の特徴としては、和歌山県ゆかりの作家の展覧会を開催しながら、郷土作家コレクションを充実させてきたことにある。海外の版画を含む近代・現代版画的収集・紹介に力を入れており、現代美術コレクションの形成にも努めてきた。

運営に関しては、和歌山県立博物館と併せて県が直営しており、組織体制としては名誉館長・館長・副館長のもと、総務課、学芸課、及び教育普及課から構成されている。

総務課は施設、設備及び物品の管理に関する事務のほか、予算、決算及び会計に関する事務等を担っており、県の事務職員から構成される（うち課員1名が施設、設備及び物品の管理に関する事務に従事している）。学芸課及び教育普及課については県の学芸員が主体となっている。

なお、副館長並びに非管理職のうち複数名が和歌山県立博物館と兼務しているほか、一部の委託契約等については和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館で一つの契約として発注している。

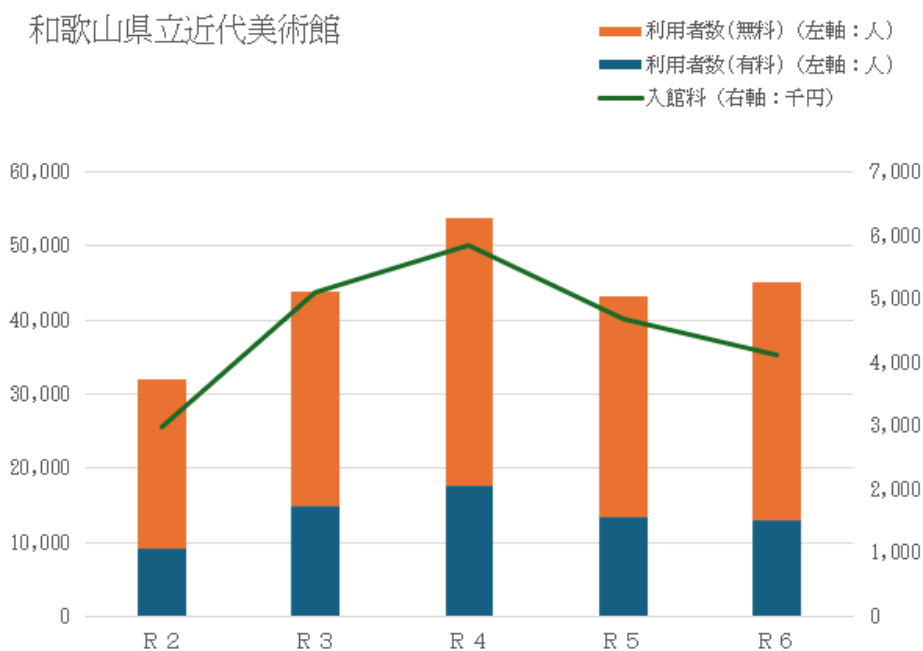
## ② 利用状況

和歌山県立近代美術館における利用状況は以下の通りである。利用者の内訳を見ると、構造的に無料の利用者が大半を占めている。これは高校生以下、65歳以上、障がい者の場合は無料になるほか、毎月第一日曜日、「関西文化の日」、「ふるさと誕生日」等は無料日として設定されており、当該日の利用者が多いことによる。このため、入館料も利用者数に比して少額に止まっている。

具体的には、令和6年度について、利用者数全体は前年から増加の一方、有料の利用者は前年から減少していることから、入館料（料金収入）についても減少している。

なお、利用者数全体としては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う落ち込みがあったものの、令和3年度の特別展の開催により利用者が回復、その後は新型コロナウイルス感染症の影響緩和に伴い令和4年度は5万人を超える利用者を記録した。しかし、エレベーター工事に伴う休館等の影響から令和5年度に大きく減少し、その後は4万人を超える利用者数で推移している。

【図表43 和歌山県立近代美術館の利用状況】



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(有料・人)	9,232	14,871	17,631	13,442	12,988
利用者数(無料・人)	22,676	29,054	36,093	29,758	32,108
利用者数(合計・人)	31,908	43,925	53,724	43,200	45,096
料金収入額 (千円)	2,974	5,093	5,844	4,680	4,126

※消費税額を10%換算した数値を料金収入額とする。

出典：和歌山県提出資料

③ 収支等の状況施設の概要

和歌山県立近代美術館における運営管理経費の収支は以下の通りである。

【図表44 運営管理経費】

(円)

所属名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県立近代美術館	予算	339,105,000	375,150,000	361,472,000	680,429,000	385,645,000
	決算	333,771,144	353,968,962	354,264,688	624,513,835	373,723,680

歳出決算の内訳

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
報酬	33,895,591	34,086,713	36,129,932	35,726,769	40,375,179
職員手当等	4,838,502	7,323,444	6,764,990	7,336,289	15,717,698
共済費	6,549,443	6,679,662	6,386,579	6,921,420	7,974,358
報償費	38,000	68,000	193,000	164,000	68,000
旅費	2,974,756	3,271,530	4,462,080	5,054,588	4,989,462
需用費					
消耗品費	4,154,298	2,688,883	3,639,695	2,503,219	2,923,551
燃料費	15,021	24,240	72,904	130,212	136,729
印刷製本費	1,617,550	870,098	1,424,192	1,122,000	1,202,212
光熱水費	65,598,738	68,844,495	94,772,812	79,257,457	89,618,389
修繕料	1,970,815	3,485,331	3,481,260	1,768,580	3,036,895
修繕料（臨時的）	13,572,067	16,831,596	2,794,254	2,724,700	107,190,520
役務費	4,982,826	4,091,882	2,469,200	1,944,524	2,745,549
委託料	74,019,923	79,907,293	77,782,439	99,074,563	66,799,567
委託料（臨時的）			15,710,990	20,773,000	21,375,060
使用料及び賃借料	1,697,379	3,007,683	2,973,799	3,097,731	3,224,762
工事請負費	99,684,200	89,962,400	87,971,800	322,025,500	
工事雑費	626,000		598,000	2,058,486	
備品購入費	7,266,860	6,716,000	6,379,500	6,377,600	6,061,000
負担金及び交付金	260,975	263,039	248,462	249,881	275,949
負担金（展覧会）	10,000,000	25,838,473		25,001,574	
補償、補填及び賠償金				1,192,942	
公課費	8,200	8,200	8,800	8,800	8,800
計	333,771,144	353,968,962	354,264,688	624,513,835	373,723,680

臨時的に必要な経費	123,882,267	132,632,469	107,075,044	373,776,202	128,565,580
上記を除いた経常的経費	209,888,877	221,336,493	247,189,644	250,737,633	245,158,100

歳入決算の内訳

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
-----	-------	-------	-------	-------	-------

教育使用料（美術館 駐車場）	2,019,900	2,522,800	3,244,200	3,548,400	3,133,200
教育使用料（美術館 入館料）	2,974,260	4,894,620	5,845,862	4,680,220	4,126,030
教育使用料（行政財産 貸地料）	18,345	24,395	46,325	54,258	33,919
教育使用料（行政財産 貸家料）	994,482	1,492,974	1,618,572	1,241,778	1,116,180
教育費国庫補助金	440,000	5,804,000			
物品売払収入（図録）	715,784	854,161	1,289,572	1,611,140	950,671
雑入（雇用保険料）	121,446	128,671	158,721	273,150	342,423
雑入（電気・水道使用料）	106,597	652,732	798,540	710,248	574,148
雑入（地域創造助成金ほか）		3,120,000	5,919,000	7,429,000	8,917,000
雑入（延滞金、過年度収入ほか）				4,682	4,260
計	7,390,814	19,494,353	18,920,792	19,552,876	19,197,831

出典：和歌山県立近代美術館提出資料（予算・決算の状況）

#### (4) 個別の施設に関する監査の結果及び意見

##### ① 施設の運営状況について

##### 【意見②】

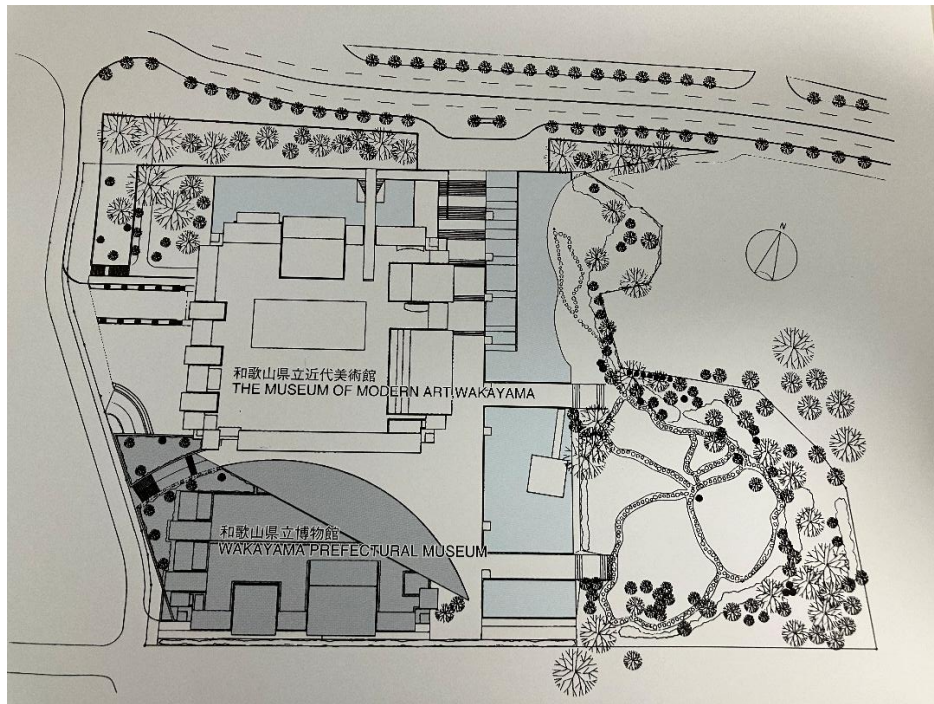
近代美術館及び博物館は隣接しており、両施設は地下で繋がっている他、一部設備を共用している。現在、両施設に係る業務の集約化や、欠員が生じた際に補完を行うため、総務課の職員5名のうち4名が両施設を兼務している。

具体的な業務集約の状況についてヒアリングを行った結果、両施設の光熱水費支払いや、共用設備維持管理にかかる委託業務、施設修繕業務については近代美術館側で集約化されているものの、両施設においてそれぞれ実施している業務も依然残っていることが確認できた。

両施設特有の業務があるため、全ての業務を集約化することは困難とのことであるが、今後も限られた人員で効率的に運営をしていく必要があると考えられる。そのため両施設を一体的に管理・運営していくことにより、さらに集約化・効率化できる業務がないか、引き続き検討を進めることが望ましい。

和歌山県立近代美術館および和歌山県立博物館は、1994年7月に現在の和歌山城南側・和歌山大学教育学部跡地に新たに開館した。両施設は隣接しているだけでなく、地下で繋がっているほか、空調、電気、消火等の設備を共用している。

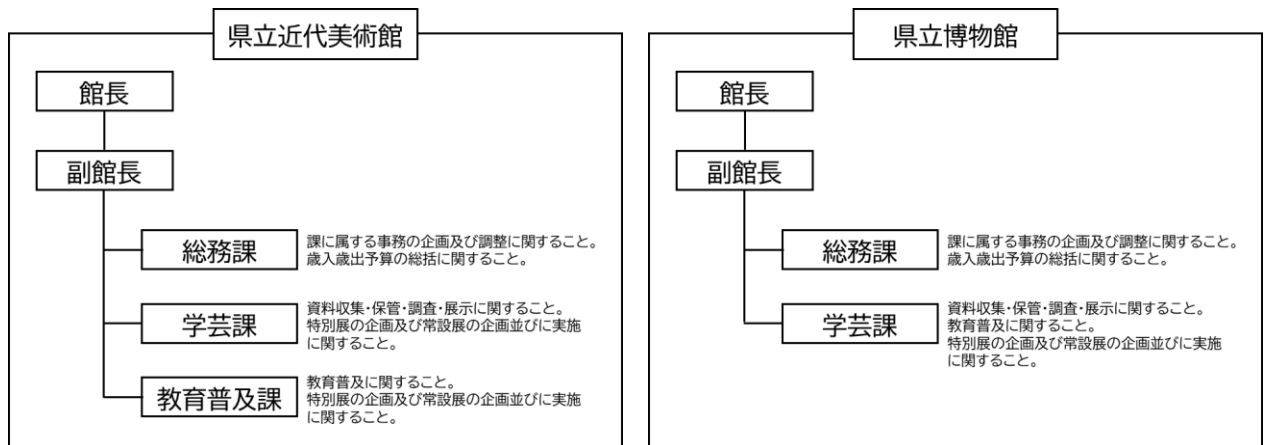
【図表45 和歌山県立博物館 要覧】



出典：和歌山県立博物館 要覧

一方、両施設は隣接しているものの、県の組織上は別の組織として位置付けられており、それぞれの施設が総務課・学芸課等の組織を有している。これまで事務の効率化を図るため、両施設に係る事務の集約化を実施しており、また欠員が生じた際に補完を行うため、総務課の職員5名のうち4名が両施設を兼務している。

【図表46 和歌山県立近代美術館および和歌山県立博物館の組織・事務分掌】



出典：組織・所掌事務にかかる和歌山県提出資料より監査人作成

具体的な業務集約の状況についてヒアリングを行った結果、両施設の光熱水費支払いや、共用設備維持管理にかかる委託業務、施設修繕業務については近代美術館側で集約化されているものの、両施設においてそれぞれ実施している業務も依然残っていることが確認できた。

集約化が実施できている主な業務	集約化が実施できていない主な業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の給与・旅費・福利厚生・サービス関係</li> <li>・ 施設修繕関係</li> <li>・ 電気工作物の維持、運用、点検及び保安監督業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歳入歳出予算の編成、執行及び決算</li> <li>・ 歳出に関する事務（一部光熱水費等は近代美術館で一括支払い）</li> <li>・ 報酬、報償費の支出事務</li> <li>・ 歳入に関する事務</li> <li>・ 文書の収受・発送業務</li> <li>・ 各種調査及び照会業務</li> </ul>

出典：組織・所掌事務にかかる和歌山県提出資料より監査人作成

美術館および博物館としての施設の性質の違いがあるため、両施設の全ての業務を集約することは困難であるとのことである。しかし、今後両施設の職員数が大きく増加することは難しいと考えられるため、歳出に関する事務をさらに集約するなど、より一層限られた人員で効率的に運営していくことが求められる。

隣接しているという条件を活用し、両施設を一体的に管理・運営していくことにより、さらに集約化・効率化できる業務がないか、引き続き検討を進めることが望ましい。

## 【意見②】

県立近代美術館および県立博物館では、両施設で発生した光熱水費などの一部の歳出項目を、県立近代美術館が一括して負担している。そのため、これらの共通コストは県立近代美術館で一括して集計されており、各施設の実際の運営コストが把握できない状況にある。

両施設は、それぞれ独立した施設として入館料を徴収しており、施設ごとの収支状況を適切に把握することは、予算編成及び予算執行の適正性を確保するうえで重要である。

したがって、県立近代美術館及び県立博物館で発生する共通コストについては一定の基準に基づき各施設に按分し、施設ごとの運営コストを把握できる体制を整備することが望ましい。

県立近代美術館および県立博物館では、上述した運営管理経費のうち、①光熱水費②修繕料（臨時的）③委託料（臨時的）④工事請負費⑤工事雑費について、両施設で発生した費用を県立近代美術館側で一括して支出・計上する取り扱いとなっている。その結果、両施設に共通して発生するコストが県立近代美術館の歳出決算に集約され、実際に各施設でどの程度発生しているのか、施設別の運営コストを正確に把握できない状況にある。

両施設は隣接し、空調設備や電源設備等の基幹インフラが一体的に運用されていることから、個々の施設単位で使用料を測定することは難しい側面もある。しかしながら、両館は個別に入館料を徴収し、それぞれ独立した文化的施設として収支管理を行い、運営されている以上、施設別の収支状況を明確に把握することは、予算編成および予算執行の適正性を確保するうえで極めて重要である。特に、費用対効果の検証、財政負担の妥当性の検証、将来の施設保全計画の策定等に際して、収支状況の把握は不可欠となる。

したがって、共通コストについては、たとえば施設の延床面積、来館者数、施設の稼働日数等、両施設の実態を踏まえた複数の指標を比較し、最も合理的な按分基準を選定し、両施設で発生する共通コストを当基準に基づき配賦することで、施設ごとの運営コストを適正に把握できる体制を整備することが望ましい。これにより、両施設の事業評価の信頼性の向上、施設運営の透明性確保につながることを期待される。

### 【意見⑳】

県立近代美術館および県立博物館の入館料については、「和歌山県使用料及び手数料条例」において、施設ごとに上限額が定められており、当該上限額は特別展の入館料も含めた制度的な枠組みとして位置付けられている。もっとも、現行の一般入館料として設定されている金額は、県立近代美術館で400円、県立博物館で310円に設定されている。

令和6年度の両施設の施設料年間収入は県立近代美術館で8,409,329円、県立博物館で5,690,112円であり、実際に発生する運営コストは県立近代美術館で373,723,680円（博物館との共通コストを含む）、県立博物館で91,451,045円（県立近代美術館との共通コストを除く）となっている。これら両施設の施設料年間収入と、運営コストを合算して算出した運営コスト負担率は、約3.03%にとどまっている。

県立近代美術館および県立博物館は文化資源の保存や研究・教育普及活動を行う文化施設として公共性があることから、全ての運営コストを受益者負担にすべきではなく、県の一般財源によって運営コストを負担することに合理性はある。

一方で、県立近代美術館および県立博物館の入館料は、施設を利用する者と利用しない者の間でコスト負担の公平化にも配慮すべきであり、施設運営費の確保と県財政への影響の観点から、一定程度の受益者負担を求めることも必要である。

近年の物価高騰や人件費の上昇など、社会経済情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設運営のために、施設運営により発生するコストの積算を実施した上で、県立近代美術館および県立博物館の設置目的や各施設の運営コスト負担率、近隣類似施設の入館料金、利用実態などの状況を総合的に勘案した適正な入館料の算定を実施し、県民と県外の来館者で異なる料金設定とし、県外来館者からは相対的に高い料金設定とするといった料金改定について継続的に検討することが望ましい。

県立近代美術館および県立博物館における一般入館料の上限は、「和歌山県立使用料及び手数料条例」（昭和 22 年 11 月 1 日条例第 28 号、第 2 条別表第 1）により施設ごとに規定されている。

23 近代美術館使用料

(1) 施設利用料

入場料 1,570 円を超えない範囲において、その都度知事が定める。

24 博物館使用料

(1) 施設利用料

入場料 1,050 円を超えない範囲において、その都度知事が定める。

もっとも、現行の一般入館料は、県立近代美術館で 400 円、県立博物館で 310 円となっている。入館料の具体的な金額を一律に定めるのではなく、一定の上限のもとで知事がその都度定めることとされていることから、現行の入館料水準については、制度上、各施設の設置目的や運営の実態等を踏まえた見直しを行う余地が残されているといえる。

上述したとおり、持続的な施設運営を図るためには、施設運営により発生するコストの積算を行った上で、各施設の設置目的や運営コスト負担率、近隣類似施設の入館料金、利用実態等を総合的に勘案し、入館料金の水準について検討することが求められる。

この点、入館料の検討にあたっての外部的な比較材料として総合的に勘案すべき要素の一つとして例示した、近畿二府四県に所在する近隣類似施設（美術館・博物館）の入館料金について調査を行った結果を図表 47 および図表 48 として示している。

美術館については調査対象 7 施設のすべてが 400 円以上の一般入館料を設定しており、その平均料金は約 498 円となっている。これらの施設の中には、京都市京セラ美術館（730 円）や滋賀県立美術館（570 円）のように、県立近代美術館の現行料金（400 円）を大きく上回る水準を設定している施設も見られる。特に、京都市京セラ美術館においては、市内在住者と市外在住者とで入館料に差を設け、市内在住者の利用機会に配慮しつつ、市外からの来館者に対しては相対的に高い料金を設定するなど、地域性を考慮した料金体系が採用されている。一方で、奈良県立美術館（400 円）や三重県立美術館（310 円）のように、料金水準を抑えた施設も存在するが、全体としては 400 円以上を一般的な料金水準としている傾向が確認できる。

博物館についても、調査対象 6 施設のうち 5 施設が 500 円以上の入館料を設定しており、平均料金は 560 円となっている。滋賀県立琵琶湖博物館（840 円）や奈良国立博物館（700 円）など、展示内容や規模等に応じて料金水準を設定している施設が存在する一方で、兵庫県立歴史博物館（200 円）のように低廉な料金を設定している施設も一部に見られる。しかしながら、博物館全体としては 500 円前後を中心とした料金帯に分布しており、県立博物館の現行料金（310 円）は、この分布の中でも低い水準に位置している。

近隣類似施設においては、展示内容や施設規模等に加え、想定する利用者層に応じて、市内在住者や県内在住者を優遇し、域外からの来館者には相対的に高い料金を設定するなど、地域性を考慮した料金体系を採用している例も見られる。

このように、入館料の料金改定の検討を行うにあたっては、近隣類似施設の入館料の状況を踏まえつつ、各施設の設置目的や運営コストの状況、利用実態等を総合的に考慮することが求められるが、近隣類似施設の入館料の状況を確認することによっても、料金設定の検討する際の参考になると考えられる。

【図表47 近畿二府四県 美術館の一般入館料】

所在地	施設名	一般料金	備考
和歌山県	和歌山県立近代美術館	400 円	高校生以下・65 歳以上・障がい者無料
大阪府	大阪市立美術館	500 円	中学生以下・大阪市内 65 歳以上・障がい者・介護者：無料
京都府	京都国立近代美術館	430 円	コレクション展にかかる入館料 高校生以下・18 歳未満・65 歳以下・障がい者・介護者：無料
京都府	京都市京セラ美術館	730 円	市内在住者：520 円、 小中高生等：市内在住者無料、市外在住者：300 円 小学生未満・障がい者・介護者無料
兵庫県	兵庫県立美術館	550 円	高校生以下・介護者：無料 障がい者：100 円
奈良県	奈良県立美術館	400 円	高校生以下・障がい者・介護者：無料 ※2024 年まで外国人観光客無料
三重県	三重県立美術館	310 円	高校生以下・障がい者・介護者：無料
滋賀県	滋賀県立美術館	570 円	高校生以下・県内在住 65 歳以上・障がい者・介護者：無料

出典：各対象施設ホームページより監査人作成

【図表48 近畿二府四県 博物館の一般入館料】

所在地	施設名	一般料金	備考
和歌山県	和歌山県立博物館	310 円	高校生以下・65 歳以上・障がい者・介護者：無料
大阪府	大阪歴史博物館	600 円	中学生以下・大阪市内 65 歳以上・障がい者・介護者：無料
京都府	京都府京都文化博物館	500 円	高校生以下・障がい者・介護者：無料
兵庫県	兵庫県立歴史博物館	200 円	高校生以下・介護者：無料 障がい者：50 円
奈良県	奈良国立博物館	700 円	高校生以下・70 歳以上・障がい者・介護者：無料
三重県	三重県総合博物館	520 円	高校生以下・障がい者・介護者：無料
滋賀県	滋賀県立琵琶湖博物館	840 円	高校生以下・県内在住 65 歳以上・障がい者・介護者：無料

出典：各対象施設ホームページより監査人作成

## 【意見②】

県立近代美術館及び県立博物館では、有料入館者の割合が令和6年度時点でそれぞれ28.80%、23.68%と、全国平均（64.4%）と比較して低い水準にある。

この背景として、（1）高齢者や高校生以下をはじめとした入館料の無料対象者が多いこと、（2）無料入館日の設定が多く、無料日入館者数が総入館者数の一定割合を占めていることが指摘される。その結果、入館者数が増加しても入館料収入の増加につながらず、運営コストの一般財源への依存度が高いままの状況が認められる。

持続可能な運営や県財政負担の軽減の観点からは、受益者負担の適正化に向けた見直しが必要と考えられる。については、教育的配慮を前提としつつも小中高生の入館料を無料から少額負担とするといった無料対象者の範囲の再検討、無料開放日の頻度・時期の適正化、さらには再訪率向上のための施策など、有料入館者割合の改善につながる運営戦略の策定について検討することが望ましい。

県立近代美術館および県立博物館における入館者数は、県立近代美術館では令和6年度時点で45,096人（うち、有料入場者数12,988人）、県立博物館44,218人（うち、有料入場者数は10,472人）となっている。両施設ともに、総入館者数に占める有料入館者の割合はそれぞれ約28.80%、23.68%にとどまっている。

令和元年度に公益財団法人日本博物館協会が公表した「日本の博物館総合調査報告書」によれば、全国の博物館における有料入館者の割合は平均値で64.4%であり、両施設の現状は全国水準と比較しても相当程度に低い水準にある。

この要因として、入館者の多数が高齢者・高校生以下の学生で占められていることに加え、無料入館日の設定が多く、無料日来館者数が相当数に上ることがあげられる。令和6年度無料入館日実績では、県立近代美術館は無料入館日が29日間設定され、総入館者数の約20.12%にあたる計9,075人が来館し、県立博物館でも無料入館日は14日間設定され、総入館者数の約13.53%にあたる計5,982人が来館した。現状の料金設定では、入館者数が増加してもその多くが無料入館者で占める状況であり、入館料収入の増加には繋がりにくく、運営コストは一般財源に依存せざるを得ない。

県立近代美術館および県立博物館は、県が有する文化資産に県民が触れる機会を提供しつつも、持続可能な施設運営が求められる。

以上を踏まえ、県立近代美術館および県立博物館における無料対象者や無料開放日の運用について、無料対象者の範囲の再評価や、無料開放日の頻度・時期の適正

化、来館者の再訪率の増加に向けた施策の実施を通じて、有料入館者割合の改善を図るなど、適切な運営戦略を策定することを検討することが望ましい。

② 県総合管理計画に基づく取組状況について

**【意見⑫】**

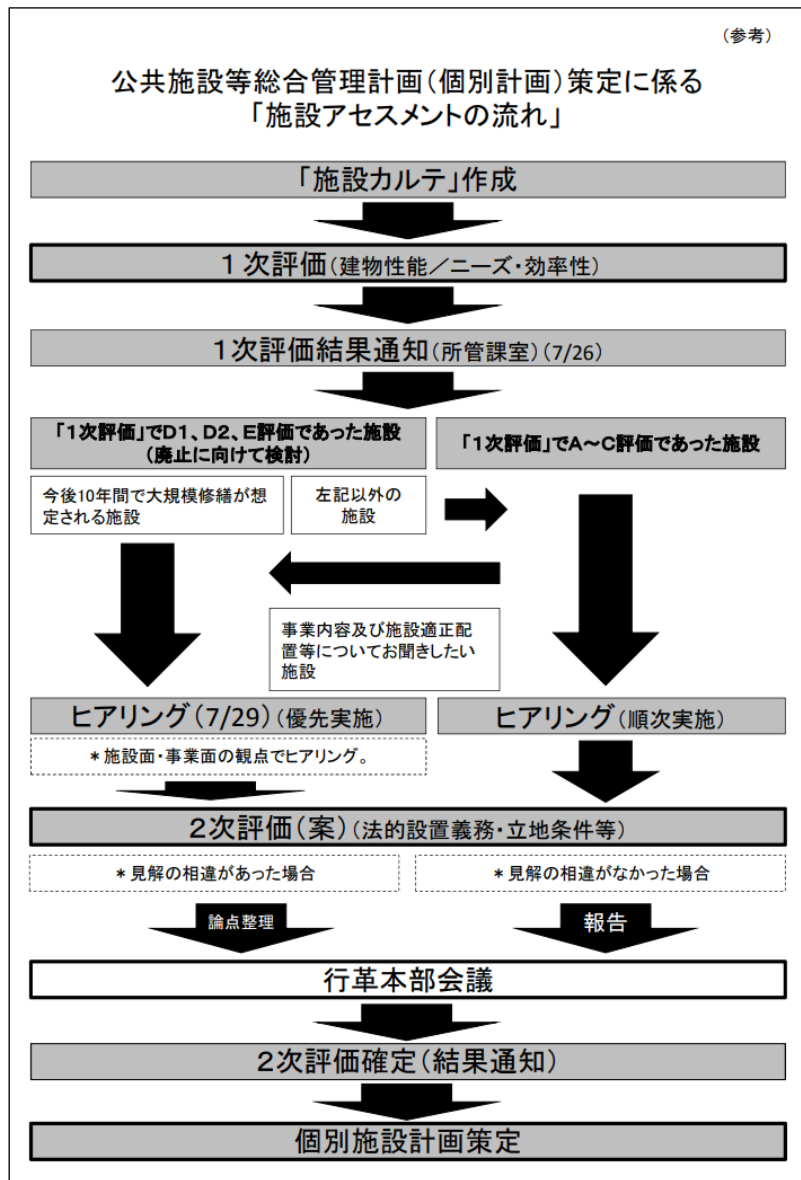
本監査において、県立近代美術館の「施設カルテ」を確認したところ、歳入額の記載金額に複数の誤りが確認できた。また、歳入の内訳である「その他」項目を、歳入額と歳出額の金額を一致させるための調整項目と扱っていたことにより、歳入合計額が実態と異なる数値で算定されていた。これにより、本来計上されるべき一般財源補填額が適切に表示されていなかった。

歳出額および歳入額は施設運営に係る財政状況や施設アセスメントを実施する際の基礎情報となるため、その情報の正確な記載は不可欠である。

したがって、「施設カルテ」における歳出および歳入の記載方法について、歳出を施設運営に係る経費総額とし、歳入は施設運営による収入総額を記載する形で、一般財源からの補填額を明記する方法に改めることが望ましい。

和歌山県では、平成 28 年度より作成された「施設カルテ」に基づき、県が保有する公共施設等の建物性能やニーズ・効率性等を評価する施設アセスメントを行い、施設の運営に関する方針（維持、移転・集約、廃止）を決定する流れとなっている。そして、「施設カルテ」には、施設概要、利用実績、歳出・歳入の状況、単位当たりのデータ等の分析指標といった基本情報が記載されている。

【図表49 公共施設等総合管理計画策定に係る「施設アセスメントの流れ」】



出典：和歌山県提出資料

本監査にあたり、県立近代美術館の「施設カルテ」を確認したところ、一部で記載額の誤りが確認できた。令和6年度の歳入額として、①「使用料(利用料)」8,824,000円、②「その他」343,361,242円、これらを合わせて352,185,242円と記載されていた。実際には、①「使用料(利用料)」収入は8,409,329円、②「その他」収入は10,788,502円であり、歳入合計額は19,197,831円と記載されるべきであった。この結果、①において414,671円、②において332,572,740円、合計332,987,411円の差異が生じていた。

また、歳入内訳項目である「その他」の金額を調整項目として用いており、まず歳入額を歳出の合計額である352,185,241円と同額としたうえで、当該歳入総額が

ら「使用料(利用料)」を差し引くことにより算定されていた。この算定方法により、「その他」の金額は、結果として歳入額が歳出額と一致するよう調整されることとなり、歳入から歳出を差し引いて算出される一般財源の補填額が0円となっていた。現状の記載では、県立近代美術館の運営にあたって必要な一般財源からの補填額332,987,411円が記載されていない状況であった。

歳出額および歳入額は一般財源からの補填額や分析指標を算出する際の算礎となるため、歳出を施設運営に係る経費の総額とし、歳入は施設運営による収入額として適切に計上することが望ましい。

したがって、「施設カルテ」における歳出・歳入の記載を上記の方法に改めることが望ましい。

#### 【意見⑳】

県立近代美術館および県立博物館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。

本監査にあたり、個別施設計画の確認を行ったところ、計画上実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残されたまま計上され続けている状況であることが分かった。

工事未実施分を把握できていることは将来世代に先送りした財政負担分を「見える化」し、今後見込まれる投資額を把握する観点から有用であると評価できる。

一方で、多額の工事未実施分に係る費用が計上されているということは、計画通りに更新・修繕が進捗していないということを意味し、そのまま放置された場合には施設の老朽化が進行し、施設の安全性や機能が低下するおそれがある。その結果、事後保全的な対応が中心となってしまい、更新・修繕に係るトータルコストが増加する可能性が高まり、将来にわたって多額の財政負担を県民に強いることとなりかねない。加えて、工事の積み残し、先送りが続くことで、材料費や労務費の高騰により当初見込みを上回るコスト増につながるリスクがある。このため、計画上どの時期に実施すべきであったのか、どの年度から積み残しとなっているのかを明確化したうえで、最新の単価水準や市場動向を踏まえて積み残し金額を再計算し、先送りに伴う追加的な財政負担の実態を把握することが求められる。

以上を踏まえ、計画通りに実施できなかった理由（予算不足、人員不足、設計見直し、許認可の遅延等）を案件ごとに分析し、工事未実施分について、翌年度以降にフォローアップできる体制を全庁的に推進することが望ましい。

県立近代美術館および県立博物館では個別施設計画を策定し、耐用年数が到来する固定資産に係る取替や修繕等の工事を年度ごとに集計し、管理している。

本監査にあたり、個別施設計画を確認したところ、個別施設計画に実施予定であった過年度の工事の未消化分が積み残しの金額として、県立近代美術館では、1,468百万円繰延計上され続けている状況であることが分かった。

【図表50 固定資産別更新遅延状況と積残金額の整理】

項目	更新周期 (年)	更新 年度	積残金額 (円)	経過年数 (年)
軒樋（鋼板製）	20	1993	5,974,706	12
排水溝	30	1993	455,005	2
鋼製扉	30	1993	1,122,844	2
木製扉	30	1993	4,046,633	2
木製扉	30	1993	118,160	2
手動シャッター	30	1993	6,656,432	2
受電盤	30	1993	2,155,052	2
受電盤	30	1993	7,458,077	2
き電盤・2段積	30	1993	32,381,453	2
三相 100kVA	30	1993	31,746,523	2
単相 100kVA	30	1993	5,288,452	2
単相 100kVA	30	1993	5,288,452	2
単相 200kVA	30	1993	5,753,128	2
単相 100kVA	30	1993	4,657,114	2
三相 300kVA	30	1993	9,142,837	2
三相 300kVA	30	1993	9,142,837	2
三相 300kVA	30	1993	9,142,837	2
三相 300kVA	30	1993	5,964,129	2
三相 300kVA	30	1993	5,964,129	2
三相 300kVA	30	1993	8,272,726	2
三相 75kVA	30	1993	5,251,554	2
三相 200kVar	30	1993	7,657,667	2
三相 200kVar	30	1993	3,035,494	2
油入変圧器 単相 100kVA	30	1993	1,409,832	2
油入変圧器 単相 200kVA	30	1993	880,355	2
油入変圧器 単相 100kVA	30	1993	897,558	2
油入変圧器 三相 100kVA	30	1993	726,727	2
油入変圧器 三相 300kVA	30	1993	4,741,115	2
油入変圧器 三相 300kVA	30	1993	4,242,422	2
油入変圧器 三相 300kVA	30	1993	1,580,371	2
モルト変圧器 三相 75kVA	30	1993	4,563,780	2

真空遮断器 (VCB)	25	1993	5,031,415	7
高圧気中開閉器	20	1993	11,846,031	12
非常用ディーゼル発電機 6kV 250kVA	30	1993	60,597,515	2
制御盤・分電盤等 一式 (事務所)	30	1993	97,418,709	2
情報表示設備 一式 (事務所)	20	1993	1,957,983	12
情報表示設備 一式 (事務所)	20	1993	3,478,007	12
映像・音響設備 一式 (事務所)	20	1993	39,049,773	12
拡声設備 一式 (事務所)	20	1993	14,763,588	12
誘導支援設備 一式 (事務所)	25	1993	994,890	7
テレビ共同受信設備 一式 (事務所)	20	1993	2,924,890	12
監視カメラ設備 一式 (事務所)	20	1993	36,146,892	12
自動閉鎖設備 一式 (事務所)	25	1993	2,152,918	7
冷温水ポンプ φ80×820L/min×5.5kW	20	1993	1,172,483	12
冷温水ヘッダー φ300×4,000mm	30	1993	1,008,258	2
冷温水ヘッダー φ200×2,000mm	30	1993	602,278	2
蒸気ヘッダー φ200×2,000mm	20	1993	607,704	12
ファンコイルユニット FCU-4	30	1993	959,997	2
ファンコイルユニット FCU-4	30	1993	214,481	2
ファンコイルユニット FCU-6	30	1993	535,420	2
ファンコイルユニット FCU-6	30	1993	1,070,838	2
水冷式パッケージ型空調機 冷房能力 28kW	30	1993	811,688	2
ユニット形空調機 風量 12,500m <sup>3</sup> /h	30	1993	1,623,314	2
折込型エアフィルター 12,500m <sup>3</sup> /h	20	1993	3,366,914	12
折込型エアフィルター 5,000m <sup>3</sup> /h	20	1993	1,067,243	12
空気調和設備 配管 一式 (事務所)	30	1993	197,492,872	2
遠心送風機 送風量 1,400m <sup>3</sup> /h	30	1993	1,980,016	2
遠心送風機 送風量 6,000m <sup>3</sup> /h	30	1993	6,658,052	2
遠心送風機 送風量 27,000m <sup>3</sup> /h	30	1993	6,662,075	2
消音ボックス付送風機 風量 500m <sup>3</sup> /h	30	1993	2,498,921	2
消音ボックス付送風機 風量 1,000m <sup>3</sup> /h	30	1993	715,556	2
遠心送風機 送風量 1,400m <sup>3</sup> /h	30	1993	681,227	2
軸流送風機 送風量 6,000m <sup>3</sup> /h	30	1993	861,095	2
遠心送風機 送風量 27,000m <sup>3</sup> /h	30	1993	5,722,205	2
遠心送風機 送風量 6,000m <sup>3</sup> /h	30	1993	623,119	2
遠心送風機 送風量 1,400m <sup>3</sup> /h	30	1993	623,735	2
消音ボックス付送風機 風量 500m <sup>3</sup> /h	30	1993	1,048,848	2
天井埋込型全熱交換ユニット 360m <sup>3</sup> /h	24	1993	2,301,130	8
排煙機 23,800m <sup>3</sup> /h	30	1993	10,809,779	2
排煙口	30	1993	3,690,029	2
防煙ダンパー 600×400	30	1993	4,753,231	2

防火タンク 600×400	30	1993	928,077	2
防火タンク 600×400	30	1993	248,675	2
自動制御 一式 (事務所)	15	2009	160,344,584	1
加圧給水ポンプユニット φ40×250L/min×1.5kW	20	1993	4,344,543	12
加圧給水ポンプユニット φ40×250L/min×1.5kW	20	1993	5,168,848	12
FRP製タンク 一体形 12,000L	30	1993	4,749,309	2
FRP製タンク 一体形 12,000L	30	1993	2,645,258	2
FRP製タンク 一体形 12,000L	30	1993	1,207,845	2
給水設備 配管 一式 (事務所)	30	1993	25,498,336	2
汚物用水中ポンプ φ80×500L/min×3.7kW	20	1993	691,958	12
雑排水用水中ポンプ φ50×200L/min×1.5kW	20	1993	871,867	12
雑排水用水中ポンプ φ50×200L/min×1.5kW	20	1993	1,497,320	12
汚水用水中ポンプ φ65×300L/min×2.2kW	20	1993	3,245,178	12
排水設備 配管 一式 (事務所)	30	1993	96,075,704	2
湯沸器 一式 (事務所)	15	1993	1,462,857	17
給湯設備 配管 一式 (事務所)	30	1993	37,394	2
鋼板製補給水タンク 500L	30	1993	656,939	2
消火設備 配管 一式 (事務所)	30	1993	164,975,348	2
スプリンクラーポンプユニット φ100×900L/min×22kW	30	1993	2,363,294	2
ハロゲン化物消火起動装置	30	1993	162,072,321	2
泡消火設備	30	1993	49,180,633	2
その他昇降機_エスカレーター(1200mm)	30	1993	37,241,978	2

出典：県立近代美術館保全計画表より監査人加工

このように、県立近代美術館および県立博物館では未消化分が多額に積みあがっている状況にある。このことは、計画に基づく更新・修繕が必ずしも想定どおり進捗していないことを示すものであり、計画と実態との乖離が生じている可能性がある。

工事の未実施が継続する場合、施設の老朽化が計画以上に進行し、建物や設備の安全性・機能性の低下を招くおそれがある。その結果、突発的な故障や不具合への対応が中心となる、いわゆる事後保全的な対応に偏ることで、更新・修繕に係るトータルコストが増加し、結果として将来にわたり県民に過度な財政負担を強いるおそれがある。また、工事の積み残しや先送りが常態化することで、資材価格や労務

費の高騰といった外部環境の変化の影響を受けやすくなり、当初計画時点で想定していた事業費を大きく上回るコスト増につながるリスクも内包している。

さらに、現行の個別施設計画では、工事未実施分が「積残金額」として一括して管理されているものの、当該工事が本来どの時期に実施されるべきものであったのか、また、どの年度から計画未達となっているのかが必ずしも明確になっていない。このため、先送りに伴う追加的な財政負担の実態や、計画変更の影響を定量的に把握することが困難な状況にある。そのため、積み残しとなっている工事について、当初予定時期を整理した上で、最新の単価水準や市場動向を踏まえた再積算を行い、先送りによって生じている実質的なコスト増を把握することが求められる。

あわせて、計画どおりに工事が実施できなかった背景についても、案件ごとに整理・分析を行う必要がある。具体的には、予算制約、人員体制の不足、設計内容の見直し、関係機関との調整や許認可手続の遅延など、未実施に至った要因を明確化した上で、翌年度以降に確実にフォローアップできる仕組みを構築することが重要である。

国土交通省が2023年に公表している「国土交通省におけるインフラメンテナンスの取組」では、事後保全と予防保全にかかる費用の違いについて言及している。具体的には、将来の維持管理・更新費が「事後保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には2018年度の約2.4倍となる見込みであるが、「予防保全」の場合、1年当たりの費用は、2048年度には「事後保全」の場合と比べて約5割減少し、30年間の累計でも約3割減少する見込みであると推計している。よって、このまま事後保全的な対応が続いた場合には更新・修繕に係るトータルコストが増加するおそれがあるといえる。

今後、和歌山県全体として各施設未消化分についての解消方法や、積み残しの状況が発生しないための対応について検討を進めることが望ましい。

## 【意見②】

県の予算編成時において、予算平準化を重視するあまり、県立近代美術館・県立博物館の保全・修繕工事を統合的に実施することで削減可能な共通コスト、工事の実施によって休館せざるを得ない期間の分散・長期化を原因とする入館料収入の損失、県民の利用機会の喪失、といった機会損失が考慮されていない。

結果として、施設の保全・修繕工事や両施設の設立目的を果たすうえで重要な工事が後ろ倒しとなり、施設の長寿命化や県民サービスの向上が遅延するとともに、トータルコストの増加を招いている。

予算編成の際は、費用対効果を最大化できるよう中長期的な視点に立って臨むことが望ましい。

県の予算編成では、長期的な財政負担の平準化を基本的な方針とし、各担当課からの予算要求に対する査定が行われている。このため、各担当課の予算要求上、改修工事等が単年度に集中する場合は、例えば発注を複数年度に分散する等、単年度ベースでの執行額を抑制することが対応策の一つとして行われているところである。

過度に単年度へ改修工事等が集中する場合、当該年度の財政負担が高まるほか、将来的に行われる補修工事等も時期が重なることで、将来の財政負担にばらつきも生じ得る。このため、長期的な財政負担の平準化という基本方針は一定首肯することができる。

一方、予算平準化を重視しすぎる場合、一括発注によるスケールメリット等が得られないという側面も懸念される。県立近代美術館・県立博物館の場合、県立近代美術館では令和5年度にエレベーター工事（工事期間中、県立近代美術館は休館）が行われた一方、県立博物館では令和7年度にエレベーター工事（工事期間中、県立博物館は休館）が進められている。対象施設は異なるものの、施設の改修は県立博物館・県立近代美術館一体で管理されていることから、上記は同じエレベーター工事として一括で発注することも検討の余地があったと言える。

また、県立近代美術館では上記エレベーター工事のほか、空調設備の更新に伴って令和6年12月下旬から翌年4月上旬にかけても休館している。このため、県立近代美術館については約2年間で半年以上の休館期間があったことになる。

休館の背景としては、工事資材等の搬入の際、温度・湿度を一定に保つことができなくなることで収蔵品が劣化する恐れがあるため、通常の展示位置から収蔵品を移動させる等の対応が必要であったとのことである。

また、県立近代美術館では保管する美術品が増加するにつれて、収蔵庫のスペースが不足しており、本来あるべき方法よりもスペースを詰めて保管している状況とのことである。このため、県立近代美術館では将来的に収蔵庫の増設を検討していたが、仮に当該工事が実現する場合、上記と同様に休館の期間が生じるとのことであった。以上を鑑みると今後も比較的規模の大きい工事の際は施設の閉鎖が必要と言える。

このように、保全・修繕工事を統合的に実施すれば削減可能な共通コストが削減できないという問題に加え、工事の実施に伴う休館期間が分散・長期化が生じる結

果、入館料収入の損失や県民の利用機会の喪失といった機会損失が問題として発生している。

予算平準化が結果として、施設の保全・修繕工事や両施設の設立目的を果たすうえで重要な工事の後ろ倒しとなり、施設の長寿命化や県民サービスの向上が遅延するとともに、トータルコストの増加を招いている恐れがある。

したがって、予算編成の際には、単年度ベースでの執行額の抑制のみならず、スケールメリットや入館料収入の損失、県民の利用機会等の観点も踏まえ、費用対効果を最大化できるよう中長期的な視点に立って臨むことが望ましい。

### 【意見⑳】

和歌山県公共施設等総合管理計画では、「総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の中で、“施設管理者に対する技術的助言を実施する体制を構築する”ことが明記されており、施設所管課からの要望に応じて施設保全に関する技術的助言を随時実施する体制を整えている。

一方、県立近代美術館・県立博物館に係る施設の保全・修繕に関する予算要求は、所管課の事務職員が行う施設の状態評価、修繕の優先順位付けに基づいており、技術的専門家からの助言は行われていない状況にある。

本来、施設の劣化状況や修繕の緊急性・優先度の判断に関する評価は、専門的技術と知見を要する業務であり、専門的見地からの評価が不十分なまま予算要求・予算査定が行われることになると、施設の実態や保全の優先度が適切に反映されず、公共施設の現況を適切に把握した予算編成とならないおそれがある。

したがって、県有施設の保全・修繕に係る予算要求プロセスにおいて、技術的専門家による助言を適切に反映させることが望ましい。

和歌山県公共施設等総合管理計画では、「Ⅲ総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 2 具体的な取組に関する実施方針」の中で、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針として、“施設管理者に対する技術的助言を実施する体制を構築する”ことが明記されており、施設所管課からの要望に応じて施設保全に関する技術的助言を随時実施する体制を整えている。

一方、県立近代美術館・県立博物館に係る施設の保全・修繕に関する予算要求にあたっては、施設の状態評価と修繕の優先順位付けについて、技術的な知見を有さない事務職員が担っており、技術職員からの専門的な助言は行われていない。また、予算の査定にあたっては財政課には技術職員は配置されていない。このため、現状は予算の要求から査定まで、技術職員の評価は一切介在していない状況にある。

本来、施設の劣化状況や修繕の緊急性・優先度の判断に関する評価は、専門的技術と知見を要する業務である。専門的見地からの評価が不十分なまま予算要求・予算査定が行われることになると、施設の実態や保全の優先度が適切に反映されず、公共施設の現況を適切に把握した効果的な予算編成とならないおそれがある。

したがって、県有施設の保全・修繕に係る予算要求プロセスにおいて、技術的専門家による助言を適切に反映させることが望ましい。

### 【意見⑳】

和歌山県公共施設等総合管理計画では、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として、民間活力の活用（PPP・PFI・Park-PFI等）の検討が明記されている。

一方、県立近代美術館・県立博物館が所属する日本博物館協会等では民間活力の利用について意見交換が行われているものの、県としては具体的な検討が行われていない。

例えば、学術研究・教育普及等の専門性を要する業務は県が担い、施設の維持管理・イベント運営等については民間委託の可能性を模索する等、民間活力の利用を調査・分析し、検討することが望ましい。

和歌山県公共施設等総合管理計画では、「Ⅲ総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 2 具体的な取組に関する実施方針」の中で、“民間活力の活用”が明記されている。具体的には、①各施設管理者の技術力の底上げを図るため、民間の技術力を活用した研修会の実施、②公共施設等の状況把握に市民団体等から情報提供等の協力を得るなど、民間との協働を推進する、③民間実施により、効果的・効率的な維持管理・更新が可能と思われる公共施設等については、PPP・PFI・Park-PFI など民間活力の幅広い活用を検討する、とされている。

上記に関し、大きな方向性の提示やノウハウ・知見の共有といった点については、同計画を所管する管財課が役割を担うことが想定される一方、個々の施設における取組みや民間活力の活用に対する決定等は当該施設の所管課が担うことが考えられる。したがって、県立近代美術館・県立博物館に対しても、上記方針に係る取組状況のヒアリングを行った。

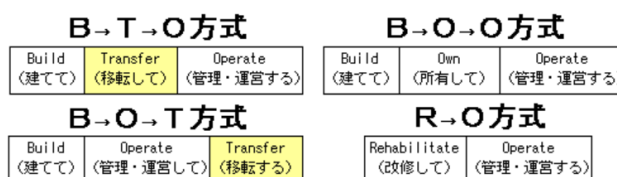
回答としては、両施設が所属する日本博物館協会を通じ、民間活力の利用についての意見交換は過去に行われていた。一方、上記①～③に掲げるような、より積極的な情報収集や民間活力の導入可能性調査といった段階まで落とし込んだ検討は行われていなかった。

県立近代美術館・県立博物館からのコメントとしては、民間活力の活用によって集客の面ではポテンシャルはあるとのことであった。一方、県立近代美術館・県立博物館に特有の設立目的である美術品等の収集・保全、教育普及といった観点からは、学芸員の果たす役割が大きいため、民間活力の活用には課題を感じているとのことであった。また、現在直営である既存施設において、民間活力を導入するまでのコストや導入後の連携についても懸念が見受けられた。

この点、美術館・博物館における民間活力の導入事例としては他自治体において複数見受けられる。民間活力の導入の形態としては様々あるが、県立近代美術館・県立博物館のように既存施設を前提とした事例としては「RO方式」による導入が挙げられる。RO方式とは、既存施設の改修（Rehabilitate）と運営（Operate）を組み合わせた事業方式である。

【図表51 事業方式】

## 事業方式



出典：内閣府ホームページ

例えば、福岡市美術館では平成28年からRO方式によるPFI事業が行われている。経緯としては、施設の老朽化や収蔵庫等のスペース不足等の問題や魅力向上の観点から施設改修を進めるにあたり、PFIを導入するに至ったものである。これらは県立近代美術館・県立博物館とも共通する課題であったと考えられる。また、比較的人口の少ない弘前市においても、平成29年から弘前れんが倉庫美術館を含む周辺整備事業において、RO方式によるPFI事業が導入され、既存施設の意匠を活かしたにぎわい拠点の創出に寄与している。

上記の例では、施設の根幹である美術品等の収集・保全、教育普及等に関わる業務については引き続き行政が担い、施設運営や維持管理、広報・集客といった業務については民間が行うというすみ分けが行われている点に特徴がある。また、VFM（Value For Money）として、福岡市の例では約10～11%、弘前市の例では7.8%の効果が見込まれている。

これらの先行事例は、上述の課題や懸念に対する気付きを与えると言える。これら事例の検証を行い、学術研究・教育普及等の専門性を要する業務は県が担い、施設の維持管理・イベント運営等については民間委託の可能性を模索する等、民間活力の利用を調査・分析し、検討することが望ましい。

### ③ 施設の KPI 設定について

#### 【意見⑩】

県立近代美術館及び県立博物館では、両施設の必要性を検証するための具体的な目標や KPI が設定されていなかった。平成 25 年度から全ての県立博物館施設で博物館評価制度が実施され、年度初めに目標・指標を設定することとされているが、施設運営の際はこれらの目標を KPI として利用しておらず、また、両施設の効果的な運営に資する目標設定となっていなかった。

施設の政策目標を達成するためには、政策の目的や論理を明確にし、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する、EBPM に基づく政策立案を行うことが望ましい。

また、KPI は設置目的や政策目標を達成するにあたって、その取組みに関する進捗状況を定量的に把握するための指標であり、両施設の設置目的の充足度を検証し、施設の必要性や施設のあり方の検討に資するものである。

したがって、両施設の必要性や役割・機能を明確にし、施設を維持・統合・廃止・集約・複合化の意思決定を行う際に有効活用していくために、KPI を設定することが望ましい。

県立近代美術館・県立博物館は美術品等の収集・保存、教育普及といった公共性の高い存立目的を有するものの、維持・運営にあたっては継続的に両施設の必要性を検証するための具体的な KPI を設定し、検証することが欠かせない、しかしながら、現状はそうした KPI の設定がなされていない状況にある。

この点、博物館施設の機能強化を目的として、平成 25 年度から全ての県立博物館施設で「博物館評価制度」が実施されている。当該制度では、年度初めに目標・指標が設定され、年度終了後に運営状況を自己評価の上、外部委員である評価部会の意見聴取、教育長との協議に基づき評価がとりまとめられている。ただし、当該制度に基づいて設定される目標・指標は各施設の学芸員にて設定されている。このため、教育普及等の専門的機能の面での評価が中心となり、個々の展示に対する来場者数目標や財源目標等についても掲げられているものの、長期的な目標や施設全体の運営目標としては設定されていない状況である。したがって、施設の必要性検証や効率的かつ効果的な施設運営に資する KPI を別途設定することが必要と言える。

一方、長期的な目標という観点からは、県では「和歌山県 文化芸術振興基本計画」が制定されている。当該計画は第三期を迎え、令和3年度から令和7年度の計画期間としている。県内の文化芸術に関する施策に関し、基本的な方向性を示すものであり、県立近代美術館・県立博物館も当該計画に関連する施設として明記されている。このため、県立近代美術館・県立博物館による KPI の設定にあたっては、当該計画が掲げる目標と一致する形で進めていくことが必要である。

また、単なる来館者数の増加といった数値目標を掲げる場合、個々の企画や展示に対するその場限りの検証となることが想定される。こうした課題に対しては、そもそもの施設運営にあたっての目的や論理を明確にし、エビデンスに基づいて取組みを検証・改善する、いわゆる”EBPM”（Evidence Based Policy Making）の活用が考えられる。美術館や博物館に関する先行事例は少ないものの、文化芸術推進基本法に基づき策定されている「文化芸術推進基本計画」においても EBPM は施策推進の上で必要な考え方であることが明記されている。当該計画も和歌山県 文化芸術振興基本計画と同様、県立近代美術館・県立博物館が KPI 設定の上で参照すべきものである。

KPI は、設置目的や政策目標を達成するための取組みに対する進捗状況を定量的に把握するための指標である。また、両施設の設置目的の充足度を検証し、施設の必要性や施設のあり方（維持・統合・廃止・集約・複合化等）の検討にも資するものと考えられる。このため、上述の計画や EBPM の理念を参考とし、有用な KPI の設定を行うことが望ましい。

#### ④ 施設の財務事務の状況について

##### 【指摘⑤】

県立近代美術館・県立博物館の固定資産台帳について、固定資産台帳上に登録されて然るべき資本的支出が、固定資産として一切計上されておらず、固定資産の網羅性が担保されていない状況であった。

また、償却性資産・非償却性資産を区分する登録基準が不明瞭となっている結果、収蔵品によって異なる状況が見受けられる等、正確性の観点からも問題が見受けられたほか、個々の設備の取替更新が行われる場合であっても除却対象として固定資産台帳から除外すべき部分が特定できないといった状況が見受けられた。

個々の固定資産の実態を適切に把握し、将来の保全計画策定及び施設の管理運営するために固定資産台帳への登録については精緻化を図ることが望ましい。

和歌山県公共施設等総合管理計画では、施設の適正規模の検討にあたって同種・同規模施設との比較や予防保全型の維持管理を推進するにあたり、固定資産台帳の活用が明記されている。効果的な活用にあたっては、台帳が漏れなく正確に登録されることが前提となる。このため、当該前提を満たしているかどうかを確かめるべく、県立近代美術館・県立博物館の固定資産台帳を閲覧した。

結果、県立近代美術館では土地6点、建物1点、工作物7点の他は物品として収蔵品が登録されているのみであった。さらに県立博物館に関しては収蔵品以外に建物1点のみであり、収蔵品に関しても17点しか記載されていない状況であった。

県立近代美術館・県立博物館においては上記以外に空調設備といった建物附属設備やエレベーター等の機械及び装置等も当然に存在する。例えば、県立近代美術館では令和5年度に約1.4億円のエレベーター改修工事が行われており、本来は資本的支出として固定資産台帳に登録することが想定される。一方、当該年度に取得した固定資産としては絵画等の美術作品のみであった。

すなわち、固定資産台帳上に登録されるべき資本的支出は、固定資産として一切計上されておらず、固定資産台帳の網羅性が担保されていなかった。

また、正確性の観点からも問題が見受けられた。例えば、固定資産台帳に登録済みの固定資産に関し、県立博物館では物品17点のうち「九里挾図岩瀬広陵筆」「交趾南瓜香合」以外の収蔵品については減価償却されていた。一方、上記2つの収蔵品は耐用年数が5年に設定されているにも関わらず、減価償却されていなかった。このため、同じ収蔵品であっても償却性資産にあたるのか非償却性資産にあたるのか登録基準が不明瞭な状況であった。

さらに、美術館及び博物館は個々の設備等に分類されておらず、一棟の建物としてそれぞれ登録されている。このため、個々の設備の取替更新が行われる場合であっても除却対象として固定資産台帳から除外すべき部分が特定できず、結果として取替更新部分が固定資産台帳に計上されない状況であることが考えられる。

固定資産台帳への登録の実務は管財課が担っていることから、まずは管財課にてこれらの問題に対し登録実務をあらためて見直し、固定資産台帳の網羅性と正確性を担保する必要がある。

一方、資本的支出の詳細を把握する各所管課にも、毎年度の地方公会計に基づく決算等を通じて固定資産台帳をチェックする機会を有している。また、固定資産台帳は備品台帳や公有財産台帳と整合するべきであるため、チェックする手段も有している。このため、管財課による登録漏れや登録誤りに対する検証機能を発揮すべきである。

したがって、個々の固定資産の実態を適切に把握し、和歌山県公共施設等総合管理計画に掲げる将来の保全計画策定及び施設の管理運営に資するため、固定資産台帳への登録について精緻化を図ることが望ましい。

#### 【指摘⑥】

県立近代美術館・県立博物館では、一年に一度、新規取得備品（作品）のみを対象に棚卸が実施されている。

一方、確認対象が新規取得備品に限定されているため、過年度に取得された備品については、備品台帳に登録されている資産の実在性を確認する仕組みが整備されていない。したがって、現状の管理体制では、資産管理の正確性及び信頼性が損なわれるおそれがあると言える。

例えば複数年にわたってローテーションで全備品を対象とした現物確認を実施し、備品台帳との突合を実施する必要がある。

県立近代美術館・県立博物館では、一年に一度、新規取得備品（作品）のみを対象に、資産の実在性を確認するため、棚卸が実施されている。具体的には、美術品等の作品については学芸課が保管する管理簿と現物の突合を、作品以外については総務課が備品台帳と識別シールが貼られた現物資産の突合チェックを実施する体制が構築されている。

一方、確認対象は新規取得備品（作品）に限定されているため、過年度に取得された備品等については、学芸課が保管する管理簿または備品台帳に登録されている資産の実在性を確認する仕組みが整備されていない。このような体制では、過年度に取得した備品等の紛失・売却・除却等を定期的に把握することができないという問題が生じる。また、備品台帳や固定資産台帳の記載内容に不備が存在したとしても現物との突合が行われなため、発見・是正することができないという問題点もある。したがって、現状の管理体制では、資産管理の正確性及び信頼性が損なわれるおそれがあると言える。

備品台帳の登録資産数は約4,000件にも及ぶため、その数と業務の負担から、年に一度全件を確認するといった方式は困難であると言える。しかしながら、例えば複数年にわたってローテーションで全備品を対象とした現物確認を実施する等、備品台帳との突合を実施する必要がある。

### 【意見③】

県立近代美術館および県立博物館における収蔵品管理は、学芸員のみが保有する管理簿に基づき行われており、事務職員を含む学芸員以外の者が収蔵品の保管場所を把握することは困難である。このように、管理情報が限定された範囲で把握され、情報が館内で一元的に管理・共有されていない場合、紛失・盗難等の不正リスクが高まるとともに、災害をはじめとした緊急時にも収蔵品の所在確認に時間を要するなど、緊急時対応の遅延につながるおそれもある。

改正博物館法（令和5年施行）においても、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が博物館の事業として新たに追加され、資料情報のデジタル化の必要性が明確化された。また、令和5年に内閣府知的財産戦略推進事務局より公表された『「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン』では、文化的・歴史的資源の保存・活用の基盤として、メタデータを含めた資料情報を組織的かつ統合的に一元管理し、適切に情報共有することの重要性が示され、施設内外で情報を活用できるよう、データベースを整備することが求められている。

特に収蔵品は、学術的・文化的価値を有するとともに、県にとって重要な公有財産であるため、その管理にあたっては組織として継続的かつ安定的な財産管理を行うことが望ましい。

これらの国の方針やガイドラインを踏まえると、収蔵品の保管場所等の管理業務に必要な基礎的情報については、収蔵品データベースへ統合し、学芸員のみならず事務職員を含む関係者が管理業務に必要な範囲で参照できるよう整備することが望ましい。これにより紛失防止、迅速な所在確認、内部統制の強化に資するとともに、収蔵品の適正管理が可能となる。

よって、収蔵品データベースに保管場所等の管理情報の登録を義務付けるとともに、関係者が一元的に情報を参照できる体制を構築することが望ましい。

県立近代美術館および県立博物館における収蔵品管理は、学芸員が保有・管理する管理簿に基づき行われており、事務職員を含む学芸員以外の者が収蔵品の保管場所を即時に把握することは困難な状況にある。

確かに、管理場所情報の閲覧権限が学芸員に限定されている運用は、平時において、専門的知見に基づき収蔵品の保存・管理を行うという観点から一定の合理性を有すると考えられる。しかしながら、管理情報が限定された範囲で把握され、館内で組織的に管理・共有されていない場合、紛失・盗難等の不正リスクが高まるとともに、災害をはじめとした緊急時においても、収蔵品の所在確認や被害範囲の把握

に時間を要し、関係部局への報告等、緊急時の初動対応に遅延が生じるおそれもある。

また、事務職員であっても、一般事務に加え、備品台帳の整備や棚卸対応等、公有財産である収蔵品に係る実務を一定程度担う立場にある。こうした職務に照らすと、管理場所情報を閲覧することができない状況は、公有財産としての収蔵品について、組織的に適正管理するという責任を十分に果たせないおそれがある。

収蔵品の管理方法について、国においては、改正博物館法（令和5年施行）により、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が博物館の事業として新たに位置付けられ、博物館資料に関する情報をデジタル化し、組織的かつ適切に管理・活用することの重要性が明確化された。加えて、内閣府知的財産戦略推進事務局が公表した『「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン』においても、文化的・歴史的資源の保存・活用の基盤として、メタデータを含む資料情報を統合的に管理し、必要な範囲において組織内外で情報共有を図ることが求められている。

この点、県立近代美術館および県立博物館では、クラウド型収蔵品管理システム「I. B. MUSEUM SaaS」を導入し、収蔵品データベースの構築および公開を行っていることから、収蔵品情報を一元的に管理するためのシステム基盤自体は既に整備されていると評価できる。しかしながら、現状では、当該システムの利用が主として学芸員による専門的管理の範囲にとどまり、収蔵品の保管場所等の管理情報について、事務職員を含む関係者が業務上必要な範囲で参照できる運用には至っていない。そのため、デジタル化された管理システムを導入しているにもかかわらず、その利点が十分に活かされていない状況であるとも評価できる。

以上を踏まえると、収蔵品の保管場所等、管理業務に必要な基礎的情報については、「I. B. MUSEUM SaaS」を活用し、収蔵品情報の登録や更新業務は学芸員が専門職として管理責任を負うことを前提としつつ、事務職員を含む関係者は職務に応じて必要な範囲で管理場所情報を参照できるよう、閲覧権限と更新権限を適切に区分した運用を整備することが求められる。これにより、紛失防止、迅速な所在確認、内部統制の強化、非常時における対応力の向上、平時の棚卸・照会業務の効率化を図るとともに、国のデジタル政策とも整合した、収蔵品管理体制の構築につながるものと考えられる。

よって、収蔵品データベースに保管場所等の管理情報の登録を義務付けるとともに、関係者が一元的に情報を参照できる体制を構築することが望ましい。

## 【意見⑳】

現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館料の決済方法として現金による歳入が発生している。本監査において、現金管理の状況を確認したところ、「和歌山県つり銭用資金取扱規程」に基づき、つり銭用資金保管簿により記録され、その他現金出納簿が作成されているものの、現金の日別の受払金額及び在り高を一覧で把握できる帳簿が存在しないことが判明した。

つり銭現金出納簿は、日次の現金在り高を金種別に記録する様式であり、現金の受払に関する情報は記載されていない。一方、現金出納簿は現金の受入や払出が発生するたびに取引が記録され、現金の流れについて追うことが可能であるが、現金在り高は把握できない状況にある。

現金は流動性が高く、不正が生じやすい資産であることから、適切な現金管理を有効かつ効率的に実施するため、金種別現金在り高と現金の受払金額を一元的に管理し、容易かつ適時にこれらの情報を確認できるようにすることが望ましい。

よって、日々の現金の受払額及び現金在り高を一覧で把握できるよう、前日繰入高、当日受入額、当日払出額、当日在り高、金種別内訳、実査担当者の確認欄を確認できる現金日計表を作成することが望ましい。

県立近代美術館および県立博物館における入館料収入について、現金による歳入が日々発生していることから、本監査において現金管理の状況を確認した。

両館においては、「和歌山県つり銭用資金取扱規程」（平成17年10月1日施行）に基づき、つり銭用資金保管簿が適切に作成されており、また現金の受入及び払出について日次で現金出納簿が記帳されるなど、所定の帳簿整備が行われていることを確認した。これらはいずれも現金管理において必要な手続であり、一定の管理が行われているものと評価できる。

一方で、現状の帳簿体系では、日々の現金の受入額・払出額と、当日現在の現金在り高を一覧的に把握する書類が存在しないため、現金の流れと在り高を一体として確認することが難しい状況が見受けられた。



これにより、帳簿と実在高の照合が容易となり、現金管理の透明性と確実性の向上に寄与すると考えられる。以上の観点から、両館においては、現行の帳簿や規定の運用を踏まえつつ、現金日計表を作成することが望ましい。

### 【意見⑳】

現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館者の利便性向上のため、入館料の支払い方法として現金の他、PayPay 及びクレジットカードによるキャッシュレス決済が導入されている。本監査において収入管理の状況を確認したところ、各決済手段による収入は個別に集計されており、別々のファイルで管理されていた。また、当該施設では、歳入業務上作成が必要な発券整理簿、入館料・入館者数集計表及びつり銭用資金保管簿が手書きで作成されていた。

現状では、収入状況を把握するために複数の資料から情報を収集し、手作業によって入館者数や施設利用料を集計しており、転記過程で誤謬が生じるリスクが高く、事務負担が大きい。

以上を踏まえ、公共施設における収入管理においては、決済手段の多様化に関わらず、施設全体の収入を正確かつ迅速に把握できる体制を整備することが求められる。誤謬リスクの低減、集約作業の減少による業務負担の効率性という観点から、基礎資料を含めた歳入業務を遂行する上で作成する必要がある帳票の電子化を一層推進し、収入情報の一元管理を可能とするシステムを導入することを検討することが望ましい。

県立近代美術館および県立博物館では、入館者の利便性向上を図るため、入館料の支払方法として現金のほか、PayPay 及びクレジットカードによるキャッシュレス決済が導入されている。本監査において収入管理の状況を確認したところ、各決済手段による収入は個別に集計され、それぞれ別のファイルで管理されていた。また、当該施設において歳入業務上必要となる発券整理簿、入館料・入館者数集計表及びつり銭用資金保管簿のいずれもが手書きにより作成されていた。

収入状況の把握にあたっては複数の資料から情報を収集し、手作業により入館者数や施設利用料を集計している状況が確認された。このため、転記の過程において誤謬が生じるリスクが相対的に高く、また担当職員における事務負担も大きいと言える。

以上を踏まえると、公共施設における収入管理においては、決済手段の多様化の有無にかかわらず、施設全体の収入を正確かつ迅速に把握できる体制を整備することが求められる。特に、国の DX 政策の方向性を示した「自治体デジタル・トランス

フォーメーション(DX)推進計画」においても、人手を介さない業務フローの構築による業務プロセスの標準化・効率化の推進が謳われている。

② データ対応の徹底

i) 基幹業務システムの標準化と併せて、フロントヤードの手続を直接「データ」で対応し、バックヤードの基幹業務システム等とのデータ連携を徹底することで、人手を介さない業務フローの実現を図り、電子決裁システムの導入等も含め、内部事務(バックヤード)の効率化・集約化(入力業務の削減等の効率化や審査業務の集約化等)を進める。

・・・・・・・・・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・・・・・・・・・

③ 改革による人的・空間的リソースの最適配置

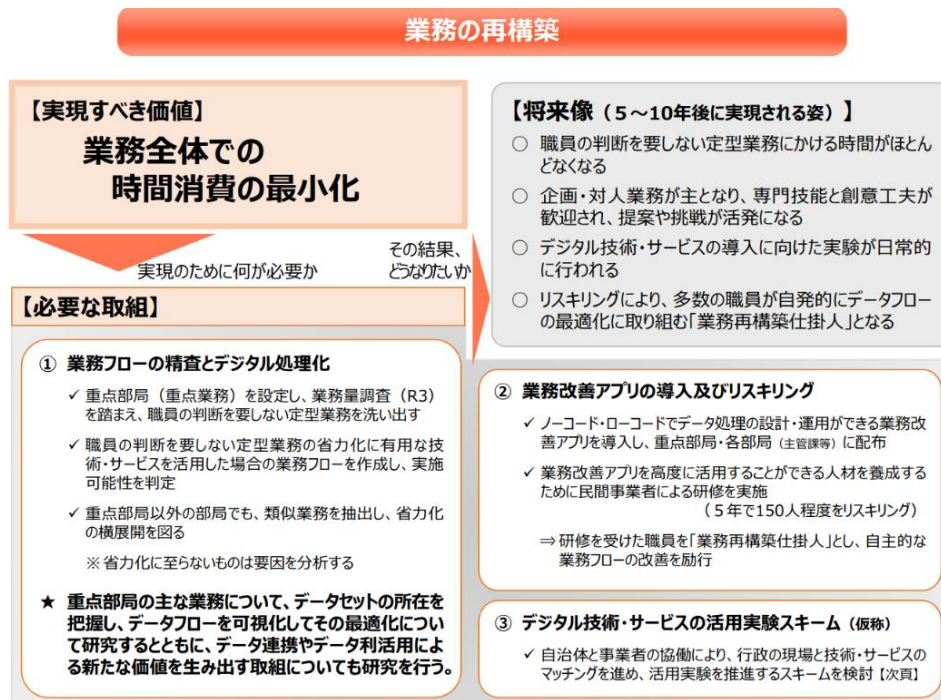
i) 業務改善により生まれた人的リソースを最適に配置し直すことで、政策の企画立案等の充実を図るほか、窓口業務でも、より手を差し伸べるべき方への相談対応等きめ細やかな業務にシフトしていく。

ii) これらの改革に応じた窓口空間の再整理(記載台や手続専用カウンター等の削減)を行うことは、住民スペースの拡大にも繋がる可能性があり、庁舎空間が単なる手続の場だけでなく、様々な主体が集って相談・交流する、地域課題の解決の場としても活用可能となる

出典：総務省「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」より抜粋

また、和歌山県においても行政内部デジタル化・効率化に向けた具体的な施策が進められている。2022年4月には「和歌山県庁DX推進本部」を設置し、第1回本部会議が開催された。和歌山県行政DXが重視するビジョンとして、①行政手続に係る住民ストレスの最小化、②業務全体での時間消費の最小化、③”場所にとらわれず、チーム主体の働き方”に資する業務環境が掲げられた。

【図表53 定型業務の時間消費最小化に向けた取組方針】



出典：和歌山県庁 DX 推進本部会議資料より抜粋

とりわけ、図表 53 のように、②業務全体での時間消費の最小化については、業務フローの改善と併せてデジタル技術の活用を業務フローに組み込むことで、定型業務の省力化・効率化を実現するという目標が行政事務の将来像として提示されている。

このように、国および和歌山県の政策動向との整合性の観点からも、収入管理に係る基礎資料の電子化やデータ管理の統一化は適合するものであり、地方公共団体においても、歳入業務を含む行政事務のデジタル化を計画的に推進し、業務の効率化を図る必要がある。誤謬リスクの低減や集約作業の負担軽減といった業務効率化の観点から、歳入業務を遂行する上で必要となる帳票について、基礎資料を含め電子化を一層推進し、収入情報の一元管理を可能とする仕組みの導入を検討することが望ましい。その際、帳票の電子化のみを目的とするのではなく、業務フローの見直し（BPR）を伴う形で、業務全体の最適化を目指すことが重要である。

【意見③4】

歳入業務においては、複数の収納員により作成された①発券整理簿、②入館料・入館者数集計表、③つり銭用資金保管簿について、原則として3名以上の者によって、帳簿と現金の突合を実施し、その整合性を確認することが業務上求められている。

本監査において、上記3帳票を閲覧したところ、突合確認が行われたことを示すチェック証跡は確認できた。

しかし、当該突合に関して3名分の確認者氏名・確認日時が確認できる押印や署名といった証跡が帳票上残されていないことが判明した。

現金の適正な管理を含む歳入業務の適正な執行と、内部統制の有効性を担保し、事後的な検証を容易にするという観点から、誰が、いつ確認を行ったかという証跡を明確に記録するため、突合を行った際には確認した収納員の押印等を記載し、証跡として残されることを検討することが望ましい。

和歌山県立近代美術館および和歌山県立博物館における歳入業務の一連の事務手続は、歳入業務フロー図（図表54）に示されているとおり、受付終了後に複数の収納員が①発券整理簿、②入館料・入館者数集計表、③つり銭用資金保管簿を作成し、これらを基礎資料として現金突合および各種帳票の照合が実施される仕組みとなっている。

また、当該フローでは、作成者とは異なる者による再確認を経て、3名以上による突合確認を行うことが内部手続として定められており、複数の職員による相互牽制を通じて現金取扱の適正を確保することが意図されている。

【図表54 歳入業務フロー図】

フローNo.	ステップ	詳細
●受付終了後		
No. 1	①発券整理簿への登記 ②入館料・入館者集計表の作成 ③つり銭用資金保管簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の収納員による作成を行う。</li> <li>・当日のクレジットカードの日計、PayPayの履歴の打出しを行い、②集計表に添付。</li> <li>・②集計表により当日現金との突合、③つり銭用資金資金保管簿により当日現金との突合を行う。（現金残高の確認を行う。）</li> </ul>
No. 2	①再度の発券整理簿、②集計表、③つり銭用資金保管簿のチェックと現金の突合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記収納員とは別の者が再度チェック（ダブルチェック）</li> <li>・原則、3人以上の者のチェックを行うこと。</li> </ul>
No. 3	④予算執行状況表への入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・②集計表をもとに④執行状況表（年計、月計、日計のわかる一覧表）に入力併せてクレジットカード、PayPayの当日売上も入力。</li> </ul>

No. 4	⑤原符（現金受入票）の作成（現金収納システム）	・ 出納員・収納員が現金収納システムより作成。
No. 5	⑥出納簿チェック表への入力	・ ⑤原符（現金受入票）をもとに入力し、2重に入力されていないか等チェックを行う。 （⑤原符には一連の番号が付されているため、そのチェックも行う。）
No. 6	⑦現金払込書の作成（現金収納システム）	・ 出納員・収納員が現金収納システムより作成
No. 7	⑥出納簿チェック表への入力	・ ⑦現金払込書をもとに入力し、2重に入力されていないか等チェックを行う。（現金払込書には一連の番号付されているため、そのチェックも行う。）
No. 8	収納した現金の指定金融機関への払込み	・ 再度、⑦現金払込書と現金との確認を行う。
No. 9	⑧収入調定票兼収納状況一覧表（事後審査）の決裁	・ その都度、④予算執行状況表・⑥出納簿チェック表が正しく入力されているかチェック。
No. 10	⑨現金出納簿の作成（現金収納システム）	・ 現金収納システムから出力。 ・ ⑦現金払込書に付されている払込番号、金融機関の出納済の日付と⑨現金出納簿と突合。 ・ ④予算執行状況表・⑥出納簿チェック表が正しく入力されているか⑨現金出納簿と突合。
No. 11	④予算執行状況表 日計と電子決済サービス明細との突合	※月次および月2回実施される統制クレジットカード（月2回）、PayPay（月1回）の明細が発行された時に再度、④予算執行状況表、日計との突合を行う。

出典：和歌山県提出資料より監査人加工

しかしながら、本監査において歳入業務フローを確認する過程で①発券整理簿、②入館料・入館者数集計表、③つり銭用資金保管簿の3帳票を閲覧したところ、帳票上突合確認が行われたことを示すチェック証跡は確認できたが、業務フローで要求されている3名以上の確認者氏名・確認日時が確認できる押印や署名といった証跡が残されていないことが判明した。

複数名での確認が業務フローとして定められているのも関わらず、実施状況の記録が必ずしも十分に残されていない例が確認される状況は、複数者確認・日次での確認業務が形骸化することにより、不正の発見可能性が低下するおそれがある。さらに、確認者の特定が難しく責任の所在が不明瞭となり、監査や内部統制の点検の際、第三者が事後的に歳入業務プロセスを事後的に検証することが困難になるおそれがある。

したがって、突合を行った3名以上の確認者が氏名・押印または署名、確認日時等をそれぞれの帳票上明確に記録するようにすることで、相互牽制機能を一層高め

るとともに業務フローに則って適切に実施されたことを証跡として残されることを検討することが望ましい。

その際、歳入業務フローに定められた手続が確実に実施され、文書として記録されるよう、収納員等への周知を徹底するとともに、必要に応じて帳票様式の見直しを行うことも考えられる。

#### 【指摘⑦】

近代美術館及び博物館を建築する際、設計監理業務を行った設計事務所が、両施設の建築物（内装・外装すべて含む。）及び両館敷地内工作物の著作権を保有している。県は、著作者の意匠を維持し、芸術作品としての価値を守り続けていく必要があるという考えのもと、著作権を有する黒川建築都市設計事務所に発注者支援業務や監修業務を委託している。

本監査の実施にあたって、随意契約により発注している発注者支援業務および監修業務の実施状況について確認したところ、仕様書の業務内容と乖離が発生している業務や、建築物の意匠と関係が薄い業務（既設設備の現状調査や概算工事費の算出等）が含まれていることが判明した。

建物の意匠を守ることは重要である一方、今後両施設のさらなる老朽化が進行し、それらに対応するために多くの改修工事等が発生すると考えられる。厳しい財政状況を鑑み少しでも県の財政負担を削減するため、著作権を有する設計事務所への発注者支援業務委託・監修業務委託については、その必要性およびその業務内容を十分に精査し、可能な限り幅広い事業者が参入可能とすることで競争性を担保する必要がある。

近代美術館及び博物館は、1994年7月に和歌山城の天守閣を間近に望む現在の場所に移転・建替が行われた。両施設の建物は建築家・黒川紀章氏により設計され、個性的な外観は和歌山城と美しいコントラストを見せており、1998年には建設省により公共建築百選に選定されている。このように、両施設は和歌山県における文化創造のシンボルとしての役割を担っている

両施設を建築する際、設計監理業務を行った設計事務所が、両施設の建築物（内装・外装すべて含む。）及び両館敷地内工作物の著作権を保有している。県は、当館著作者である黒川紀章氏の意匠を維持し、芸術作品としての価値を守り続けていく必要があるという考えのもと、著作権を有する黒川建築都市設計事務所に発注者支援業務や監修業務を委託している。

本監査の実施にあたって、発注者支援業務および監修業務の実施状況に関する資料を閲覧した。

- 近代美術館・博物館外壁改修工事においては、令和4年度および令和5年度それぞれほぼ同一仕様の発注者支援業務委託（契約金額は税込1,650千円）を随意契約で発注している。しかし、令和4年度は改修工事の設計段階、令和5年度は改修工事の施工段階であるため実際の発注者支援業務の内容は大きく異なっており、仕様書の業務内容と乖離があることが判明した。

【図表55 和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館外壁改修工事発注者支援業務 仕様書】

和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館外壁改修工事発注者支援業務 —仕様書—	和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館外壁改修工事発注者支援業務 —仕様書—
<p>1. 共通</p> <p>1 本業務の履行にあたっては、本仕様書により実施するものとする。</p> <p>2. 本業務に係る特記事項</p> <p>1 業務概要</p> <p>和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館外壁改修工事の履行段階において、当該施設新築工事の設計者である黒川紀章氏の設計意図を正確に伝えるため発注者の支援を行う。</p> <p>2 業務内容</p> <p>1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等</p> <p>a 対象工事の設計意図について、近代美術館及び公共建築課の担当職員（以下「担当職員等」という。）から提出される質疑に対する検討及び検討結果の報告</p> <p>b 施工図等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等の作成及び工事請負者への説明</p> <p>c 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まった後に、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある施工図等の確認</p> <p>2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討及び報告</p> <p>a 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記するため、形状や納まり等の工事内容を確認する必要がある施工図等の確認</p> <p>b 工事請負者等が資機材メーカー等を決定した後に、仕上げ材料（設備器材等の仕上げを含む）の色彩、柄等について確認</p> <p>c 特注品、特殊な工法の場合等で担当職員等が必要と認めた施工図等の確認</p> <p>3) 打合せ協議…3回</p> <p>4) その他</p> <p>a 本業務の履行にあたり、施工図等の確認段階で生じる調整事項については、対象外壁改修工事の受注者（以下「対象工事受注者」という。）と必要な内容確認及び問題点の整理を行うことができる。ただし、当該内容確認等を行った場合は、その内容及び結果について遅滞なく担当職員等に報告し、必要な指示を受けなければならない。</p> <p>b 本業務の履行にあたり、対象工事受注者との工事内容に関する内容確認等を、担当職員等の承諾を得て直接行うことができる。 ただし、当該内容確認等において、対象工事受注者にたいして、如何なる方法によるを問わず指示その他の命令及び決定を行ってはならない。</p> <p>5) 報告書作成…上記の結果をとりまとめ、見やすく整理する</p>	<p>1. 共通</p> <p>1 本業務の履行にあたっては、本仕様書により実施するものとする。</p> <p>2. 本業務に係る特記事項</p> <p>1 業務概要</p> <p>和歌山県立近代美術館・和歌山県立博物館外壁改修工事の履行段階において、当該施設新築工事の設計者である黒川紀章氏の設計意図を正確に伝えるため発注者の支援を行う。</p> <p>2 業務内容</p> <p>1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等</p> <p>a 対象工事の設計意図について、近代美術館及び公共建築課の担当職員（以下「担当職員等」という。）から提出される質疑に対する検討及び検討結果の報告</p> <p>b 施工図等を作成するのに必要となる説明図及びデザイン詳細図等の作成及び工事請負者への説明</p> <p>c 意匠・構造等、設計上重要な内容で、施工の詳細が定まった後に、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある施工図等の確認</p> <p>2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討及び報告</p> <p>a 設計図書では、特定の資機材メーカー等の指定にならないように仕様や性能を明記するため、形状や納まり等の工事内容を確認する必要がある施工図等の確認</p> <p>b 工事請負者等が資機材メーカー等を決定した後に、仕上げ材料（設備器材等の仕上げを含む）の色彩、柄等について確認</p> <p>c 特注品、特殊な工法の場合等で担当職員等が必要と認めた施工図等の確認</p> <p>3) 打合せ協議…2回</p> <p>4) その他</p> <p>a 本業務の履行にあたり、施工図等の確認段階で生じる調整事項については、対象外壁改修工事の受注者（以下「対象工事受注者」という。）と必要な内容確認及び問題点の整理を行うことができる。ただし、当該内容確認等を行った場合は、その内容及び結果について遅滞なく担当職員等に報告し、必要な指示を受けなければならない。</p> <p>b 本業務の履行にあたり、対象工事受注者との工事内容に関する内容確認等を、担当職員等の承諾を得て直接行うことができる。 ただし、当該内容確認等において、対象工事受注者にたいして、如何なる方法によるを問わず指示その他の命令及び決定を行ってはならない。</p> <p>5) 報告書作成…上記の結果をとりまとめ、見やすく整理する</p>

出典：県立美術館・博物館外壁改修工事発注者支援業務仕様書（令和4年度・令和5年度）より抜粋

- 近代美術館空調等改修工事においては、改修監修業務（契約金額はいずれも税込1,650千円）を随意契約で発注しているが、既設設備の現状調査や概算工事費の算出といった、建築物の意匠と関係が薄い業務が大半となっていると考えられる。

## 空調設備等改修監修業務仕様書（抜粋）

### 5 業務の内容及び範囲

委託業務の内容は次による。（略）

#### 1) 既設設備現状調査業務

本件に該当する既存設計図書の内容を確認し、対象範囲について、竣工時の違いや設置機器の劣化状況を確認する。また、施工法・施工手順・搬出入方法の提案を見据え、関係する場所の調査も行う。

#### 2) 工事費概算算出業務

##### (1) 算出分野

以下の分野に則り、算出を行う。

- ①空調機械設備工事
- ②電気設備工事
- ③付帯建築工事
- ④仮設工事

##### (2) 算出方法

- ①既存図面および現地調査に基づき、改修工事に該当する部分の数量を算出する。
- ②メーカー見積の徴収または、刊行物より単価を挿入する。
- ③経費等を参入し、全体金額を算出する。

#### 3) 工事範囲図面作成業務

本業務の対象範囲および想定される搬出入ルート等工事に関する項目を図面上に記入する。

#### 4) 工事工程表作成業務

工事発注及び施工時期を考慮した参考工事工程表を作成する。その際、機器等の製作については現状の調達期間等を考慮すること。

#### 5) 監督職員又は関係者との打合せを想定し、2回程度の打合せを見込むこと。

出典：和歌山県立近代美術館空調設備等改修監修業務仕様書より抜粋

なおこれらの事項については、和歌山県議会定例会（令和6年9月）の質問や、県監査委員からも指摘されている。

両施設は県における文化創造のシンボルとされており、建物の意匠を守ることは重要である。一方、今後両施設のさらなる老朽化が進行し、それらに対応するために多くの改修工事等が発生すると考えられる。厳しい財政状況を鑑み少しでも県の財政負担を削減するため、著作権を有する設計事務所への発注者支援業務委託・監修業務委託については、県議会および県監査委員からの指摘を踏まえてその必要性およびその監修業務の必要な範囲を十分に精査し、著作権が及ばない業務については可能な限り幅広い事業者が参入可能とすることで競争性を担保する必要がある。

### 3.3.2.4. 和歌山県立博物館

#### (1) 施設の概要

和歌山県立博物館は、歴史及び美術に関する資料を収集し、保管し、展示して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査研究及び事業を行い、もって文化の向上に資することを目的として設置された。(昭和46年条例第14号 和歌山県立博物館設置及び管理条例第1条)

<所在地> 和歌山市吹上一丁目4番14号

<敷地面積> 23,356.78 m<sup>2</sup> (県立近代美術館を含む)

<床面積> 6,866.60 m<sup>2</sup> (駐車場980.3 m<sup>2</sup>を含む)

<施設構造> RC造(鉄筋コンクリート構造)地上2階地下1階建て

<観覧料> 常設展・企画展は一般310円(団体250円)、大学生190円(団体150円)、特別展は展覧会に応じて都度異なる。

※ 高校生以下、65歳以上、障がい者手帳の交付を受けている場合には、入館料が無料。その他、各種割引や補助によって無料となる。

<開館時間> 9:30~17:00

<休館日> 毎週月曜日(祝日の場合、翌平日)、年末年始(12月29日~1月3日)、その他展示替え期間等の臨時休館日



出典：和歌山県公式観光サイト 公益社団法人 和歌山県観光連盟

## (2) 沿革

1963年	旧和歌山城二の丸跡に「和歌山県立美術館」として開館（前身）
1971年	「和歌山県立美術館」を改装し、「和歌山県立博物館」として開館
1988年	政策調整会議において、博物館及び美術館の2館の建設を決定
1990年	新博物館の設計を「黒川紀章建築都市設計事務所」に委託
1994年	工事完了、和歌山大学教育学部跡地へ新博物館を移転、開館
1997年	文化財保護法53条に基づく「公開承認施設」に認定
2025年	2025年11月～2026年7月 改修工事のため休館

## (3) 事業の概要

### ① 事業内容

和歌山県立博物館は、和歌山県立博物館設置及び管理条例第3条において、事業内容として以下の事項を定めている。

- 1 博物館資料を収集し、保管し、または展示して公衆の観覧に供すること
- 2 博物館資料に関する専門的な調査研究を行い、及び資料を刊行すること

博物館の特徴について、これまで博物館は、国宝及び重要文化財の保有数において全国上位に位置する和歌山県ゆかりの文化財及び博物館資料を中心に絵画・工芸・典籍・古文書等、多岐にわたる分野の資料を収集・保管・調査・展示してきた。また、紀伊徳川家ゆかりの品や近世文人画や紀伊三大窯で作られた陶磁器などは博物館を代表するコレクションとなっており、原始・古代から近現代にいたるまで和歌山県の文化・歴史に関する展示を行うなど、県内の文化財の保存と公開の拠点として重要な役割を担ってきた。

運営に関しては、和歌山県立近代美術館と併せて県が直営しており、組織体制としては館長・副館長のもと、総務課、及び学芸課から構成されている。

総務課は施設、設備及び物品の管理に関する事務のほか、予算、決算及び会計に関する事務等を担っており、県の事務職員から構成される。学芸課については県の学芸員が主体となり、博物館資料に関する展覧会、研究会、講習会等の開催についての年間計画の樹立並びに企画及び実施に関する事務や、博物館資料の収集、保管、展示に関する事務等を行っている。

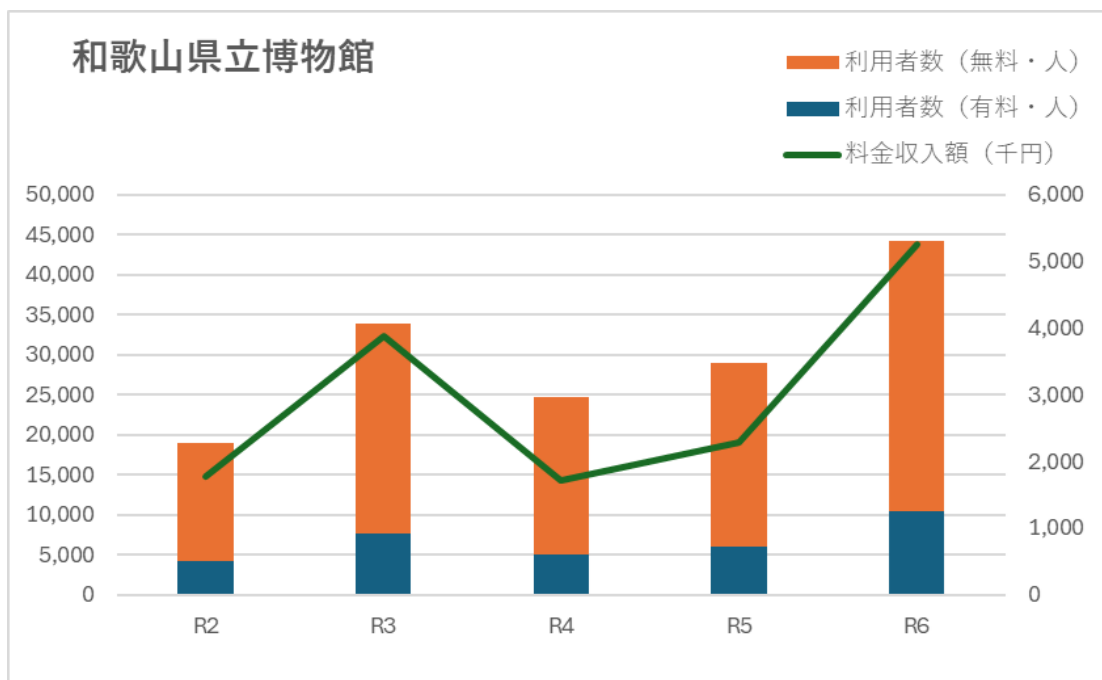
なお、副館長並びに非管理職のうち複数名が和歌山県立近代美術館と兼務しているほか、一部の委託契約等については和歌山県立近代美術館、和歌山県立博物館で一つの契約として発注している。

## ② 利用状況

和歌山県立博物館における利用状況は以下の通りである。利用者全体としては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、20,000人を下回ることになったが、令和3年度は和歌山県立博物館創立50周年記念の大特別展である、「きのくにの名宝－和歌山県の国宝・重要文化財－」の開催により、利用者が大きく増加した。令和4年度には前年より10,000人程度利用者が減少したが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響の緩和により、利用者数は増加傾向にある。

一方、利用者の内訳をみると、和歌山県立博物館でも総利用者数のうち無料の利用者が大半を占めている。和歌山県立近代美術館と同様に、高校生以下、65歳以上、障がい者の場合は無料となるほか、毎月第一日曜日、「関西文化の日」、「ふるさと誕生日」等が無料日として設定されており、これらの該当者や、無料日の利用者が多いことが理由として考えられる。そのため、入館料も利用者全体に対して少額にとどまっている。

【図表56 和歌山県立博物館の利用状況】



出典：和歌山県提出資料より監査人作成

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数(有料・人)	4,263	7,685	4,951	6,046	10,472
利用者数(無料・人)	14,770	26,242	19,726	22,961	33,746
利用者数(合計・人)	19,033	33,927	24,677	29,007	44,218
料金収入額(千円)	1,779	3,880	1,722	2,287	5,263

※消費税額を10%換算した数値を料金収入額とする。

出典：和歌山県提出資料より監査人作成

### ③ 収支等の状況施設の概要

和歌山県立博物館の運営管理経費の収支は以下の通りである。

【図表57 運営管理経費】

単位：円

科 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育使用料 (博物館入館料)	1,809,960	4,130,106	1,892,096	1,892,096	5,578,716
教育使用料 (行政財産 貸家料)	111,396	111,396	111,396	111,396	111,396
物品受払収入	3,033,680	2,733,360	1,642,840	1,642,840	4,489,680
国庫補助金	146,000		3,849,334		2,002,947
雑収入	70,474	-	-	-	-
<b>収入合計</b>	<b>5,171,510</b>	<b>6,974,862</b>	<b>7,495,666</b>	<b>3,646,332</b>	<b>12,182,739</b>
報酬	19,415,213	19,667,298	20,007,810	21,118,000	23,833,254
職員手当等	2,833,356	4,015,566	4,072,268	4,242,000	9,157,141
共済費	2,937,856	3,209,655	3,297,916	4,293,000	5,150,986
報償費	0	36,000	0	184,000	239,000
旅費	1,752,460	1,573,095	1,570,890	2,363,000	2,764,600
需用費					
消耗品費	2,156,783	3,225,603	4,297,267	959,000	2,626,593
燃料費	59,237	120,821	126,135	110,000	108,092
印刷製本費	5,246,725	5,127,331	4,727,640	4,183,000	5,516,610
光熱水費※	-	-	-	-	-
修繕料	2,351,982	3,024,000	1,923,240	2,380,000	2,267,221
修繕料(臨時的)※	-	-	-	-	-
役務費	1,447,229	2,980,684	1,303,616	1,167,000	1,266,663
委託料	15,542,452	26,403,378	15,790,763	16,610,000	29,214,472
委託料(臨時的)※	-	-	-	-	-
使用料及び賃借料	565,628	1,047,309	1,032,694	1,149,000	1,994,292
工事請負費※	-	-	-	-	-
工事雑費※	-	-	-	-	-
備品購入費	8,318,036	7,910,230	7,517,180	7,519,000	7,142,700
負担金及び交付金	111,083	124,845	126,811	151,000	169,421
負担金(展覧会)※	-	-	-	-	-

補償、補填及び賠償金※	-	-	-	-	-
公課費	8,200	0	0	33,000	8,800
支出合計	62,746,240	78,465,815	65,794,230	66,461,000	91,459,845
臨時的に必要となった経費	0	0	0	0	0
上記を除いた経常的経費	62,746,240	78,465,815	65,794,230	66,461,000	91,459,845
当期収支差額	-57,574,730	-71,490,953	-58,298,564	-62,814,668	-79,277,106

出典：和歌山県立博物館提出資料

#### (4) 個別の施設に関する監査の結果及び意見

##### ① 施設の運営状況について

###### 【意見⑳】

近代美術館及び博物館は隣接しており、両施設は地下で繋がっている他、一部設備を共用している。現在、両施設に係る業務の集約化や、欠員が生じた際に補完を行うため、総務課の職員5名のうち4名が両施設を兼務している。

具体的な業務集約の状況についてヒアリングを行った結果、両施設の光熱水費支払いや、共用設備維持管理にかかる委託業務、施設修繕業務については近代美術館側で集約化されているものの、両施設においてそれぞれ実施している業務も依然残っていることが確認できた。

両施設特有の業務があるため、全ての業務を集約化することは困難とのことであるが、今後も限られた人員で効率的に運営をしていく必要があると考えられる。そのため両施設を一体的に管理・運営していくことにより、さらに集約化・効率化できる業務がないか、引き続き検討を進めることが望ましい。

本意見については、3.3.2.3.和歌山県立近代美術館(4)個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見㉑】にて記載済である。

###### 【意見㉒】

県立近代美術館および県立博物館では、両施設で発生した光熱水費などの一部の歳出項目を、県立近代美術館が一括して負担している。そのため、これらの共通コストは県立近代美術館で一括して集計されており、各施設の実際の運営コストが把握できない状況にある。

両施設は、それぞれ独立した施設として入館料を徴収しており、施設ごとの収支状況を適切に把握することは、予算編成及び予算執行の適正性を確保するうえで重要である。

したがって、県立近代美術館及び県立博物館で発生する共通コストについては一定の基準に基づき各施設に按分し、施設ごとの運営コストを把握できる体制を整備することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑳】にて記載済である。

#### 【意見㉑】

県立近代美術館および県立博物館の入館料については、「和歌山県使用料及び手数料条例」において、施設ごとに上限額が定められており、当該上限額は特別展の入館料も含めた制度的な枠組みとして位置付けられている。もっとも、現行の一般入館料として設定されている金額は、県立近代美術館で400円、県立博物館で310円に設定されている。

令和6年度の両施設の施設料年間収入は県立近代美術館で8,409,329円、県立博物館で5,690,112円であり、実際に発生する運営コストは県立近代美術館で373,723,680円（博物館との共通コストを含む）、県立博物館で91,451,045円（県立近代美術館との共通コストを除く）となっている。これら両施設の施設料年間収入と、運営コストを合算して算出した運営コスト負担率は、約3.03%にとどまっている。

県立近代美術館および県立博物館は文化資源の保存や研究・教育普及活動を行う文化施設として公共性があることから、全ての運営コストを受益者負担にすべきではなく、県の一般財源によって運営コストを負担することに合理性はある。

一方で、県立近代美術館および県立博物館の入館料は、施設を利用する者と利用しない者の間でコスト負担の公平化にも配慮すべきであり、施設運営費の確保と県財政への影響の観点から、一定程度の受益者負担を求めることも必要である。

近年の物価高騰や人件費の上昇など、社会経済情勢が変化していることを踏まえ、持続的な施設運営のために、施設運営により発生するコストの積算を実施した上で、県立近代美術館および県立博物館の設置目的や各施設の運営コスト負担率、近隣類似施設の入館料金、利用実態などの状況を総合的に勘案した適正な入館料の算定を実施し、県民と県外の来館者で異なる料金設定とし、県外来館者からは相対的に高い料金設定とするといった料金改定について継続的に検討することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見㉒】にて記載済である。

### 【意見⑳】

県立近代美術館及び県立博物館では、有料入館者の割合が令和6年度時点でそれぞれ28.80%、23.68%と、全国平均（64.4%）と比較して低い水準にある。

この背景として、（1）高齢者や高校生以下をはじめとした入館料の無料対象者が多いこと、（2）無料入館日の設定が多く、無料日入館者数が総入館者数の一定割合を占めていることが指摘される。その結果、入館者数が増加しても入館料収入の増加につながらず、運営コストの一般財源への依存度が高いままの状況が認められる。

持続可能な運営や県財政負担の軽減の観点からは、受益者負担の適正化に向けた見直しが必要と考えられる。については、教育的配慮を前提としつつも小中高生の入館料を無料から少額負担とするといった無料対象者の範囲の再検討、無料開放日の頻度・時期の適正化、さらには再訪率向上のための施策など、有料入館者割合の改善につながる運営戦略の策定について検討することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見㉑】にて記載済である。

### 【意見㉑】

県の予算編成時において、予算平準化を重視するあまり、県立近代美術館・県立博物館の保全・修繕工事を統合的に実施することで削減可能な共通コスト、工事の実施によって休館せざるを得ない期間の分散・長期化を原因とする入館料収入の損失、県民の利用機会の喪失、といった機会損失が考慮されていない。

結果として、施設の保全・修繕工事や両施設の設立目的を果たすうえで重要な工事が後ろ倒しとなり、施設の長寿命化や県民サービスの向上が遅延するとともに、トータルコストの増加を招いている。

予算編成の際は、費用対効果を最大化できるよう中長期的な視点に立って臨むことが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見㉒】にて記載済である。

## ② 県総合管理計画に基づく取組状況について

### 【意見㉒】

和歌山県公共施設等総合管理計画では、「総合的かつ計画的な管理に関する基本方針」の中で、“施設管理者に対する技術的助言を実施する体制を構築する”ことが明記されており、施設所管課からの要望に応じて施設保全に関する技術的助言を随時実施する体制を整えている。

一方、県立近代美術館・県立博物館に係る施設の保全・修繕に関する予算要求は、所管課の事務職員が行う施設の状態評価、修繕の優先順位付けに基づいており、技術的専門家からの助言は行われていない状況にある。

本来、施設の劣化状況や修繕の緊急性・優先度の判断に関する評価は、専門的技術と知見を要する業務であり、専門的見地からの評価が不十分なまま予算要求・予算査定が行われることになると、施設の実態や保全の優先度が適切に反映されず、公共施設の現況を適切に把握した予算編成とならないおそれがある。

したがって、県有施設の保全・修繕に係る予算要求プロセスにおいて、技術的専門家による助言を適切に反映させることが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑳】にて記載済である。

#### 【意見㉑】

和歌山県公共施設等総合管理計画では、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針として、民間活力の活用（PPP・PFI・Park-PFI等）の検討が明記されている。

一方、県立近代美術館・県立博物館が所属する日本博物館協会等では民間活力の利用について意見交換が行われているものの、県としては具体的な検討が行われていない。

例えば、学術研究・教育普及等の専門性を要する業務は県が担い、施設の維持管理・イベント運営等については民間委託の可能性を模索する等、民間活力の利用を調査・分析し、検討することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見㉒】にて記載済である。

### ③ 施設の KPI 設定について

#### 【意見④】

県立近代美術館及び県立博物館では、両施設の必要性を検証するための具体的な目標や KPI が設定されていなかった。平成 25 年度から全ての県立博物館施設で博物館評価制度が実施され、年度初めに目標・指標を設定することとされているが、施設運営の際はこれらの目標を KPI として利用しておらず、また、両施設の効果的な運営に資する目標設定となっていなかった。

施設の政策目標を達成するためには、政策の目的や論理を明確にし、エビデンスに基づいて政策を検証・改善する、EBPM に基づく政策立案を行うことが望ましい。

また、KPI は設置目的や政策目標を達成するにあたって、その取組みに関する進捗状況を定量的に把握するための指標であり、両施設の設置目的の充足度を検証し、施設の必要性や施設のあり方の検討に資するものである。

したがって、両施設の必要性や役割・機能を明確にし、施設を維持・統合・廃止・集約・複合化の意思決定を行う際に有効活用していくために、KPI を設定することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見③】にて記載済である。

### ④ 施設の財務事務の状況について

#### 【指摘⑧】

県立近代美術館・県立博物館の固定資産台帳について、固定資産台帳上に登録されて然るべき資本的支出が、固定資産として一切計上されておらず、固定資産の網羅性が担保されていない状況であった。

また、償却性資産・非償却性資産を区分する登録基準が不明瞭となっている結果、収蔵品によって異なる状況が見受けられる等、正確性の観点からも問題が見受けられたほか、個々の設備の取替更新が行われる場合であっても除却対象として固定資産台帳から除外すべき部分が特定できないといった状況が見受けられた。

個々の固定資産の実態を適切に把握し、将来の保全計画策定及び施設の管理運営するために固定資産台帳への登録については精緻化を図ることが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【指摘⑤】にて記載済である。

### 【指摘⑨】

県立近代美術館・県立博物館では、一年に一度、新規取得備品（作品）のみを対象に棚卸が実施されている。

一方、確認対象が新規取得備品に限定されているため、過年度に取得された備品については、備品台帳に登録されている資産の実在性を確認する仕組みが整備されていない。したがって、現状の管理体制では、資産管理の正確性及び信頼性が損なわれるおそれがあると言える。

例えば複数年にわたってローテーションで全備品を対象とした現物確認を実施し、備品台帳との突合を実施する必要がある。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【指摘⑥】にて記載済である。

### 【意見④】

県立近代美術館および県立博物館における収蔵品管理は、学芸員のみが保有する管理簿に基づき行われており、事務職員を含む学芸員以外の者が収蔵品の保管場所を把握することは困難である。このように、管理情報が限定された範囲で把握され、情報が館内で一元的に管理・共有されていない場合、紛失・盗難等の不正リスクが高まるとともに、災害をはじめとした緊急時にも収蔵品の所在確認に時間を要するなど、緊急時対応の遅延につながるおそれもある。

改正博物館法（令和5年施行）においても、「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」が博物館の事業として新たに追加され、資料情報のデジタル化の必要性が明確化された。また、令和5年に内閣府知的財産戦略推進事務局より公表された『「デジタルアーカイブ活動」のためのガイドライン』では、文化的・歴史的資源の保存・活用の基盤として、メタデータを含めた資料情報を組織的かつ統合的に一元管理し、適切に情報共有することの重要性が示され、施設内外で情報を活用できるよう、データベースを整備することが求められている。

特に収蔵品は、学術的・文化的価値を有するとともに、県にとって重要な公有財産であるため、その管理にあたっては組織として継続的かつ安定的な財産管理を行うことが望ましい。

これらの国の方針やガイドラインを踏まえると、収蔵品の保管場所等の管理業務に必要な基礎的情報については、収蔵品データベースへ統合し、学芸員のみならず事務職員を含む関係者が管理業務に必要な範囲で参照できるよう整備することが

望ましい。これにより紛失防止、迅速な所在確認、内部統制の強化に資するとともに、収蔵品の適正管理が可能となる。

よって、収蔵品データベースに保管場所等の管理情報の登録を義務付けるとともに、関係者が一元的に情報を参照できる体制を構築することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見⑳】にて記載済である。

#### 【意見㉑】

現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館料の決済方法として現金による歳入が発生している。本監査において、現金管理の状況を確認したところ、「和歌山県つり銭用資金取扱規程」に基づき、つり銭用資金保管簿により記録され、その他現金出納簿が作成されているものの、現金の日別の受払金額及び在り高を一覧で把握できる帳簿が存在しないことが判明した。

つり銭現金出納簿は、日次の現金在り高を金種別に記録する様式であり、現金の受払に関する情報は記載されていない。一方、現金出納簿は現金の受入や払出が発生するたびに取引が記録され、現金の流れについて追うことが可能であるが、現金在り高は把握できない状況にある。

現金は流動性が高く、不正が生じやすい資産であることから、適切な現金管理を有効的かつ効率的に実施するため、金種別現金在り高と現金の受払金額を一元的に管理し、容易かつ適時にこれらの情報を確認できるようにすることが望ましい。

よって、日々の現金の受払額及び現金在り高を一覧で把握できるよう、前日繰入高、当日受入額、当日払出額、当日在り高、金種別内訳、実査担当者の確認欄を確認できる現金日計表を作成することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見㉒】にて記載済である。

#### 【意見㉓】

現在、県立近代美術館および県立博物館では、入館者の利便性向上のため、入館料の支払い方法として現金の他、PayPay 及びクレジットカードによるキャッシュレス決済が導入されている。本監査において収入管理の状況を確認したところ、各決済手段による収入は個別に集計されており、別々のファイルで管理されていた。

また、当該施設では、歳入業務上作成が必要な発券整理簿、入館料・入館者数集計表及びつり銭用資金保管簿が手書きで作成されていた。

現状では、収入状況を把握するために複数の資料から情報を収集し、手作業によって入館者数や施設利用料を集計しており、転記過程で誤謬が生じるリスクが高く、事務負担が大きい。

以上を踏まえ、公共施設における収入管理においては、決済手段の多様化に関わらず、施設全体の収入を正確かつ迅速に把握できる体制を整備することが求められる。誤謬リスクの低減、集約作業の減少による業務負担の効率性という観点から、基礎資料を含めた歳入業務を遂行する上で作成する必要のある帳票の電子化を一層推進し、収入情報の一元管理を可能とするシステムを導入することを検討することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見③】にて記載済である。

#### 【意見④】

歳入業務においては、複数の収納員により作成された①発券整理簿、②入館料・入館者数集計表、③つり銭用資金保管簿について、原則として3名以上の者によって、帳簿と現金の突合を実施し、その整合性を確認することが業務上求められている。

本監査において、上記3帳票を閲覧したところ、突合確認が行われたことを示すチェック証跡は確認できた。

しかし、当該突合に関して3名分の確認者氏名・確認日時が確認できる押印や署名といった証跡が帳票上残されていないことが判明した。

現金の適正な管理を含む歳入業務の適正な執行と、内部統制の有効性を担保し、事後的な検証を容易にするという観点から、誰が、いつ確認を行ったかという証跡を明確に記録するため、突合を行った際には確認した収納員の押印等を記載し、証跡として残されることを検討することが望ましい。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【意見④】にて記載済である。

#### 【指摘⑩】

近代美術館及び博物館を建築する際、設計監理業務を行った設計事務所が、両施設の建築物（内装・外装すべて含む。）及び両館敷地内工作物の著作権を保有している。県は、著作者の意匠を維持し、芸術作品としての価値を守り続けていく必要があるという考えのもと、著作権を有する黒川建築都市設計事務所に発注者支援業務や監修業務を委託している。

本監査の実施にあたって、随意契約により発注している発注者支援業務および監修業務の実施状況について確認したところ、仕様書の業務内容と乖離が発生している業務や、建築物の意匠と関係が薄い業務（既設設備の現状調査や概算工事費の算出等）が含まれていることが判明した。

建物の意匠を守ることは重要である一方、今後両施設のさらなる老朽化が進行し、それらに対応するために多くの改修工事等が発生すると考えられる。厳しい財政状況を鑑み少しでも県の財政負担を削減するため、著作権を有する設計事務所への発注者支援業務委託・監修業務委託については、その必要性およびその業務内容を十分に精査し、可能な限り幅広い事業者が参入可能とすることで競争性を担保する必要がある。

本意見については、3.3.2.3. 和歌山県立近代美術館（4）個別の施設に関する監査の結果及び意見【指摘⑦】にて記載済である。

## 4. 総括

令和7年度の監査は和歌山県公共施設等総合管理計画の実施状況及び県有資産の維持管理運営に関する事務の執行をテーマとして監査を行った。公共施設の整備及び管理においては、過去に県が投資を行った設備に対し、今後の社会環境や行政ニーズが変化する中でどのように再投資を行うか、長寿命化を行うか、もしくは統廃合を実施するかという意思決定が重要である。当該テーマにおいても県がどのように意思決定を行い、その意思決定に沿った支出を行っているかを中心に監査を実施した。

このような公共施設の整備・管理はアセットマネジメントとも言われ、諸外国においても先行事例が存在する。例としてイギリスにおいては、公共施設を活用すべき資産として捉え戦略的資産管理計画によるアウトカムの策定を義務付け、5年ごとの状態調査やライフサイクルコストに基づいた予算編成を求めている。今回監査の対象としたスポーツ施設・美術館・博物館に関しても、戦略的なアウトカム計画を作成し、単に住民の要望に応じて施設を造成するのではなく、スポーツ施設は地域の課題としての住民の肥満の解消による健康の増進、美術館・博物館は精神的ウェルビーイングの増進・社会的孤立の解消といったアウトカムを設定し、そのようなアウトカムを達成するためのKPIを設定して投資を行っている。

さらに、アセットマネジメントにあたっては政府の不動産データをデジタル化し、維持費や利用率を把握する体制が構築されている。歴史的建造物においては緊急なメンテナンスの未着手案件を解消し、デジタル技術や環境対策を導入するための投資ガイドが設定されている。こうした取り組みにより、将来の更新費用が可視化され更新の優先順位が論理的に決定され、適切なタイミングでの予防保全・エビデンスに基づいた維持管理が可能となる。

しかし、本県における公共施設のマネジメントは依然として物理的な老朽化の対策に止まり、投資に対するリターンの視点が欠如している。このため、アウトカムをベースにしたアセットマネジメントを導入し、スポーツ施設や美術館を再定義する必要がある。具体的には各施設の更新判断において単なるライフサイクルコストの削減のみならず、将来的な社会保障費の抑制の見込みまでを勘案し、エビデンスに基づいた投資判断を行う体制を構築することが望まれる。

このような取り組みを通じて、公共施設の整備・管理がより効果的かつ持続可能なものとなり、地域社会に対する貢献が一層高まることが期待される。公共施設の価値を最大限に引き出し、地域のニーズに応えるためには、戦略的なアプローチが不可欠である。